

第2期

二本松市地域福祉計画

第3次

二本松市地域福祉活動計画

(再犯防止推進計画・成年後見制度利用促進計画)

令和5年度～令和9年度



令和5年3月

二本松市

社会福祉法人 二本松市社会福祉協議会

市長あいさつ

日頃より、市政推進に多大なるご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本市では令和2年に策定した「二本松市総合計画」の重点事項に「地域のちから」を掲げており、地域が人を育み、人が地域を創る好循環を生み出すことで、人と人がつながり、お互いに支え合う「笑顔あふれる しあわせのまち 二本松」の実現を目指しているところです。

私たちを取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化、高齢者単身世帯の増加など、社会環境の変化が急速に進み、価値観やライフスタイルの多様化により地域コミュニティが希薄となり、地域による助け合いや支え合いの機能低下が懸念されています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により交流の機会が減少し、生活困窮や虐待、引きこもりなど、窓口に寄せられる相談内容はますます複雑化・複合化しており、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる「地域共生社会」を実現するためには、地域ぐるみで課題解決に取り組んでいくことが必要となっています。

このような中、地域が抱える福祉課題の解決に向けては、市と市社会福祉協議会が連携を強化し、相互に協力し合いながら各種施策に取り組む必要があることから、これまで別々に策定していた市の「地域福祉計画」と市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定することにいたしました。

市民の皆様をはじめとして、各事業所やボランティア団体、市社会福祉協議会との連携を図りながら、本計画の基本理念である「ふれ愛、たすけ愛、ささえ愛のまち みんなでつくる二本松」の実現に向け、各種施策を展開してまいります。

このほか、今回の計画策定に当たっては、罪を犯した人を孤立させない地域づくりを目的とした「市再犯防止推進計画」、財産管理などに支障のある人たちを支える成年後見制度の利用促進を目的とした「市成年後見制度利用促進計画」を盛り込んだところであります。

地域全体で助け合い、支え合いながら地域福祉の推進に取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にご尽力いただいた策定委員の皆様をはじめとして、地区懇談会や関係団体ヒアリング、アンケート調査にご協力いただいた皆様に心から感謝を申し上げますとともに、皆様方のご健勝ご多幸をご祈念いたしまして挨拶とさせていただきます。

令和5年3月

二本松市長 三 保 恵 一



ごあいさつ

市民の皆様におかれましては、日頃より地域における福祉活動並びに二本松市社会福祉協議会事業の推進に多大なるご支援とご協力を賜っておりますこと厚く御礼を申し上げます。

この度、二本松市と二本松市社会福祉協議会が協働し、一体的に「第2期二本松市地域福祉計画・第3次二本松市地域福祉活動計画」を策定いたしました。

これまでは、地域における福祉的課題を共有し、別冊で策定しておりましたが、一体的に策定することにより、市民の皆様が地域福祉活動に主体的に関わる「支え合いの仕組みづくり」を推進し、より実効性の高い計画としています。

特に近年では、高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響から生活課題の複雑化・多様化が進み、現行の介護保険制度や障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度などの公的支援のみでは解決に導くことが困難なものや、少子高齢化・人口減少などの社会構造の変化を背景に、地域・家庭・職場といった生活の場における、支え合いの基盤の弱まりによって孤立し、困難を抱えているにも関わらず、支援に結びつかずに問題が深刻化している人々が増えています。

このような状況を踏まえ、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、地域住民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがいや地域をともに創造することができる「地域共生社会」の実現を目指した「地域福祉の推進計画」であるとの考えを基礎として策定に取り組みました。

今後は、新たな計画理念である「ふれ愛、たすけ愛、ささえ愛のまち みんなでつくる二本松」のもと、官民協働による福祉のまちづくりを加速させていく考えでありますので、これまで同様ご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただいた地域福祉推進委員会の委員の皆様をはじめ、地区懇談会や関係団体ヒアリング、市民意向調査（地域福祉に関するアンケート）を通じて貴重なご意見をいただきました多くの皆様に厚く御礼を申し上げます。

令和5年3月

社会福祉法人二本松市社会福祉協議会

会長 佐久間 勝



目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	3
2 基本方針	3
3 地域共生社会とは	4
4 地域福祉とは	4
5 本計画における自助・互助・共助・公助の考え方	5
6 計画の法的根拠と位置付け	6
7 計画期間	14
8 計画策定の体制	14
9 地域福祉に関わる圏域の設定	15
10 地域福祉に関する制度の動向	16
第2章 二本松市を取り巻く現状等	21
1 人口動態・世帯の状況	23
2 高齢者を取り巻く状況	25
3 障がい者福祉の状況	28
4 子どもを取り巻く状況	29
5 生活保護の状況	34
6 虐待の状況	35
7 地域活動や市民活動の状況	37
8 市民アンケート・地区懇談会・関係団体ヒアリングからみる 地域課題	41
9 地域福祉計画および第2次地域福祉活動計画（前計画）の評価等	64
10 地域福祉をめぐる主な課題	71
第3章 計画の基本的な考え方	73
1 基本理念	75
2 基本的な視点	76
3 基本目標	77
4 施策の体系	79
第4章 施策の展開	81
基本目標1 地域のつながりづくり	83
1 福祉意識の啓発	83
2 地域のつながりの活性化	86
3 ボランティア活動の活性化	88
基本目標2 一人ひとりの生きる力と地域のかづくり	90
1 地域活動への参加の促進	90
2 健康づくりと生きがいづくりの推進	94

基本目標3 安全・安心な暮らしを支える環境づくり	97
1 安全・安心な暮らしを支える環境の整備	97
2 防犯・防災体制の強化	100
3 情報提供体制の充実	104
基本目標4 一人ひとりの生活課題に寄り添う体制づくり	106
1 重層的・包括的支援体制の構築	106
2 生活課題を受け止める相談体制の充実	109
3 福祉ニーズへの対応	111
4 一人ひとりに寄り添った支援体制の強化	113
5 一人ひとりの権利を守る取り組みの推進	117
第5章 二本松市再犯防止推進計画	121
1 計画策定の背景と目的	123
2 計画の法的根拠と位置付け	124
3 計画の期間	124
4 再犯防止に関する制度の動向と主な内容	124
5 再犯防止を取り巻く状況	127
6 基本目標	129
7 施策の展開	129
第6章 二本松市成年後見制度利用促進計画	131
1 計画策定の背景と目的	133
2 計画の法的根拠と位置付け	134
3 計画の期間	134
4 成年後見制度の概要	135
5 成年後見制度の動向と国の第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要	137
6 本市の成年後見制度を取り巻く状況	139
7 基本目標	140
8 施策の展開	140
第7章 計画の推進にあたって	143
1 計画の推進	145
2 計画の推進体制	146
資料編	147
1 二本松市社会福祉審議会条例	149
2 二本松市社会福祉審議会委員名簿	150
3 二本松市地域福祉推進委員会設置要綱	151
4 二本松市地域福祉推進委員会委員名簿	153
5 二本松市地域福祉計画策定庁内幹事会要領	154
6 二本松市地域福祉計画策定庁内幹事会名簿	155
7 計画策定の経過	156

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

私たちを取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化の進行、高齢者単身世帯の増加、価値観やライフスタイルの多様化などに加え、新しい生活様式などによって、地域におけるつながりが弱まり、助け合いや支え合いの機能低下が懸念されています。そのような中、貧困や8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど、私たちが抱える生活課題は複雑化・多様化しており、従来の縦割りの制度では対応が難しい、制度の狭間にある課題も顕在化しています。

国では、こうした環境の変化を踏まえ、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができるよう、人と人、人と資源が世代や分野を超えて支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向け、社会福祉法に全ての地域住民を対象とする包括的支援体制の整備を行う事業として「重層的支援体制整備事業」を位置付けるなど、各種法整備による取り組みが進められています。

県では、令和3年3月に「福島県地域福祉支援計画」を策定、県社会福祉協議会でも「福島県社会福祉協議会 第5期活動推進計画」を策定し、地域共生社会の実現に向け各種施策に取り組んでいます。

本市では、令和2年12月に二本松市総合計画を策定し、「地域のちから」を重点事項の1つとして、地域が一丸となって課題解決に取り組み、地域が人を育み、人が地域を創る好循環を生み出すことで、人がつながり、支えあう「笑顔あふれる しあわせのまち 二本松」の実現を目指しているところです。

本計画は、地域共生社会の実現に向け、社会福祉法に規定する「包括的な支援体制の整備に関する事項」のほか、市の現状を的確に把握した上で、市が取り組むべき課題や福祉施策の基本的方向性、福祉分野の統一的な目標、実施施策、その他地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めることを目的としています。

2 基本方針

本計画は、平成30年度を初年度として策定した市の「二本松市地域福祉計画」および市社会福祉協議会の「第2次二本松市地域福祉活動計画」について、両計画の期間が令和4年度で終了すること、また、地域が抱える生活課題や福祉課題の解決に向けては、市と市社会福祉協議会が緊密に連携することが必要であることから、令和5年度を初年度とする「第2期二本松市地域福祉計画」および「第3次二本松市地域福祉活動計画」を一体的に策定するものです。

なお、本計画には、罪を犯した人や非行をした人の地域生活と社会復帰を支え、市民の犯罪被害防止を推進する「市再犯防止推進計画」および病気や障がい等により判断能力が十分でない高齢者や障がいのある方等の権利と利益を守るため、成年後見制度の適切な利用を促進する「市成年後見制度利用促進計画」をあわせて策定しています。

3 地域共生社会とは

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

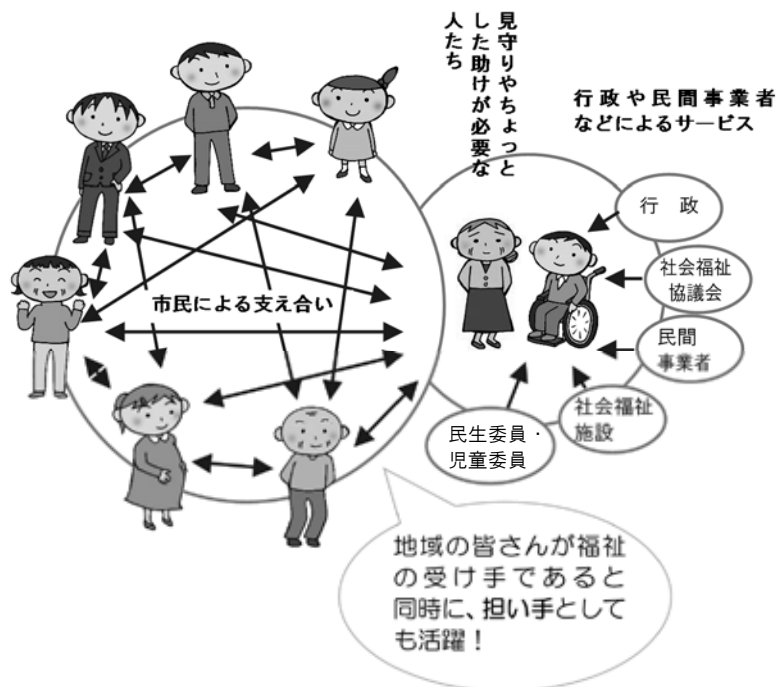
4 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して自立した生活が送れるような社会を実現するための取り組みのことです。

「福祉」という言葉からは、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などといった対象者ごとに分かれた「行政などによるサービスの提供」という意味での「福祉」を思いつくのではないのでしょうか？

しかし、地域で安心して生活していくためには、そのような特定の人だけではなく、地域に住む全ての人が生活しやすい地域社会をつくる必要があります。そのためには、行政などによるサービスの提供だけではなく、**地域の人たちがお互いに助け合い、支え合うことが大切です。**

特に、人間関係の希薄化が進む今、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「助け合い」、「支え合い」の関係・仕組みをつくることが求められています。



5 本計画における自助・互助・共助・公助の考え方

高齢期ケアの概念である、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援する「自助・互助・共助・公助」の考え方は、障がいのある方の地域生活への移行や、困難を抱える子どもや子育て家庭に対する支援等にも応用が可能です。

そこで、本計画における各種施策の立案としては、市民の取り組み（自助・互助）、地域の事業者・団体・NPO法人・地区社会福祉協議会等の取り組み（互助・共助）、市社会福祉協議会の取り組み（互助・共助）、市をはじめとする行政の取り組み（共助・公助）、という4つの視点に立って記載しています。

■地域包括ケアシステムの構築における自助・互助・共助・公助の考え方



自 助：市民やその家族の力で困りごとを解決すること。

互 助：市民の周囲にいる友人や隣近所の方たちが、自発的に互いに関わり、ボランティアやNPO法人等も含めて、地域の中の助け合いで困りごとの解決に向けて取り組むこと。

共 助：介護保険制度や医療保険、年金などの制度化された相互扶助で解決すること。

公 助：さまざまな公的サービスにより、個人や地域では解決できない困りごとに対処すること。

6 計画の法的根拠と位置付け

(1) 『地域福祉計画』の位置付け

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定する地域福祉推進のための基本計画であり、市の福祉分野における各種計画の上位計画として位置付けるものです。地域のさまざまな課題に対し、地域の力で解決していくという視点を重視しながら、行政や各種団体、住民等が活動する際の方向性や基本的な考え方を示しています。

【社会福祉法】

(地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(包括的な支援体制の整備)

第一百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備

に関する施策

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

(重層的支援体制整備事業)

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

(重層的支援体制整備事業実施計画)

第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第一百七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(支援会議)

第百六条の六 市町村は、支援関係機関、第百六条の四第四項の規定による委託を受けた者、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者(第三項及び第四項において「支援関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援会議」という。)を組織することができる。

2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

- 3 支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 支援関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がないのに、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

本計画の枠組みである社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画の策定ガイドラインに掲げられている盛り込むべき事項は以下のとおりです。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
 - イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
 - ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
 - エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
 - オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
 - カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
 - キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
 - ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
 - ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
 - コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
 - サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
 - シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
 - ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理

- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
 - ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
 - イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
 - ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
 - エ 利用者の権利擁護（成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備）
 - オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現
 - ・ 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援
 - ・ 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
 - イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
 - ウ 地域福祉を推進する人材の養成
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項
 - ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（法第106条の3第1項第1号関係）
 - イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（法第106条の3第1項第2号関係）
 - ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（法第106条の3第1項第3号関係）
- ⑥ その他
 - 市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等

(2) 『地域福祉活動計画』の位置付け

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定義されている市社会福祉協議会が策定する、地域の抱える生活課題や福祉課題の解決を図るため、地域住民が主体となって取り組む地域福祉活動の具体的な内容を定める計画です。

【社会福祉法】

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

- 第百九条** 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。
- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員総数の五分之一を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(3) 『市再犯防止推進計画』の位置付け

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「市再犯防止推進計画」の内容を含む形で策定しています。

【再犯の防止等の推進に関する法律】

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(4) 『市成年後見制度利用促進計画』の位置付け

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「市成年後見制度利用促進計画」の内容を含む形で策定しています。

【成年後見制度の利用の促進に関する法律】

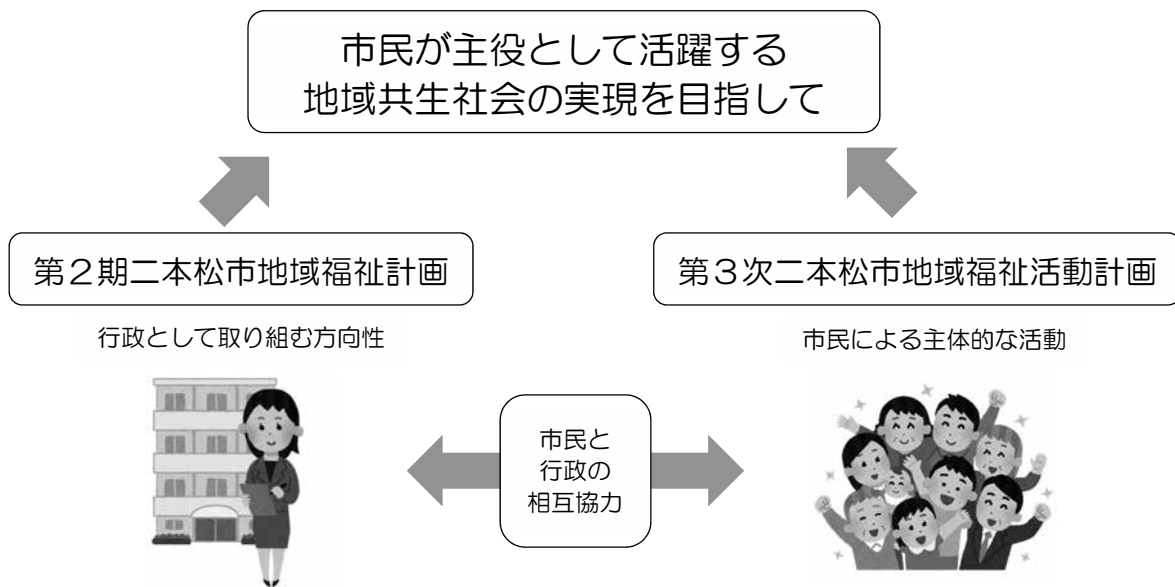
第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(5) 『地域福祉計画』と『地域福祉活動計画』の一体化

「地域福祉計画」は、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを進め、「共に生きる地域社会づくり」の実現に向けた方向性を示す計画です。

「地域福祉活動計画」は、市民やボランティア団体、福祉や介護の事業者など、民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくための活動・行動計画です。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、ともに地域福祉の推進を目指すものであることから、相互の協力と連携を図るため、一体的に策定します。



<地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係整理>

	地域福祉計画	地域福祉活動計画
性格	・ 行政計画（施策化、事業目標の明確化）	・ 民間の福祉活動推進のための自発的な計画（地域活動協働ルール化）
理念・方向性	・ 協働による地域福祉の推進 ・ 官民協働による地域課題の把握・共有化	
内容	・ 連携や協働のルールなど各主体の役割分担の在り方 ・ 地域の実情に応じたきめ細やかな福祉基盤の整備などの施策化・目標化	・ 施策に基づくサービスの展開 ・ 施策化されたもの以外の独自のサービスの展開
事務局	・ 二本松市保健福祉部福祉課	・ 二本松市社会福祉協議会

(6) 関連計画との関係

本計画は、上位計画である二本松市総合計画が示す地域福祉を具体化していく計画として、市の保健福祉関連計画およびまちづくりに関連する他分野の計画等との整合を図るとともに、福島県地域福祉支援計画や福島県社会福祉協議会活動推進計画などとの連携も踏まえた計画となっています。



7 計画期間

計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等によっては、計画期間内であっても必要に応じて見直しを検討するものとします。

8 計画策定の体制

(1) 策定委員会の開催

計画策定にあたっては、本市が設置する社会福祉審議会および市社会福祉協議会が設置する地域福祉推進委員会が合同で策定委員会を開催し、審議を行いました。いずれも市民や関係機関・地域団体の代表などで構成されています。

(2) 策定庁内幹事会の開催

計画に掲げる施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、庁内に策定幹事会を組織し策定作業を進めました。

(3) 市民意向調査（地域福祉に関するアンケート）の実施

市民の意向等を計画に反映するため、地域との関わりや福祉活動等への参加状況、地域福祉の推進に関する意識などを把握する目的として、令和3年度に実施しました。

(4) 関係団体ヒアリングの実施

高齢者や障がいのある方、児童（子ども・子育て）の福祉に関わる団体に対してヒアリング調査を実施し、支援に係る課題や意見等を把握した上で重点課題の抽出や解決に向けた施策立案を行い、計画に反映しました。

(5) 地区懇談会の開催

生活課題の共有化を図るため、地区ごとに「地区懇談会」を開催し、地域住民の意見や現状等を把握した上で、重点課題の抽出や解決に向けた施策立案を行い、計画に反映しました。

(6) パブリックコメントの実施

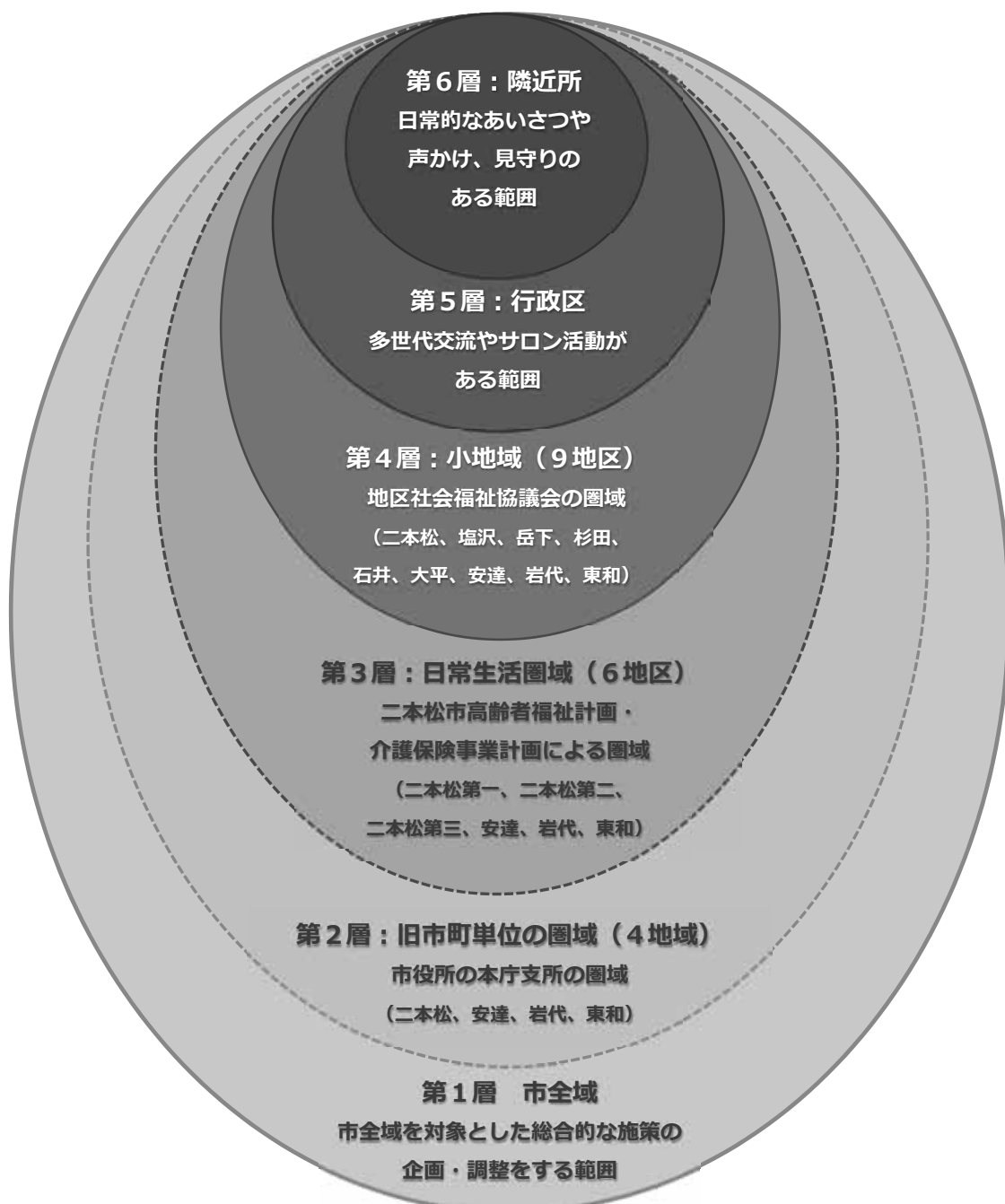
市民からの幅広い意見を募集するため、本計画案を本市のホームページ等で公開し、パブリックコメントを実施しました。

9 地域福祉に関わる圏域の設定

本市の地域福祉に関わる圏域は、日常的なあいさつや声かけ、見守りのある隣近所を最小として、多世代交流やサロン活動がある行政区の圏域、地区社会福祉協議会の圏域、二本松市高齢者福祉計画・介護保険事業計画による日常生活圏域、旧市町に基づく市役所の本庁支所の圏域、市全域まで、6層に設定しています。

一人ひとりが抱える生活課題の解決に向けて、段階的な情報の共有と、それぞれの圏域が担う役割や機能を存分に活用できるよう、協働の仕組みづくりを推進します。

■本市の圏域設定のイメージ



10 地域福祉に関する制度の動向

地域福祉に関わる制度の動向は、概ね以下のような内容となっています。

(1) 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 (令和2年6月成立、令和3年4月施行)

- 地域共生社会の実現を目指し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材の確保および業務効率化の取り組みの強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月に成立しました。
- 市区町村においては、既存の相談支援等の取り組みを生かしつつ、地域住民の複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築が求められており、改正社会福祉法に基づき、新たに「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

(2) 高齢社会対策大綱（平成30年2月閣議決定）

- 高齢社会対策の推進にあたっての基本的考え方を明確にし、分野別の基本的施策の展開が図られるよう、「高齢者を支える」とともに、意欲ある高齢者の能力発揮を可能にする社会環境を整え、また、高齢者のみならず若年層も含め、全ての世代が満ち足りた人生を送ることのできる環境を整えることを目的として、「高齢社会対策大綱」が平成30年2月に閣議決定されました。
- 令和7年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の一層の推進を図ることとしています。

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（平成25年4月施行）

- 障がいのある方および障がいのある子どもが、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスおよび地域生活支援事業、その他の支援を総合的に行い、障がいのある方および障がいのある子どもの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず、国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として、平成25年4月に施行されました。

(4) 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和2年4月施行）

- 親権者等による虐待が火急の問題となっていることから、児童相談所の機能強化などを図るため、令和元年6月に児童虐待防止法と児童福祉法が改正されました。改正法には「体罰の禁止」が明記され、児童相談所での「介入対応（一時保護等）」と「保護者支援（家族関係の再構築等）」を行う部署を分けること、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの連携強化など児童虐待防止に向けた体制の構築を目指し、令和2年4月に施行されました。

(5) 生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行）

- 現に経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなる恐れのある生活困窮者を対象として、自立と尊厳の確保および生活困窮者を通じた地域づくりなどを目標に、包括的な支援体系を創設することを目的とした法律として、平成27年4月に施行されました。
- 本市においても、市社会福祉協議会に委託して二本松市生活相談センターを開設し、相談支援を行っています。

(6) 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月公布・施行）

- 検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇し、「再犯防止」が大きな課題となっていることから、安全・安心に暮らせる社会を構築していくため、「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成28年12月に公布・施行されました。
- この法律では、国および地方公共団体の責務を明示するとともに、対策の基本的事項を掲げ、再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進することが定められており、平成29年12月に国の再犯防止推進計画が閣議決定されました。
- 令和4年6月に成立した更生保護法などの一部改正法により、更生や犯罪予防に向けて保護観察所が住民や関係機関に必要な援助を行う「地域援助」が更生保護法に位置付けられました。

(7) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）

- 認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支える有効な手段である成年後見制度が十分に利用されていない状況にあったことから、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年5月に施行されました。
- この法律では、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められています。
- この法律に基づき、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」、令和4年3月には「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。

(8) 自殺対策基本法（平成28年4月施行）

- 日本の自殺率は近年減少傾向にありますが、年間2万人を超える方が自殺で亡くなっていることから、更なる対策を推進していくため、平成28年に自殺対策基本法が改正されました。
- 改正自殺対策基本法では、都道府県・市町村に地域自殺対策計画の策定義務化、自殺総合対策推進センターの設置による地域の自殺対策の支援機能強化などが定められました。これに基づき、本市でも「二本松市自殺対策計画」を策定し、より本市の実態に沿った自殺対策を推進しています。
- 令和4年10月、「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。見直し後の大綱では、「1. 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」、「2. 女性に対する支援の強化」、「3. 地域自殺対策の取組強化」、「4. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進など、総合的な自殺対策の更なる推進・強化」を重点的に推進することとしています。

(9) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（住宅セーフティネット法）（平成29年10月施行）

- 近年、民間の空家・空室の増加が大きな問題となっており、これらを活用して新たな住宅セーフティネットの仕組みづくりを行う法律が平成29年10月に施行されました。
- 賃貸人が空家等を住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録することで、今後10年間で100万人の増加が見込まれる高齢単身者等の住宅の供給促進を図ることとしています。

(10) 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改定版、SDGsアクションプラン2020（令和元年12月決定・策定）

- 平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを目指し、令和12年を期限として17のゴールと169のターゲットを設定しています。
- 日本においても、SDGsの実施のため、平成28年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が打ち出されました。令和元年12月には実施指針が改定され、「SDGsアクションプラン2020」が策定されました。
- 「SDGsアクションプラン2020」では豊かで活力のある「誰一人取り残さない社会」の実現につなげる政府の具体的な取り組みが盛り込まれています。
- 市町村においてもSDGsの達成に向けた各種取り組みの促進が求められています。



■ 本計画に関連するSDGsの目標



(11) 新しい生活様式の推進

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、一人ひとりが「新しい生活様式」を日常生活に取り入れ、社会全体で感染拡大防止に取り組んでいくことが求められています。

第1章 計画策定にあたって

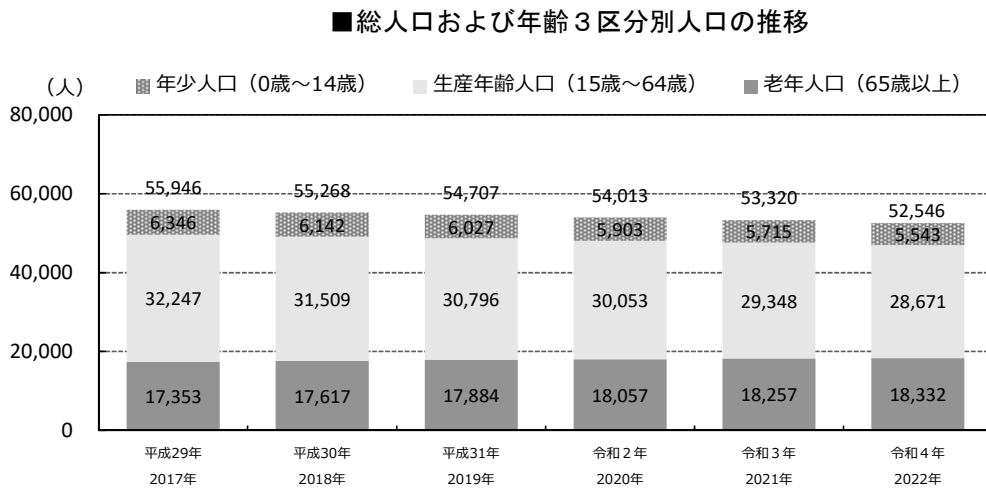
第2章 二本松市を取り巻く現状等

第2章 二本松市を取り巻く現状等

1 人口動態・世帯の状況

(1) 総人口および年齢3区分別人口の推移

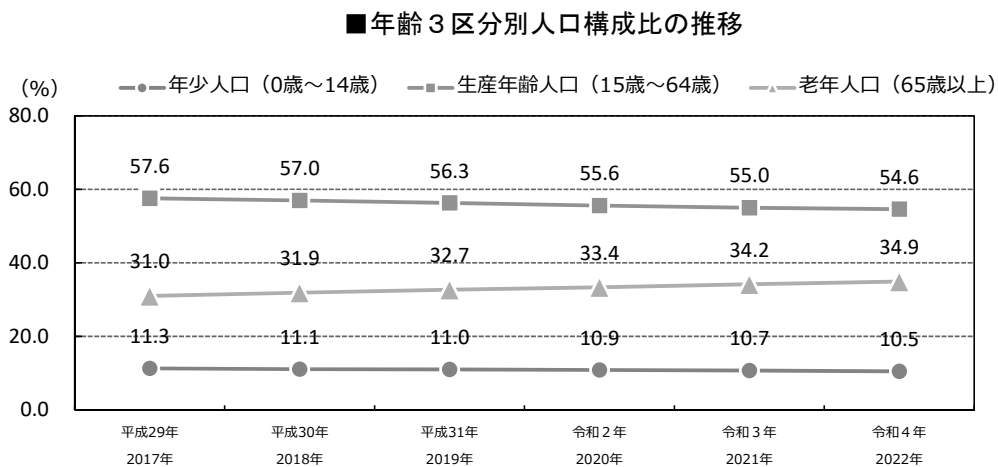
本市の総人口は年々減少しています。その一方で、老年人口（65歳以上）は増加傾向となっています。



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 年齢3区分別人口構成比の推移

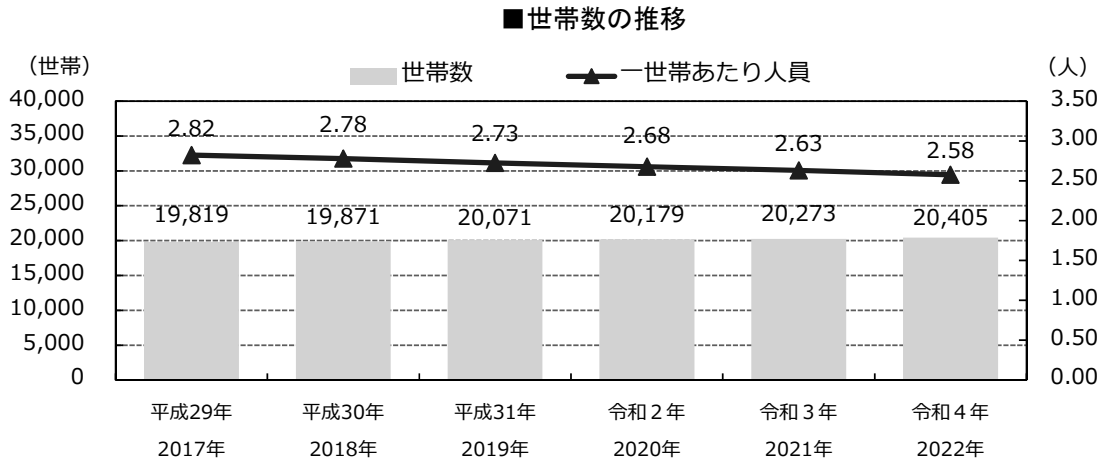
本市の年齢3区分別人口構成比の推移をみると、年少人口（0～14歳）および生産年齢人口（15～64歳）は下降傾向が続き、老年人口（65歳以上）は増加傾向となっています。



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(3) 世帯構成の推移

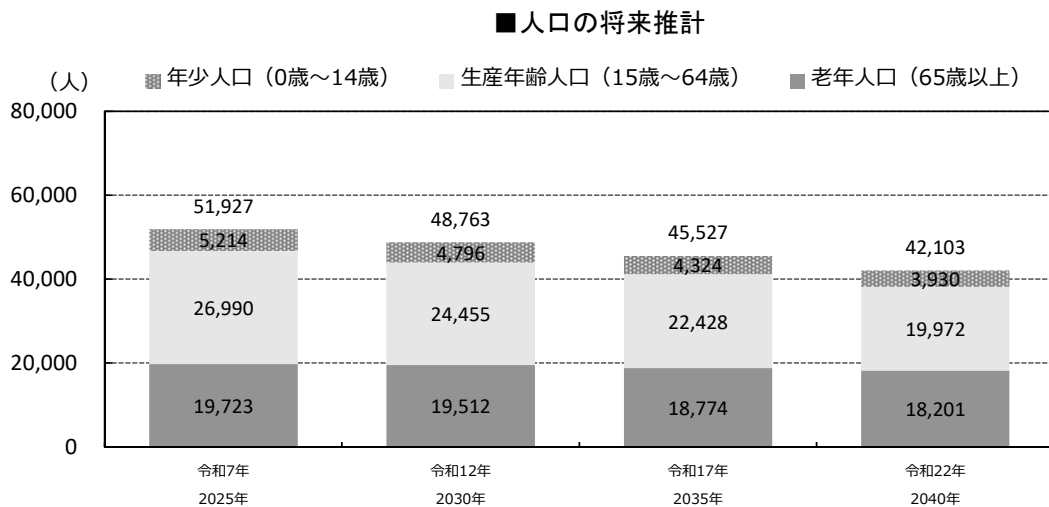
世帯数の推移をみると増加傾向にあり、令和4年では20,405世帯となっています。一方、一世帯あたり人員については、平成29年から令和4年にかけて0.24人減少しており、核家族化が緩やかに進んでいます。



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

(4) 人口の将来推計

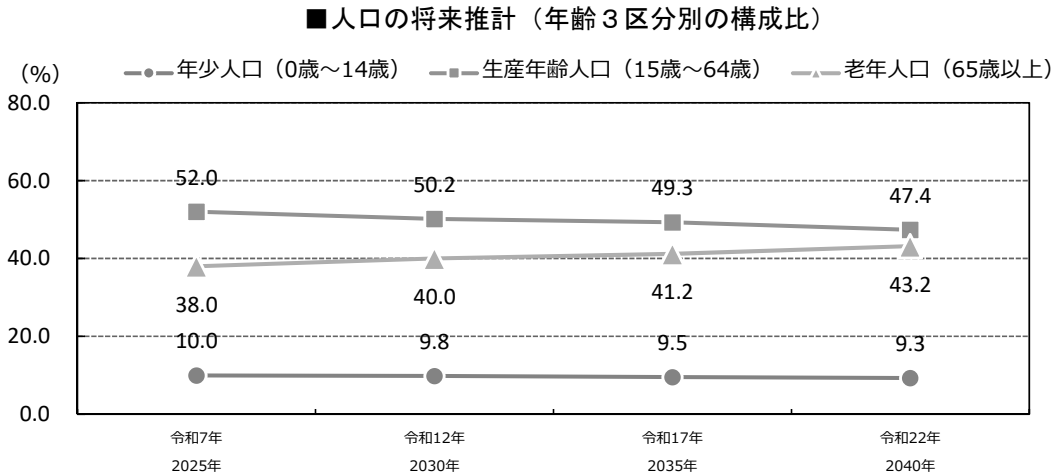
本市の人口の将来推計をみると、総人口は毎年600人から700人の減少が予測され、令和12年に5万人を下回ることが見込まれています。また、年齢3区分別にみると、「年少人口(0～14歳)」は令和7年から令和22年に24.6%(1,284人)の減少が見込まれます。また、「生産年齢人口(15～64歳)」は令和7年から令和22年に26.0%(7,018人)減少し、「老年人口(65歳以上)」は令和7年から令和22年に7.7%(1,522人)減少すると見込まれます。



資料：二本松市総合計画
コーホート要因法により国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の定めた仮定値を用いて推計

(5) 人口の将来推計（年齢3区分別の構成比）

本市の人口の将来推計について、年齢3区分別の構成比をみると、「年少人口（0～14歳）」は令和7年から令和22年に0.7ポイント減少、「生産年齢人口（15～64歳）」は令和7年から令和22年に4.6ポイント減少すると見込まれています。「老年人口（65歳以上）」は令和7年から令和22年に5.2ポイント増加すると見込まれます。

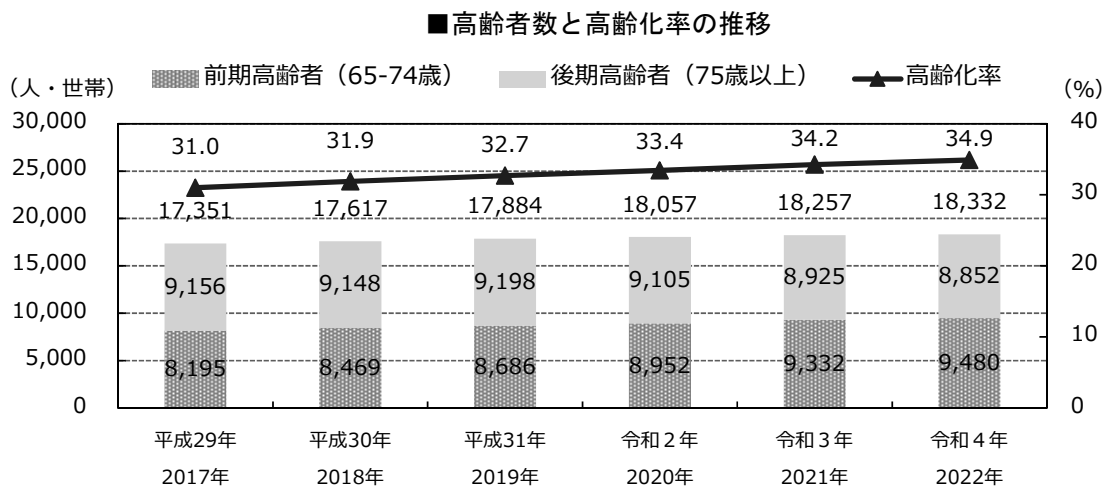


資料：二本松市総合計画
コーホート要因法により国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の定めた仮定値を用いて推計

2 高齢者を取り巻く状況

(1) 高齢者数と高齢化率の推移

本市の高齢者人口は増加傾向にあり、高齢者は平成29年から令和4年までの5年間で5.7%（981人）増加しています。前期高齢者（65-74歳）は15.7%（1,285人）増加していますが、後期高齢者（75歳以上）は3.3%（304人）減少しています。総人口に対する高齢化率は平成29年から3.9ポイント上昇しています。



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 高齢者のいる世帯の推移（65歳以上の世帯員のいる世帯数）

高齢者のいる世帯は年々増加し、令和2年では全世帯の59.1%となっています。また、高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯も同様の傾向で微増し、それぞれ全世帯の10%以上となっています。

■ 高齢者のいる世帯数

単位：世帯

	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
一般世帯数	18,398	18,346	19,496	19,359
65歳以上の世帯員のいる一般世帯 (対一般世帯数比)	9,974 (54.2%)	10,216 (55.7%)	11,196 (57.4%)	11,447 (59.1%)
高齢者単身世帯 (対一般世帯数比)	1,066 (5.8%)	1,315 (7.2%)	1,837 (9.4%)	2,153 (11.1%)
高齢夫婦世帯(夫婦双方65歳以上) (対一般世帯数比)	1,170 (6.4%)	1,287 (7.0%)	1,671 (8.6%)	2,053 (10.6%)

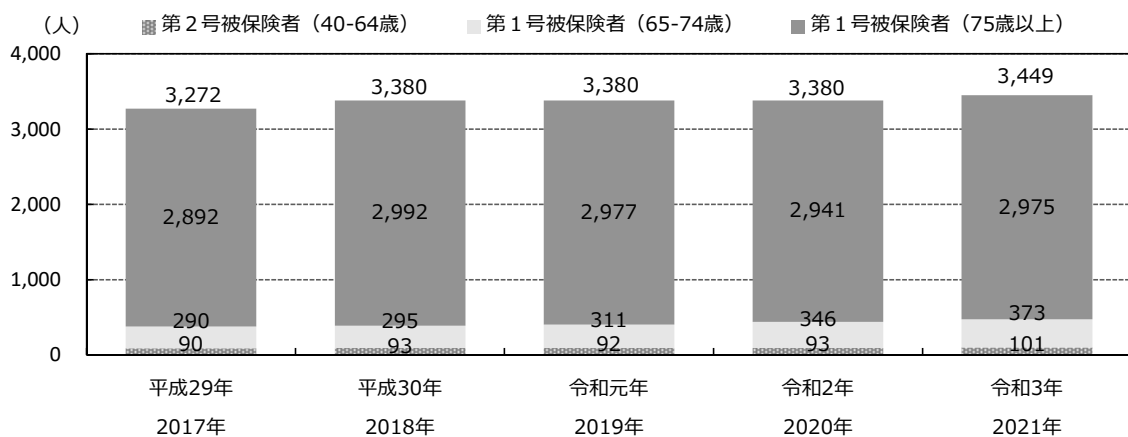
資料：国勢調査(各年10月1日現在)

(3) 要介護（要支援）認定者数の推移

① 被保険者種類別

要介護（要支援）認定者数は増加傾向にあり、平成29年から令和3年までの4年間で5.4%（177人）増加しています。被保険者種類別では、第2号被保険者（40-64歳）はほぼ横ばいですが、第1号被保険者（65-74歳）で28.6%（83人）増、第1号被保険者（75歳以上）では2.9%（83人）増となっています。

■ 要介護（要支援）認定者数の推移（被保険者種類別）

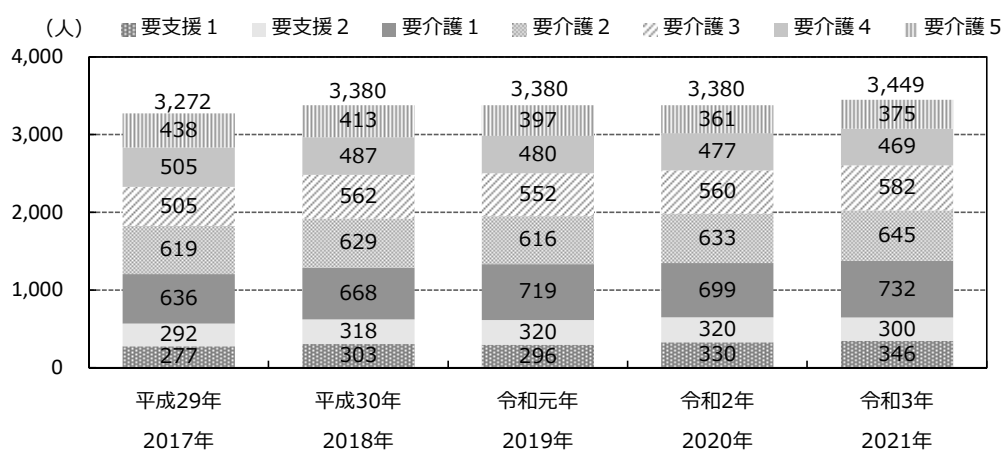


資料：介護保険事業状況報告(各年9月月報)

② 要介護度別・全年齢

全年齢の要支援・要介護認定者数を要介護度別にみると、令和3年は要介護1が732人と最も多く、次いで要介護2（645人）、要介護3（582人）、要介護4（469人）と、要介護1～4が多くなっています。一方、平成29年から令和3年の4年間の伸び率をみると、要支援1の24.9%（69人）、要介護3の15.2%（77人）、要介護1の15.1%（96人）の順に上昇しています。

■要介護（要支援）認定者数の推移（要介護度別・全年齢）

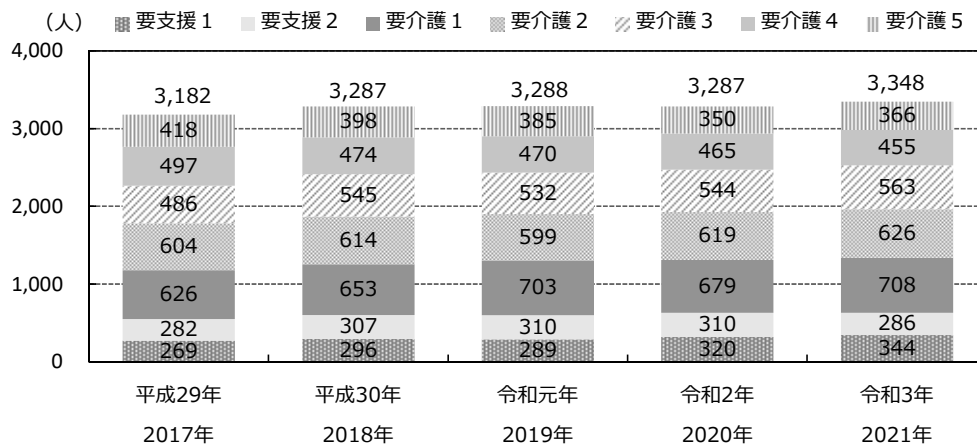


資料：介護保険事業状況報告（各年9月月報）

③ 要介護度別・第1号被保険者

第1号被保険者の要支援・要介護認定者数を要介護度別にみると、令和3年は要介護1が708人と最も多く、次いで要介護2（626人）、要介護3（563人）、要介護4（455人）と、要介護1～4が多くなっています。一方、平成29年から令和3年の4年間の伸び率をみると、要支援1の27.9%（75人）、要介護3の15.8%（77人）、要介護1の13.1%（82人）の順に上昇しています。

■要介護（要支援）認定者数の推移（要介護度別・第1号被保険者）



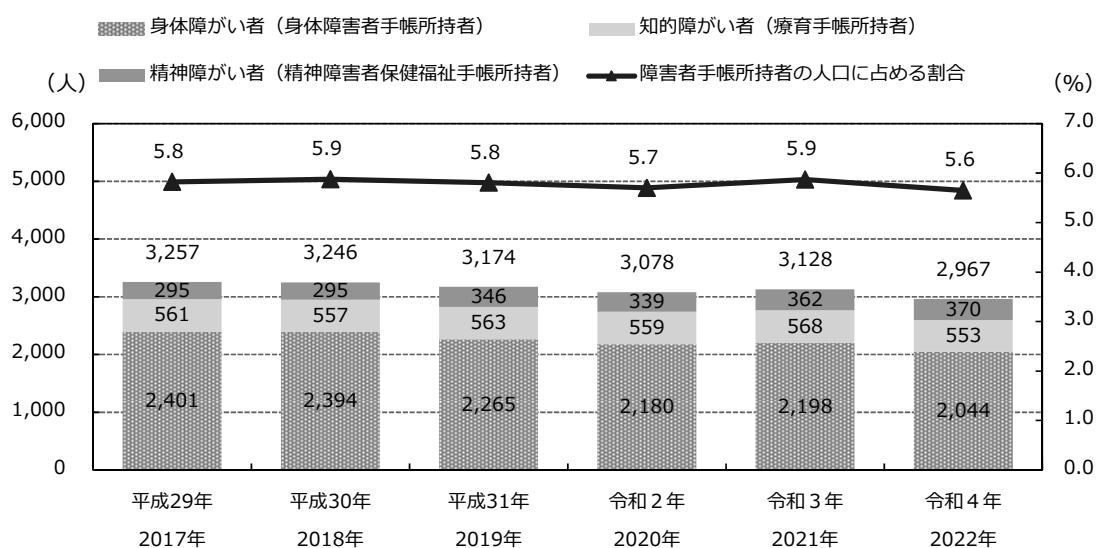
資料：介護保険事業状況報告（各年9月月報）

3 障がい者福祉の状況

(1) 障がい者（手帳所持者）数の推移

障がい者数（手帳所持者）と人口に占める割合の推移をみると、平成29年から令和4年までの5年間はほぼ横ばいで推移しています。一方、平成29年から令和4年の5年間の伸び率を手帳種別でみると、身体障がい者数は14.9%（357人）減、知的障がい者数は1.4%（8人）減、精神障がい者数は25.4%（75人）増となっています。

■障がい者（手帳所持者）数の推移

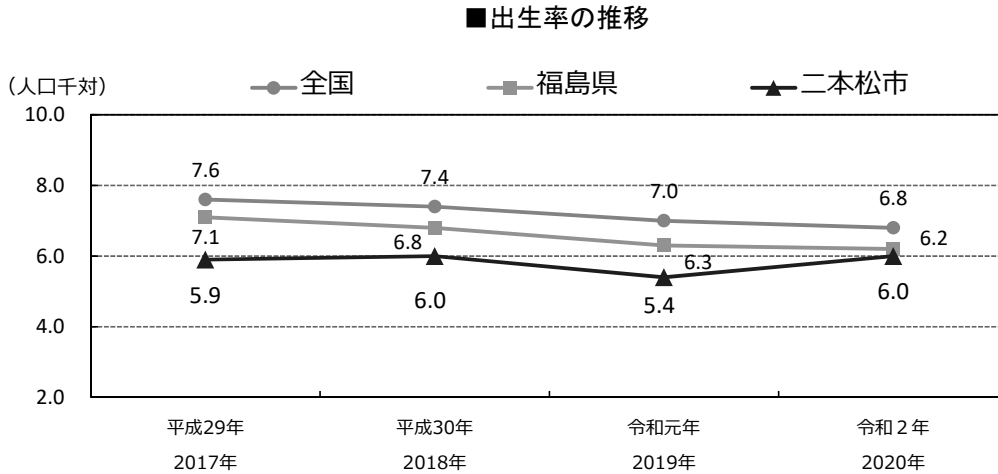


資料：二本松市社会福祉の概況(各年4月1日現在)

4 子どもを取り巻く状況

(1) 出生率の推移

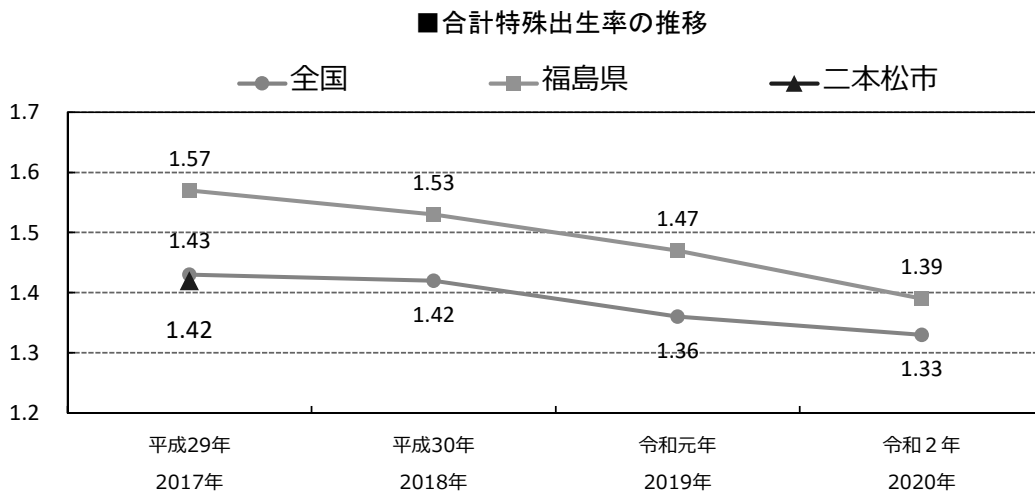
本市の人口千人当たりの出生率は、平成29年に5.9人、平成30年に6.0人、令和元年に5.4人、令和2年に6.0人といずれも7.0人以下であり、全国や県を下回っています。



資料：人口動態統計

(2) 合計特殊出生率の推移

一人の女性が一生のうちに産む子どもの人数とされる「合計特殊出生率」の推移をみると、本市の平成29年は1.42と全国を下回っています。なお、本市の平成30年以降の数値は試算されていません。



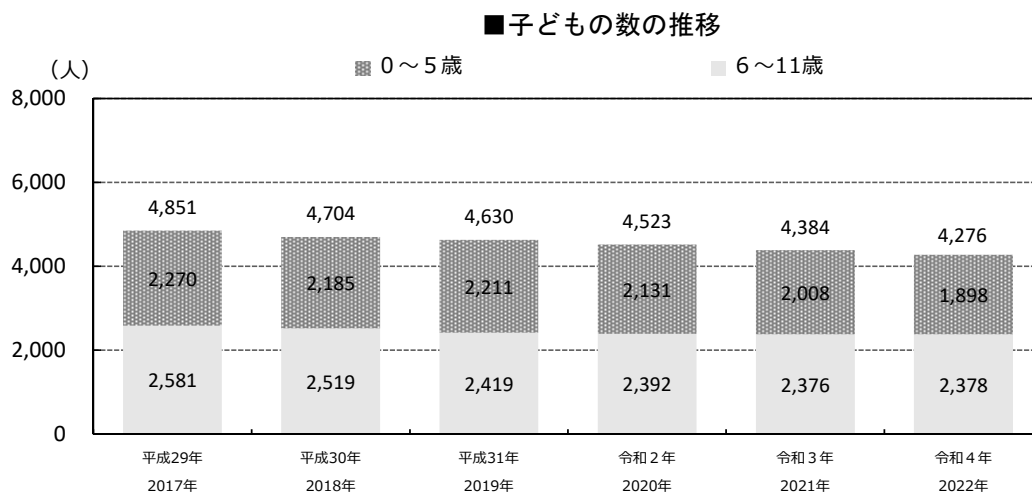
※市町村別の指標は、小地域における推定に有力な手法であるベイズ推定を用いています。

資料：人口動態統計

(3) 子どもの数の推移

① 子どもの数の推移

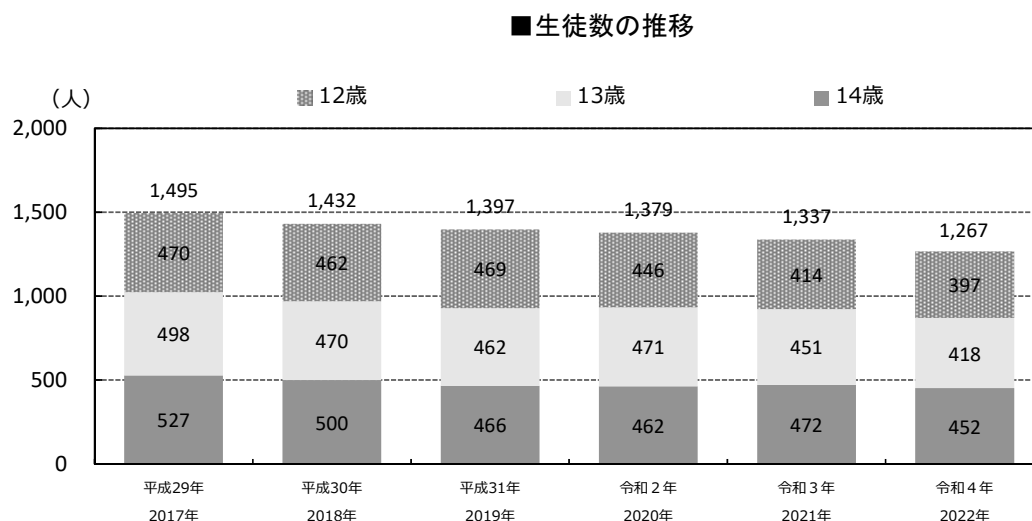
子どもの数の推移をみると、本市の子どもの数は減少傾向にあり、平成29年から令和4年までの5年間に11.9%（575人）減少しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

② 生徒数の推移

中学校の生徒数の推移をみると、本市の生徒数は年々減少し、平成29年から令和4年までの5年間に15.3%（228人）減少しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(4) 子どものいる世帯の推移（18歳未満の世帯員のいる世帯数）

令和2年の18歳未満の子どものいる世帯は、全世帯の21.0%となり、さらに6歳未満の子どものいる世帯でみると、全世帯の8.1%となっています。

18歳未満の子どものいる世帯は、平成22年から令和2年までの10年間で24.1%（1,291世帯）減少しており、少子化が進行しています。

■18歳未満世帯員のいる世帯数

単位：世帯

	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
一般世帯数	18,398	18,346	19,496	19,359
6歳未満の世帯員のいる一般世帯 (対一般世帯数比)	2,380 (12.9%)	2,023 (11.0%)	1,686 (8.6%)	1,562 (8.1%)
18歳未満の世帯員のいる一般世帯 (対一般世帯数比)	6,208 (33.7%)	5,366 (29.2%)	4,678 (24.0%)	4,075 (21.0%)

資料：国勢調査(各年10月1日現在)

(5) ひとり親世帯の推移

本市のひとり親世帯は、平成29年から令和3年までの4年間に13.4%（102世帯）減少しています。

■ひとり親世帯の推移

単位：世帯

	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)
母子(父子)世帯	761	669	679	679	659

資料：二本松市社会福祉の概況(各年6月1日現在)

第2章 二本松市を取り巻く現状等

(6) 教育・保育施設の利用状況

本市の教育・保育施設の定員および利用者数は以下のとおりです。

■教育・保育施設の利用状況

単位:人

	定員	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
にほんまつ保育園	180	185	186	168	161	148	153
あだたら保育所	40	32	30	28	30	25	20
あだち保育園	120	107	117	112	109	107	97
小浜保育所	60	52	45	37	41	46	42
のびのび保育園	45	46	47	40	40	42	37
ほうとく保育園	60	80	77	66	59	60	58
おひさま保育園(平成28年度認可)	45	41	49	46	45	46	42
すまいるえくぼ(令和元年度認可、令和2年度までで受入終了)	0	-	12	19	18	-	-
ほうとくかぶき保育園(令和元年度認可)	49	-	0	0	33	39	41
きらきら保育園(令和2年度認可(小規模保育所から認可保育所へ移行))	30	19	22	20	21	27	24
つばさ保育園 かすみ園(令和3年度認可)	42	-	-	-	-	32	48
*いわしろさくらこども園	33	31	26	22	24	16	16
*とうわこども園	80	84	86	87	77	66	61
*認定こども園 まゆみ	110	58	61	57	68	64	75
*認定こども園※ 子どもの館	60	72	66	64	57	61	58
*認定こども園 二本松学園	85	76	78	76	74	69	69
*認定こども園 まゆみぶらす(平成30年度認可)	120	-	66	93	99	97	104
なかよし保育園	12	12	11	10	10	10	9
きぼう保育園(令和3年度までで受入終了)	0	15	12	5	9	9	-
スクルドエンジェル保育園若宮園(令和2年度新設)	19	-	-	-	-	19	14
二本松北学童保育所(同朋幼稚園内)	80	72	86	79	73	76	77
二本松北学童保育所	40	-	-	18	33	45	48
二本松南学童保育所	100	73	73	88	93	89	96
岳下学童保育所	70	53	60	69	70	55	72
杉田学童保育所	80	41	46	49	61	68	81
大平学童保育所	40	42	36	40	32	37	34
石井学童保育所	25	15	16	20	21	28	32
塩沢学童保育所	40	36	35	34	33	42	50
安達太良学童保育所	25	15	15	22	27	27	29

※認定こども園:小学校就学前の子どもやその親に対して、保育や教育といった子育てに関する包括的なサービスを提供する幼稚園や保育所、またその関連施設。

*印の認定こども園は、2号・3号認定を受けた子どもの入園児数。

-印は、当該年次において施設が設置されていない(新設または廃止による)もの。

資料:二本松市社会福祉の概況

(保育所入所児童数:各年度当初現在、学童保育所入所児童数状況:年度入所児童平均)

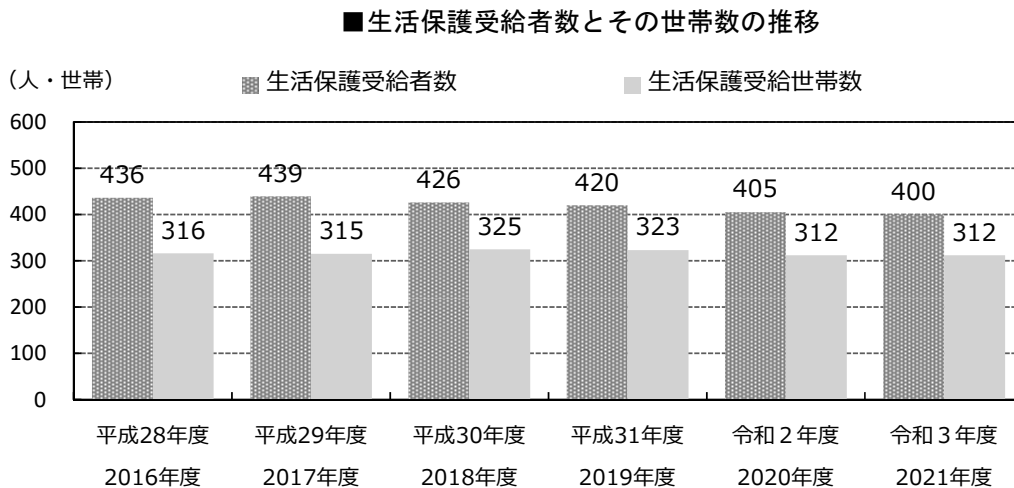
第2章 二本松市を取り巻く現状等

	定員	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
原瀬学童保育所	30	-	-	-	-	21	26
油井第1学童保育所	80	47	46	43	63	77	103
油井第2学童保育所	40	36	18	26	25	33	50
油井第3学童保育所	40	-	27	30	29	33	28
油井学童保育所(ふくしまグリーンキャンパス内)	30	24	24	30	29	29	29
渋川学童保育所	40	31	24	19	19	17	35
川崎学童保育所	40	29	30	35	39	42	44
岩代学童保育所	40	45	47	41	42	41	41
東和学童保育所	80	60	62	73	66	64	71

5 生活保護の状況

(1) 生活保護受給者数とその世帯の推移

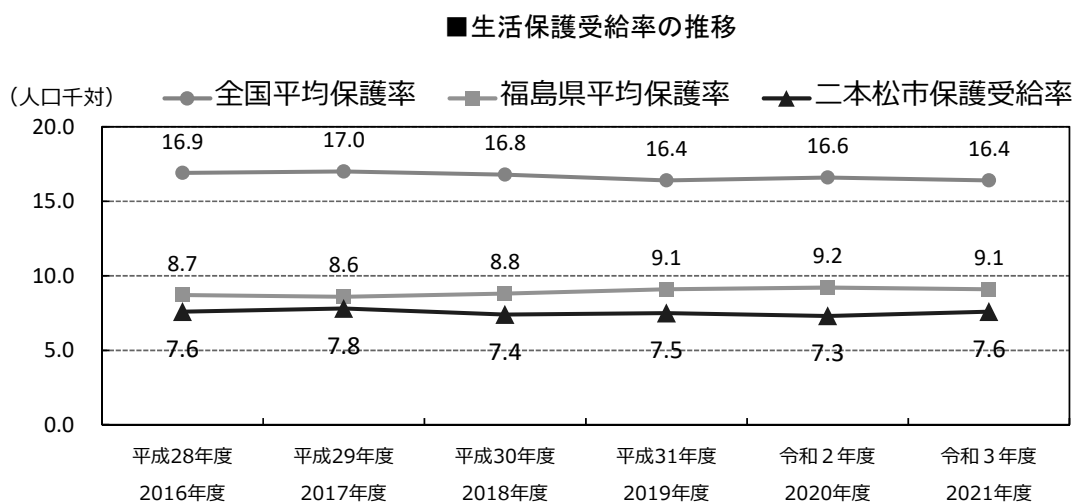
生活保護受給者数の推移をみると、平成28年度以降減少傾向にあり、令和3年度には400人となっています。生活保護受給世帯数では、平成30年度の325世帯以降減少傾向となっており、令和3年度には312世帯となっています。



資料：二本松市社会福祉の概況(各年度3月31日)

(2) 生活保護受給率の推移

生活保護受給率の推移をみると、本市は全国・県と比較して、一貫して下回っています。平成28年度から令和3年度にかけて増減を繰り返し、令和3年度には7.6‰^{*}となっています。



資料：二本松市社会福祉の概況(各年度3月31日)

※「‰(パーミル)」千分率。1000分の1を1とする単位。

(3) 生活保護受給世帯数（世帯類型別）の推移

世帯類型別生活保護受給世帯数の推移をみると、平成29年度から令和3年度の5年間で単身世帯の増加傾向が見られ、高齢者世帯で6世帯増加、傷病・障がい世帯で4世帯増加、その他の世帯で7世帯増加しています。

■世帯類型別被保護世帯数の推移

単位：世帯

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
高齢者世帯	144	154	155	145	137
(うち単身世帯)	127	147	148	139	133
母子世帯	10	9	9	8	6
傷病・障がい世帯	92	98	99	98	104
(うち単身世帯)	84	85	83	84	88
その他世帯	61	56	54	55	60
(うち単身世帯)	29	32	32	34	36
保護停止中世帯	8	8	6	6	5

資料：二本松市社会福祉の概況(各年3月31日)

6 虐待の状況

(1) 高齢者虐待件数の推移

本市の高齢者虐待認定件数は平成29年度から平成30年度は7件、令和元年度以降は5件で横ばいとなっています。令和3年度では、高齢者虐待認定件数5件のうち4件が心理的虐待となっています。

■高齢者虐待件数の推移

単位：件

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
養護者虐待通報・届出件数	12	9	8	18	19
養護者虐待認定件数	7	7	5	5	5
虐待種別(重複あり)					
身体的	4	3	2	4	1
心理的	4	2	1	4	4
ネグレクト	3	2	4	2	1
経済的	1	1	0	1	0
性的	0	0	0	0	0

資料：高齢福祉課(各年度末現在)

(2) 障がい者虐待相談件数の推移

本市の障がい者虐待相談件数は、令和3年度は5件となり、その全てが身体的虐待となっています。

■障がい者虐待相談件数の推移

単位:件

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)
養護者虐待相談件数	4	3	2	6	5
虐待種別					
身体的	2	1	0	6	5
心理的	1	0	0	0	0
ネグレクト	1	1	1	0	0
経済的	0	1	1	0	0
性的	0	0	0	0	0

資料:福祉課(各年3月31日現在)

(3) 児童虐待相談件数の推移

本市の児童虐待相談件数は増加傾向にあり、平成 29 年度から令和3年度にかけて15件増加しています。令和3年度は60件となっており、そのうち39件が身体的虐待、11件がネグレクトとなっています。

■児童虐待相談件数の推移

単位:件

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)
養護者虐待相談件数	45	55	44	52	60
虐待種別					
身体的	11	13	12	25	39
心理的	6	6	8	6	8
ネグレクト	27	33	23	20	11
性的	1	3	1	1	2

資料:子育て支援課(各年度末現在)

7 地域活動や市民活動の状況

(1) 地域福祉活動やボランティア、NPO法人の活動状況

本市の「民生委員・児童委員数」、「ボランティア団体数」、「NPO法人数」はほぼ横ばいで推移しています。後継者や担い手不足などの課題もあることから、人材発掘や育成等の強化が求められます。

■地域福祉活動やボランティア、NPO法人の活動状況

単位：人・団体・法人

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)
民生委員・児童委員数	141	141	143	143	143
ボランティア団体数	73	69	70	74	75
ボランティア個人	22	18	22	32	33
NPO法人数	24	25	24	22	21

資料：福祉課、秘書政策課、市社会福祉協議会(各年度末現在)

(2) 心配ごと相談所事業

心配ごと相談（一般相談）の件数は、平成 29 年度から令和元年度まではほぼ横ばいで推移してきましたが、令和 2 年度以降はコロナ禍に加え、これまでは計上していなかった訪問による相談や資金貸付の相談件数も計上するなど、集計方法の変更による影響もあり、増加に転じています。

■心配ごと相談所事業

単位：件

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)
相談所（一般相談）受付	4	13	0	0	0
窓口（職員）受付	20	12	26	55	363
計	24	25	26	55	363

資料：市社会福祉協議会(各年度末現在)

(3) 資金貸付件数

生活援助資金、小口援助資金は減少傾向となっています。生活福祉資金は平成29年から令和元年度は20件以下で推移してきましたが、令和2年度は353件、令和3年度は285件と、コロナ禍の影響によって大きく増加しています。

■資金貸付件数

単位:件

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
生活福祉資金(県社協)	20	18	14	353	285
生活援助資金(本社協)	20	14	2	2	2
小口援助資金(本社協)	50	57	12	12	10

資料:市社会福祉協議会(各年度末現在)

(4) 日常生活自立支援事業(あんしんサポート)実施状況

新規契約者は平成29年度から平成30年度は10人以上となっていますが、令和元年度以降は5人以下となっています。実利用者は30人前後で推移しています。

■日常生活自立支援事業(あんしんサポート)実施状況

単位:人

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
新規契約者	13	11	5	2	4
実利用者(年度末登録者)	30	33	33	26	29

資料:市社会福祉協議会(各年度末現在)

(5) 自立相談支援事業実施状況

コロナ禍の影響で相談件数が大きく増加しています。令和3年度において新規相談受付件数は142件、利用申込者数は115人(プラン作成を必要としない簡易の支援者を含む人数)となっています。プラン作成者のうち就労等につながった方は5人となっています。

■自立相談支援事業実施状況

単位:件・人

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
新規相談受付件数	94	80	75	156	142
利用申込者	36	26	25	93	115
就労等へつながった方	25	18	9	3	5

資料:市社会福祉協議会(各年度末現在)

(6) 緊急時食料品等給付事業（フードバンク活用）実施状況

令和3年度において単身者世帯向けが66件、同居家族あり世帯向けが71件、総利用延べ件数は137件となっています。

■緊急時食品等給付事業実施状況

単位：世帯・件

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
単身者世帯	48	54	35	41	66
同居家族あり世帯	23	34	24	29	71
総利用延べ件数	71	88	59	70	137

資料：市社会福祉協議会(各年度末現在)

(7) 共同募金の状況

共同募金の状況については、赤い羽根共同募金が900万円～1,060万円、歳末たすけあい募金が380万円～480万円で推移しています。

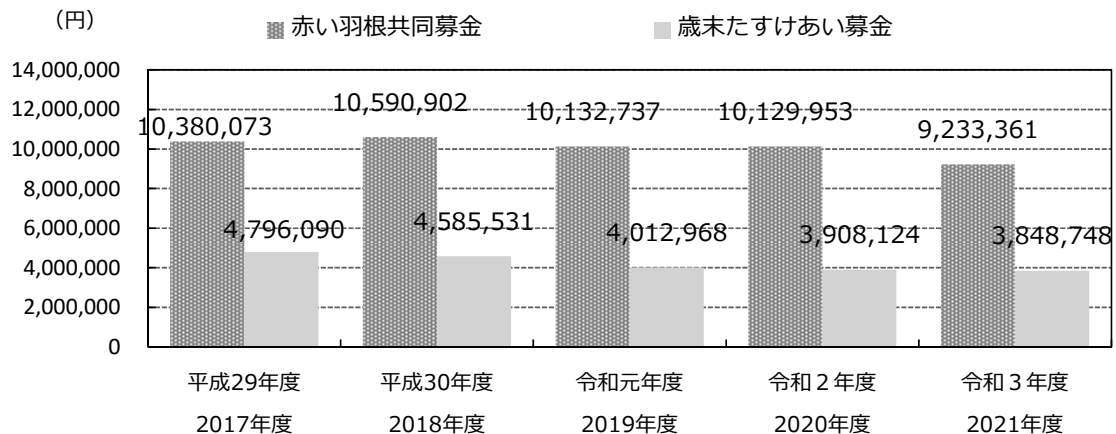
■共同募金の状況

単位：円

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
赤い羽根共同募金	10,380,073	10,590,902	10,132,737	10,129,953	9,233,361
歳末たすけあい募金	4,796,090	4,585,531	4,012,968	3,908,124	3,848,748

資料：市社会福祉協議会(各年度末現在)

■共同募金の状況



資料：市社会福祉協議会(各年度末現在)

(8) 地区社会福祉協議会設置数

地区社会福祉協議会は、住民主体の福祉活動を推進する目的で、令和元年度に市内9地区に設置完了されました。地域ごとの実情や課題に応じて活動に取り組むこととしていますが、協議や研究、分析が不足している現状から、今後、目標設定に向けた協議が求められます。

■地区社会福祉協議会設置数

単位:件

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
地区社会福祉協議会 設置数	6	7	9	9	9

資料:市社会福祉協議会(各年度末現在)

(9) ふれあいいいききサロン設置数

ふれあいいいききサロン設置数については、二本松、安達、東和の3地域では平成29年度以降増加傾向で推移してきましたが、岩代地域では平成29年度から令和元年度にかけて増加したものの、令和2年度に2件減少しています。4地域あわせると、平成29年度以降増加傾向で推移し、令和3年度現在、4地域あわせて84件となっています。

■ふれあいいいききサロン設置数

単位:件

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
二本松	8	10	15	17	18
安達	15	15	18	18	18
岩代	18	22	23	21	21
東和	23	24	25	26	27
計	64	71	81	82	84

資料:市社会福祉協議会(各年度末現在)

8 市民アンケート・地区懇談会・関係団体ヒアリングからみる地域課題

地域福祉に関するアンケート調査結果の分析から、地域特性となる指標等の抽出を行いました。

(1) 市民アンケート調査の概要

①調査の目的

本計画の策定を行うにあたり、市民の居住地区への考え方や地域福祉の在り方について広く意見を伺い、計画策定の基礎データを収集・分析するために、アンケート調査を実施しました。

②調査対象

二本松市内在住の18歳以上の市民2,000人（無作為抽出）

③調査期間

令和4年1月31日～令和4年2月14日
（令和4年2月22日までの回収票も有効としました）

④調査方法

郵送による配付・回収

⑤回収状況

配付数	有効回収数	回収率
2,000	900	45.0%

⑥集計結果の見方

- ◆調査数（n=number of cases）とは、回答者総数あるいは分類別の回答者数のことです。
- ◆回答の構成比は百分率であらわし、小数点第2位を四捨五入して算出しているため、合計すると100%にならない場合があります。
- ◆回答者が2つ以上の回答をすることができる複数回答が可能な質問においては、全ての選択肢の比率を合計すると100%を超えます。

(2) 地区懇談会の概要

①地区懇談会の目的

本計画の策定を行うにあたり、市内9地区の住民を対象に、地区が抱える課題や地域福祉に関する意見を伺い、その内容について計画に盛り込み、実際の取り組みにつなげていくことを目的として開催しました。

②開催日程

地区	月日	会場	参加人数
二本松地区	令和4年10月13日(木)	二本松住民センター	30名
塩沢地区	令和4年9月29日(木)	塩沢住民センター	14名
岳下地区	令和4年10月12日(水)	岳下住民センター	8名
杉田地区	令和4年9月21日(水)	杉田住民センター	13名
石井地区	令和4年9月28日(水)	石井住民センター	10名
大平地区	令和4年10月11日(火)	大平住民センター	10名
安達地区	令和4年9月13日(火)	安達公民館	16名
岩代地区	令和4年9月12日(月)	岩代保健センター	14名
東和地区	令和4年9月20日(火)	東和支所	17名

③内容

地区社会福祉協議会の役員に参加いただき、会議形式の懇談会を開催しました。

(3) 関係団体ヒアリングの概要

①関係団体ヒアリングの目的

本計画の策定を行うにあたり、地域で活動されている事業所や団体の方々から、活動の現状や課題、福祉施策等について意見等をお伺いするため、「事前ヒアリング調査」とあわせて「団体ヒアリング」を開催しました。

②事前ヒアリング調査の概要

【調査対象】 高齢者9団体、障がい者8団体、子ども・子育て9団体の計26団体

※市の関係各課を含みます。

【調査期間】 令和4年8月4日～令和4年8月18日

※令和4年8月26日までの回収票を有効としました。

【調査方法】 郵送・メール・手渡しによる配付・回収

【回収状況】

種別	配付数	有効回収数	回収率
全体	26団体	23団体	88.5%
高齢者	9団体	9団体	100.0%
障がい者	8団体	6団体	75.0%
子ども・子育て	9団体	8団体	88.9%

③団体ヒアリング開催日程

対象分野	月日	会場	参加団体数
高齢者	令和4年9月14日(水)	二本松市役所	7団体
障がい者	令和4年9月14日(水)	二本松市役所	5団体
子ども・子育て	令和4年9月16日(金)	二本松市役所	8団体

④内容

各関係団体から1名ずつ参加いただき、グループインタビューを実施しました。

(4) 市民アンケートの結果からみる市全体の傾向

分析1 行政区の人たちが、あいさつから一步踏み込んで気軽に語り合い、 周囲に関心を持つための取り組みが必要

- 近所付き合いについて最も多いのは「あいさつをする程度」(48.7%)で、概ね年齢が低いほど多くなっています。2番目に多いのは「普段から簡単な頼みごとをし合う付き合い」(38.3%)とやや親密な付き合いで、年齢が高いほど多くなっています。なお、「ほとんど付き合っていない」は5.0%と少数派です。
- 「住んでいる地区に特別な愛着や関心はないが、最低限の付き合い・関わりは持ちたい」が39.0%と最低限の付き合い・関わり方を望む人が最も多くなっています。
- 市が優先して取り組むべき施策として、「地区の住民が気軽に立ち寄れる自由な交流の場の設定」が求められています。
- 地区への関わりにおいて新型コロナウイルス感染症の「影響を感じる」は31.4%で、その内容は行事の中止、交流の減少、感染への不安による外出の減少などであり、近所付き合いの希薄化が懸念されます。
- 災害などの緊急時に、これまでに関わりのない人を助けるのはとても難しいため、普段から意識して交流の機会を持つことが重要です。

① 近所付き合いをしていない理由	⇒ 仕事などで家を空ける機会が多く、知り合う機会がないから	45.5%
	⇒ 近所付き合いがなくても困らないから	26.9%
	⇒ 普段留守の家が多く、近所付き合いのほとんどない地区だから	26.5%
	⇒ 近所付き合いはわずらわしいので避けているから	11.2%
② 地区における災害時の備えとして重要なこと	⇒ 日頃からのあいさつ、声かけや付き合い	64.4% (第1位)
③ 地区への関わり方への新型コロナウイルスの影響	⇒ 影響を感じる	31.4%
	⇒ 影響を感じない	23.7%
	⇒ どちらともいえない	43.2%
④ 市が優先して取り組むべき施策	⇒ 地区の住民が気軽に立ち寄れる自由な交流の場の設定	29.4% (第6位)

分析2 福祉への関心を高め相互扶助(互助)の大切さを再認識するとともに、意識の醸成と実際の行動に向けた取り組みが必要

- 地区の人に手助けしてほしいことが何かしらある人が10人中5人程度おり、その内容としては「緊急時の手助け」、「日常の見守りや声かけ」が多くなっています。その一方で、自身が地区の人に対してできることやしたいことが何かしらある人は10人中7人程度おり、その内容としては「日常の見守りや声かけ」、「話し相手になること」、「緊急時の手助け」が多く、手助けしてほしいことと共通の内容が上位となっています。

- 地区への関わり方については、最低限の付き合い・関わり方を望む人が最も多く、「地区のしきたりや習慣に従って、できるだけ関わりを深めたい」は19.9%となっています。「地区の生活課題や問題は、住民自らが積極的に解決すべきだ」は3.3%と少数派で、「地区の生活課題や問題は、住民と行政が一体となって解決をする方がよいと思う」と、行政の関与を求める人は30.9%となっています。
- 福祉に対して関心を持っている人（「関心を持っている」＋「まあ関心を持っている」）が66.1%いる一方で、関心を持っていない人（「あまり関心を持っていない」＋「関心を持っていない」）は29.7%となっています。
- 助け合いや支え合いの気持ちはあるものの、実際の地域活動やボランティア活動への参加を難しく感じている人にも、まずは身近なところから、ちょっとした助け合いや支え合いの行動の後押しになるようなきっかけづくりが必要です。

① 地区の人に手助けしてほしいこと	⇒ 緊急時（病気、災害など）の手助け ⇒ 日常の見守りや声かけ ⇒ 特にない	24.6% 17.4% 43.2%
② 地区の人に対して手助けできること・したいこと	⇒ 日常の見守りや声かけ ⇒ 話し相手になること ⇒ 緊急時（病気、災害など）の手助け ⇒ 特にない	32.0% 24.4% 23.9% 28.4%
③ 地区への関わり方の考え	⇒ 地区のしきたりや習慣に従って、 できるだけ関わりを深めたい ⇒ 住んでいる地区に特別な愛着や関心はないが、最低限の付き合い・関わりは持ちたい ⇒ 地区の生活課題や問題は、住民自らが積極的に解決すべきだ ⇒ 地区の生活課題や問題は、住民と行政が一体となって解決をする方がよいと思う	19.9% 39.0% 3.3% 30.9%
④ 市が優先して取り組むべき施策	⇒ 住民がともに支え合う仕組みづくりへの支援（住民同士や行政との協力・連絡など、助け合う組織）	33.0%（第4位）
⑤ 福祉に対する関心	⇒ 関心を持っている ⇒ まあ関心を持っている ⇒ あまり関心を持っていない ⇒ 関心を持っていない	25.3% 40.8% 25.4% 4.3%

分析3 住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、中年期までの市民の地域に対する愛着を育み、暮らしやすさを向上させることが必要

- 「市内に住み続けたい」が69.2%であり、「できれば他の地域（二本松市外）に住みたい・住む予定がある」が7.4%となっています。年代別でみると、10～20歳代で29.8%、30歳代で14.3%の方が市外を希望しています。
- 道路の整備や除雪、子どもの遊び場や公園、医療体制の充実といったハード面、人付き合いや古いしきたりをマイナスに捉える人的な面、高齢者や健康づくり支援といったサービス面など、地区にはさまざまな課題や問題があります。地域への愛着を持ち、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、ハードとソフトの両面で暮らしやすさの向上を図ることが必要です。

① 居住地区の暮らしやすさの満足度 ※ 以前と比べ「大きく向上した」を+2点、「少し向上した」を+1点、「変わらない」を0点、「少し低下した」を-1点、「大きく低下した」を-2点として点数化した結果	⇒ 道路や公共交通機関が充実している	-0.92点
	⇒ 高齢者が憩える施設や広場などが充実している	-0.86点
	⇒ 子どもの遊び場や公園などが充実している	-0.76点
	⇒ 高齢者や障がいのある方にとって住みやすい地区である	-0.75点
② 地区の課題や問題	⇒ 道路の整備	24.2%
	⇒ 道路の除雪	21.4%
	⇒ 地区の人たちの付き合い方	21.0%
	⇒ 古いしきたり	21.0%
	⇒ 異なる世代間の交流	19.1%
	⇒ 公園など子どもの遊び場の充実度	17.3%
	⇒ 医療体制の充実度	17.2%
	⇒ 地区の連帯感（助け合い）の喪失	16.3%
	⇒ 高齢者の生きがいづくり支援の充実度	15.0%
⇒ 健康づくりの場・機会の充実度	12.9%	

分析4 住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、健康への意識向上が必要

- 暮らしの中で感じる悩みや不安として、「自分の健康」や「家族の健康」が50%以上となっています。また、「家族の介護」は23.1%で第5位となっています。健康に悩みや不安を感じる割合は、概ね年齢が高いほど多く、家族の介護は40～60歳代で多くなっています。若い頃からの健康への意識を高める取り組みが必要です。

① 暮らしの中で感じる悩みや不安	⇒ 自分の健康	62.8%
	⇒ 家族の健康	56.9%

分析5 地域活動やボランティアの参加者を増やすために、身近な相談窓口の設置や活動拠点の整備、情報提供が必要

- 緊急時の手助けから普段の暮らしの中での支援まで、さまざまな支援が必要とされています。その一方で、地域活動やボランティアに「現在参加している」人は20.1%にとどまり、男性に比べて女性の参加者が少なくなっています。「これまで参加したことはないが今後機会があれば参加したい」人は32.6%となっていますが、70歳以上では年齢的なものもあってか「今後参加するつもりはない」が50.3%と多く、特に若い世代の参加者を増やすことが必要となっています。
- 参加者を増やすためには、気軽に相談できる窓口の設置や情報の提供に加え、ちょっとした時間でも気軽に参加できるようにするなど、活動へのハードルを下げる必要があります。

① 地区の人に手助けしてほしいこと	⇒ 緊急時（病気、災害などの）手助け 24.6% ⇒ 日常の見守りや声かけ 17.4% ⇒ 草刈りの手伝い 14.8% ⇒ 雪かきの手伝い 10.4% ⇒ 登下校時の見守り、地区のパトロール 8.6%
② 現在地域活動に参加している人が、実際に参加しているまたは参加したいボランティア活動について	⇒ 環境美化に関する活動 44.2% ⇒ 防災・防犯・交通安全に関する活動 36.5% ⇒ スポーツや文化、芸術に関する活動 24.3% ⇒ 災害発生時における現地活動 20.4% ⇒ 高齢者に関する活動 16.0%
③ 今後機会があれば参加したいボランティア活動について	⇒ 災害発生時における現地活動 45.7% ⇒ 環境美化に関する活動 31.1% ⇒ 高齢者に関する活動 29.0% ⇒ 防災・防犯・交通安全に関する活動 19.5% ⇒ スポーツや文化、芸術に関する活動 19.5% ⇒ 子育てに関する活動 18.8%
④ 地域活動やボランティア活動に参加しない理由	⇒ 仕事や家事で忙しい 34.1% ⇒ 何をすべきかわからない 25.5% ⇒ 体が弱い、病気がち 25.5%
⑤ 地域活動やボランティア活動の輪を広げにくくするために必要なこと	⇒ 気軽に相談できる窓口の設置 50.0% ⇒ 活動できる拠点や場所の整備 31.6% ⇒ 若い世代への参加を呼びかけ 28.4% ⇒ 活動に関する情報の積極的な発信 25.6% ⇒ 多少の交通費や必要経費の支給 25.0% ⇒ 人材・リーダーの育成 21.8% ⇒ 活動に関する研修や講習会の開催 21.7%

分析6 地域住民に対する災害時の避難や対応に関する周知の在り方について検討が必要

- 「地震や台風などの災害」については 29.8%の方が悩みや不安を感じています。
- 最寄りの避難所について市全体の 21.6%が「知らない」と回答していますが、地区によってばらつきがあり、多いところでは 30%弱が最寄りの避難所を知らない状況となっています。また、実際に災害が発生した場合における情報の入手方法や避難所での過ごしやすさ、医療や介護サービスによる支援に不安を感じています。
- 災害時に自力で避難できない人のほとんどが「家族や親戚」に手助けをお願いすると回答していますが、「近所の人」という回答も 30.8%見られます。災害時の避難の手伝いや介助について、予めお願いしておくこと、また、普段から近所付き合いをする中でお互いのことを知り、いざというときにスムーズに支援できる関係性を築いておくことも大切です。

① 最寄りの避難所について	⇒ 知っている	76.6%
	⇒ 知らない	21.6%
② 暮らしの中で感じる悩みや不安	⇒ 地震や台風などの災害	29.8%
③ 災害時の避難や対応について地域住民が不安に思うこと	⇒ 被災した場合の生活再建や建物被害など	48.1%
	⇒ 災害に関する情報を速やかに得られるか	47.4%
	⇒ 避難所などで暮らしやすい配慮があるか	42.3%
	⇒ 投薬治療など医療や介護サービスの支援が受けられるか	34.1%
④ 災害時の避難の手伝いや介助の協力について	⇒ ぜひ協力してほしい	30.6%
	⇒ プライバシーが守られるならば協力してほしい	30.9%
	⇒ プライバシー等の理由等で拒否	2.3%
	⇒ 協力は、いない	13.0%
⑤ 地区における災害時の備えとして重要なこと	⇒ 日頃からのあいさつ、声かけや付き合い	64.4%
	⇒ 食料や備品などの備蓄	55.7%
	⇒ 危険箇所の把握	49.4%
	⇒ 災害時に支援を必要としている人の把握	33.4%
	⇒ 援助体制づくり	23.3%

分析7 福祉サービスや介護保険サービスに関する相談体制の充実、適切な情報の提供が必要

○ 安心して暮らし続けられるよう、福祉サービスや介護保険サービスの充実はもちろんのこと、サービスに関する情報提供や、相談窓口の充実が求められています。

<p>① 市が優先して取り組むべき施策</p>	<p>⇒ 高齢になったり、障がいを持つようになって、在宅生活が続けられるサービスの充実 58.9%</p> <p>⇒ 安心して暮らし続けられる場（老人ホーム、障がい者施設、グループホーム等、高齢者や障がいのある方の居住施設）を増やす 43.0%</p> <p>⇒ 身近なところでの相談窓口の充実 35.3%</p> <p>⇒ 健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実 30.1%</p> <p>⇒ 高齢者、障がいのある方、児童の福祉施設（高齢者や障がいのある方に加え、児童も含めた居住施設以外の福祉の関連施設やサービス）の整備 27.2%</p> <p>⇒ 保健福祉に関する情報提供や案内の充実 25.7%</p>
<p>② 市社会福祉協議会に期待すること</p>	<p>⇒ 福祉全般の相談先としてわかりやすく、利用しやすい相談窓口 56.2%</p> <p>⇒ 住民への福祉に関する情報提供の充実 41.3%</p> <p>⇒ 介護保険（高齢者）サービスや障害福祉サービスの充実 38.4%</p>

分析8 成年後見制度に関する情報の提供が必要

○ 成年後見制度について「名前も内容も知っている」は26.8%にとどまり、成年後見制度を利用するにあたり気になることについても、制度そのものや費用、手続きなど、とにかくわからないということが上位に挙げられています。まずは成年後見制度について知ってもらう取り組みが必要です。

<p>① 成年後見制度の認知度</p>	<p>⇒ 名前も内容も知っている 26.8%</p> <p>⇒ 名前は聞いたことがあるが、内容は知らない 41.6%</p> <p>⇒ 名前も内容も知らない 27.8%</p>
<p>② 成年後見制度の利用にあたり気になること</p>	<p>⇒ 制度がよくわからない 48.1%</p> <p>⇒ 費用がいくらかかるかわからない 38.0%</p> <p>⇒ 手続き方法がわからない 34.3%</p> <p>⇒ 相談先がわからない 32.8%</p>

分析9 生活困窮者自立支援制度に関する情報の提供と、地域住民への意識啓発が必要

- 「生活費」については 28.3%、「仕事（就労・経営等）」については 17.1%の方が悩みや不安を感じています。
- 生活困窮者自立支援制度について「名前も内容も知っている」は 19.3%にとどまり、生活困窮者に対して地区でできることとして「生活困窮の問題を抱えている人の相談に応じ、関係機関につなげること」が 51.7%いる一方で、「特に地区で取り組む必要はない」が 10.3%となっています。困っている人が声を上げやすい環境の整備や、困っている人を見逃さず、関係機関につなげる仕組みづくりが必要です。

① 暮らしの中で感じる 悩みや不安	⇒ 生活費	28.3%
	⇒ 仕事（就労・経営等）	17.1%
② 生活困窮者自立支援 制度の認知度	⇒ 名前も内容も知っている	19.3%
	⇒ 名前は聞いたことはあるが、 内容は知らない	54.0%
	⇒ 名前も内容も知らない	21.7%
③ 生活困窮者に対して地 区でできること	⇒ 生活困窮の問題を抱えている人の 相談に応じ、関係機関につなげること	51.7%
	⇒ 生活困窮者の早期発見・早期把握のための 地域ネットワークを構築すること	28.4%
	⇒ 地域住民の意識啓発により、生活困窮者を 生まない地区づくりに取り組むこと	21.4%
	⇒ 生活困窮の問題を抱えている人を直接的に 支援すること	19.9%
	⇒ 特に地区で取り組む必要はない	10.3%

分析 10 虐待の未然防止や早期発見の重要性について意識啓発が必要

○ 虐待現場に遭遇または虐待の情報を得た場合に「通報（通告）する」または「場合によっては通報（通告）する」が92.0%を占める一方で、「通報（通告）しない」は5.0%おり、その理由は「面倒に巻き込まれたくないから」が37.8%、「虐待や暴力ではないかもしれないから」が35.6%、「誤って通報（通告）した場合、相手に悪影響を及ぼす恐れがあるから」が35.6%となっています。実際に何か起こってからでは手遅れとなるため、早めの通報（通告）の重要性について周知し、行動につなげやすくすることが必要です。

① 虐待現場に遭遇または情報を得た場合の対応	⇒ 通報（通告）する	25.9%
	⇒ 場合によっては通報（通告）する	66.1%
	⇒ 通報（通告）しない	5.0%
② 通報（通告）しない理由	⇒ 面倒に巻き込まれたくないから	37.8%
	⇒ 虐待や暴力ではないかもしれないから （虐待や暴力の証拠がないから）	35.6%
	⇒ 誤って通報（通告）した場合、相手に悪影響を及ぼす恐れがあるから	35.6%
	⇒ 誰が通報（通告）したか相手に知られるかもしれないから	22.2%
	⇒ 通報（通告）したことを相手に恨まれるかもしれないから	20.0%

（5）市民アンケートと地区懇談会の結果からみる地区別の傾向

平成 29 年度に策定した地域福祉計画および地域福祉活動計画に基づき地域福祉の推進および向上を図ってきた中で、地域福祉に関する6項目について、以前と比べ「大きく向上した」を+2点、「少し向上した」を+1点、「変わらない」を0点、「少し低下した」を-1点、「大きく低下した」を-2点として点数化した結果をレーダーチャートにまとめました。

市民アンケートの「問 44 地域福祉の評価」から次の6項目を抜粋しました。
①地域福祉の意識づくり（お互いを気に掛け、協力し合う関係性づくり など）
③小地域福祉活動の推進（地域住民などが中心となり、生活課題解決に取り組む など）
⑤団体・組織活動の推進と連携強化（行政区・婦人会・老人クラブ等の会員増加や後継者育成 など）
⑥安全・安心な地区づくり（地区で孤立・困窮している人に対する支援体制づくり など）
⑫住民交流の場の充実（地域行事・世代間交流の場・いきいきサロン など）
⑭地区への愛着を育む（高齢者や障がいのある方に配慮した交通機関や施設整備 など）

第2章 二本松市を取り巻く現状等

①全体

【市全体の基礎情報と主な施設数】

- 総人口は 52,546 人で、高齢化率は 34.9%
- 一人暮らし高齢者数は 3,302 人
- 避難所数は 47 箇所、公民館数は 18 箇所、集会所数は 307 箇所

【地域福祉の評価】

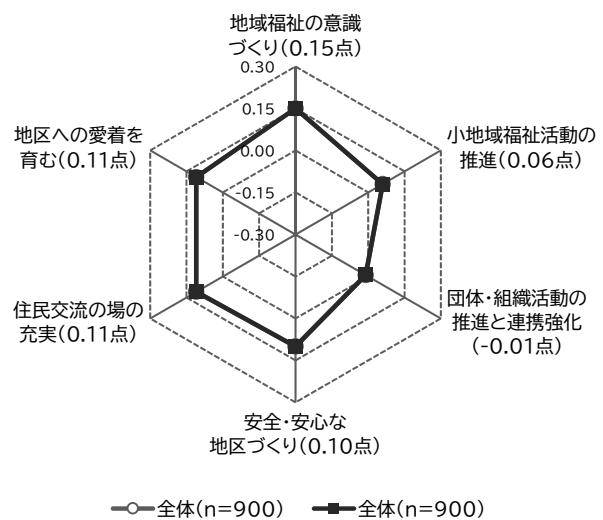
- 『地域福祉の意識づくり』が 0.15 点など 5 項目でプラス点
- 『団体・組織活動の推進と連携強化』(-0.01 点) のみマイナス点

■地区の基礎情報と主な施設数（令和3年度末）

基礎情報	単位	全体
行政区	地区	354
総人口	人	52,546
0～14歳（子どもの人数）	人	5,543
15～64歳	人	28,671
65歳以上（高齢者数）	人	18,332
男性	人	25,948
女性	人	26,598
総世帯数	世帯	20,254
高齢化率	%	34.9%
一人暮らし高齢者数	人	3,302
障害者手帳所持者数	人	2,967
身体障害者手帳所持者数	人	2,044
療育手帳所持者数	人	553
精神障害者保健福祉手帳所持者数	人	370
民生委員・児童委員数	人	143

主な施設数	単位	全体
避難所数	箇所	47
公民館数	箇所	18
集会所数	箇所	307

■地域福祉の評価



出典：二本松市地域福祉に関するアンケート調査
(令和3年度)

【地区懇談会で挙げられた課題（全地区共通の課題）】

- 若い人や新規転入者などを中心に、地域との積極的な関わりを持とうとしない傾向があり、その結果、地域住民同士のつながりが希薄になっている状況がある。
- さらに少子高齢化の進行や、レジャーや趣味等、ライフスタイルの変化に伴い地域の団体や組織の会員数が減少傾向にある。
- 地域における福祉活動に負担やわずらわしさを感じている状況がある。
- 団体や組織の維持・強化および地域における福祉活動の推進に向け、入会・参加を促す呼びかけや、活動内容の見直しなど、それぞれの活動主体において工夫や検討が行われている。
- 活動のリーダーや、団体や組織の世話役のなり手が不足しており、新たな担い手や後継者の確保・育成が求められている。
- 連携の拡大や情報交換など、活動主体同士のつながりの在り方が課題となっている。
- コロナ禍によって、活動の中止を余儀なくされたままの団体や組織がある。どのように活動を再開していくかが課題となっている。

②二本松地区

【地区の基礎情報と主な施設数】

- 総人口は7,871人と9地区中3番目に多く、高齢化率は33.3%で5番目と中間
- 一人暮らし高齢者数は658人と、9地区の中で最も多い
- 避難所数は5箇所、公民館数は1箇所、集会所数は9箇所

【地域福祉の評価】

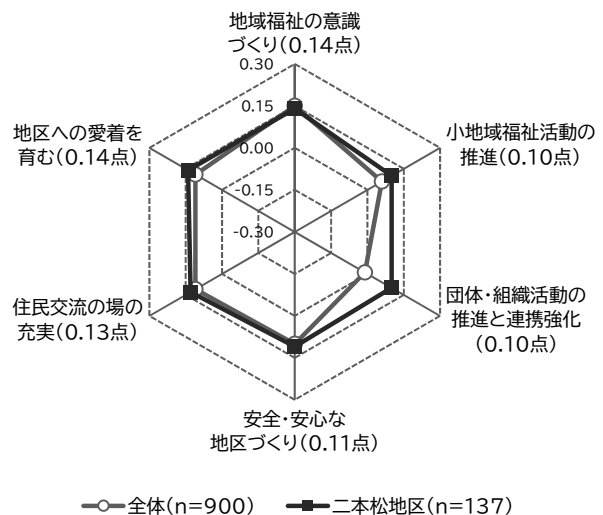
- 『団体・組織活動の推進と連携強化』は9地区の中で最も高評価で、0.10点と全体を大きく上回る
- 『地区への愛着を育む』は3位だが、それ以外の項目は4～5位と中間で、マイナス点の評価項目はなし

■地区の基礎情報と主な施設数（令和3年度末）

基礎情報	単位	二本松地区
行政区	地区	14
総人口	人	7,871
0～14歳（子どもの人数）	人	837
15～64歳	人	4,415
65歳以上（高齢者数）	人	2,619
男性	人	3,812
女性	人	4,059
総世帯数	世帯	3,523
高齢化率	%	33.3%
一人暮らし高齢者数	人	658
障害者手帳所持者数	人	410
身体障害者手帳所持者数	人	285
療育手帳所持者数	人	64
精神障害者保健福祉手帳所持者数	人	61
民生委員・児童委員数	人	18

主な施設数	単位	二本松地区
避難所数	箇所	5
公民館数	箇所	1
集会所数	箇所	9

■地域福祉の評価



出典：二本松市地域福祉に関するアンケート調査
(令和3年度)

【地区懇談会で挙げられた課題】

- なるべく多くの人に地域活動に参加してもらうため、お城山見学等企画したが、参加者は増えなかった。
- 災害時の避難場所が指定されているが、高齢者や歩けない方の移動手段等に課題がある。
- 若者が少なく祭りが成り立たなくなってきている。若連が足りなく大学生に提灯持ちをお願いしているような状況。今後どうしていけば良いかわからない。
- 急速に少子高齢化が進んでいるため、誰がどのような役割を担うようにしていくかが課題。自分さえ良ければいい、という風潮があるので、お互いに考えなければならない。
- 一人暮らしの高齢者を共助・互助で助けましょうといっても無理。でも高齢者は困っているので、市として何とか考えてもらわないと困る。

第2章 二本松市を取り巻く現状等

③塩沢地区

【地区の基礎情報と主な施設数】

- 総人口は3,495人と9地区中3番目に少なく、高齢化率は29.6%で最も低い
- 一人暮らし高齢者数は150人と、9地区の中で2番目に少ない
- 避難所数は2箇所、公民館数は1箇所、集会所数は14箇所

【地域福祉の評価】

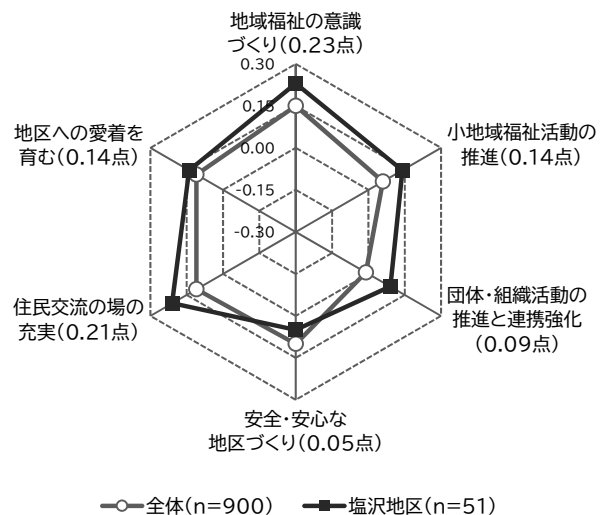
- 『安全・安心な地区づくり』は7位だが、それ以外の項目は2～3位と高評価
- 特に『地域福祉の意識づくり』で0.23点、『住民交流の場の充実』で0.21点と評価が高く、マイナス点の評価項目はなし

■地区の基礎情報と主な施設数（令和3年度末）

基礎情報	単位	塩沢地区
行政区	地区	13
総人口	人	3,495
0～14歳（子どもの人数）	人	400
15～64歳	人	2,062
65歳以上（高齢者数）	人	1,033
男性	人	1,709
女性	人	1,786
総世帯数	世帯	1,325
高齢化率	%	29.6%
一人暮らし高齢者数	人	150
障害者手帳所持者数	人	182
身体障害者手帳所持者数	人	133
療育手帳所持者数	人	29
精神障害者保健福祉手帳所持者数	人	20
民生委員・児童委員数	人	9

主な施設数	単位	塩沢地区
避難所数	箇所	2
公民館数	箇所	1
集会所数	箇所	14

■地域福祉の評価



出典：二本松市地域福祉に関するアンケート調査
(令和3年度)

【地区懇談会で挙げられた課題】

- コロナ禍が3年目となり長期化しているため、隣近所でも声をかけづらくなっている。地区の行事の縮小・中止も影響して地域内でのつながりが希薄になっている。
- 要支援者名簿が配付されているので、それをもとに見守りをしているが、どこまで関わったらいいかわからない。
- 一つの行事をまとめるリーダーがいない。
- 草刈り、道路清掃などの共同作業をわずらわしく感じている方が多い。
- 夫婦で生活されている方は、高齢または一人暮らしになるとだんだん行事に出て来なくなる傾向がある。
- 若い人の場合、一軒家であっても奉仕作業などに出てこなかったり、家族構成などもわからなかったりする。
- 10年で15軒ぐらい新しい世帯が増えているが、地区の行事に参加する方は数えるほどしかいない。

④岳下地区

【地区の基礎情報と主な施設数】

- 総人口は8,909人と9地区中2番目に多く、高齢化率は31.9%と3番目に低い
- 一人暮らし高齢者数は618人と、9地区の中で2番目に多い
- 避難所数は6箇所、公民館数は2箇所、集会所数は30箇所

【地域福祉の評価】

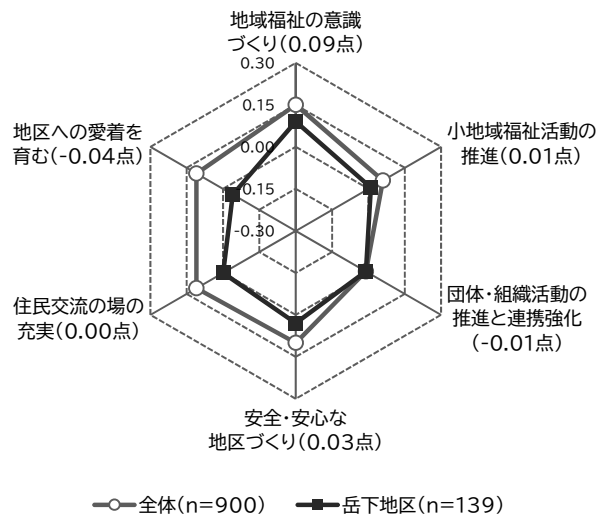
- 『安全・安心な地区づくり』、『地区への愛着を育む』の2項目が9地区の中で最も低評価
- それ以外の項目は5～8位と低評価が多く、マイナス点の評価項目は『地区への愛着を育む』、『団体・組織活動の推進と連携強化』の2項目

■地区の基礎情報と主な施設数（令和3年度末）

基礎情報	単位	岳下地区
行政区	地区	36
総人口	人	8,909
0～14歳（子どもの人数）	人	943
15～64歳	人	5,123
65歳以上（高齢者数）	人	2,843
男性	人	4,467
女性	人	4,442
総世帯数	世帯	3,805
高齢化率	%	31.9%
一人暮らし高齢者数	人	618
障害者手帳所持者数	人	461
身体障害者手帳所持者数	人	303
療育手帳所持者数	人	95
精神障害者保健福祉手帳所持者数	人	63
民生委員・児童委員数	人	20

主な施設数	単位	岳下地区
避難所数	箇所	6
公民館数	箇所	2
集会所数	箇所	30

■地域福祉の評価



出典：二本松市地域福祉に関するアンケート調査（令和3年度）

【地区懇談会で挙げられた課題】

- 行政の事業は「点」の取り組み。これに対して地域での活動は、「面」、「線」として横に広げていくものである。商工会や観光協会などともつながりたい。
- 地域の特色を生かして、高齢者や障がいのある方が活躍できる地域づくりが望まれる。例えば地域の商店、老人会、婦人会等と連携して、地元の食材を使った郷土料理「ざくざく」により地域を盛り上げるといった取り組みが考えられる。
- 体育振興会でやっている体育行事（レクリエーション大会、ソフトボール大会など）は、地域対抗戦で年齢層も幅広く、地域の交流の場になっている。バレーや卓球などの種目は女性も参加しやすい。
- 団体への入会推進に関して、「みんなで楽しもう」と声をかけている。役員になってくれる人がいないが、会員になってくれる人はいる。
- 老人クラブへの入会推進に関して、比較的若い人は「老人クラブ」という名称に抵抗があるので、「あだたらクラブ」に変更した。
- 高齢者・障がいのある方の役割をつくりながら、学校の児童・生徒を巻き込んだ活動を行い、それを地域の活性化につなげたい。

⑤杉田地区

【地区の基礎情報と主な施設数】

- 総人口は 4,224 人と9地区中4番目に少なく、高齢化率は 32.6%と4番目に低い
- 一人暮らし高齢者数は 204 人で、9地区中4番目に少ない
- 避難所数は2箇所、公民館数は1箇所、集会所数は15箇所

【地域福祉の評価】

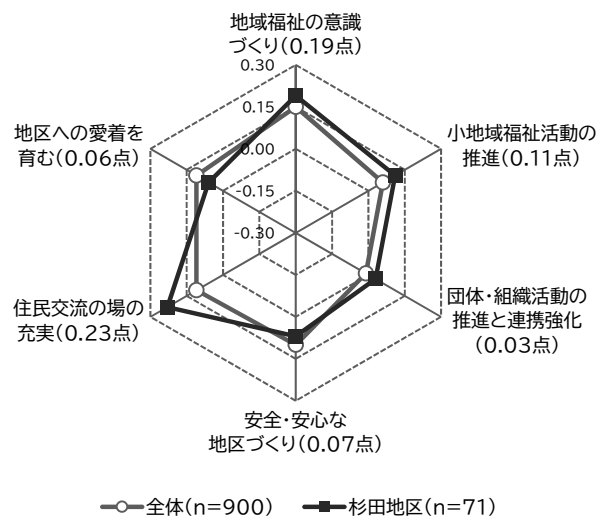
- 『住民交流の場の充実』は9地区の中で最も高評価で、0.23点と全体を大きく上回る
- それ以外の項目は4～6位と中間で、マイナス点の評価項目はなし

■地区の基礎情報と主な施設数（令和3年度末）

基礎情報	単位	杉田地区
行政区	地区	15
総人口	人	4,224
0～14歳（子どもの人数）	人	473
15～64歳	人	2,372
65歳以上（高齢者数）	人	1,379
男性	人	2,111
女性	人	2,113
総世帯数	世帯	1,531
高齢化率	%	32.6%
一人暮らし高齢者数	人	204
障害者手帳所持者数	人	226
身体障害者手帳所持者数	人	161
療育手帳所持者数	人	40
精神障害者保健福祉手帳所持者数	人	25
民生委員・児童委員数	人	10

主な施設数	単位	杉田地区
避難所数	箇所	2
公民館数	箇所	1
集会所数	箇所	15

■地域福祉の評価



出典：二本松市地域福祉に関するアンケート調査
(令和3年度)

【地区懇談会で挙げられた課題】

- 「河川を愛する会」は、河川敷の環境整備をきっかけに幅広い年代の方が参加しており、古くからいる方と新しく転入してきた方の交流の場になっている。高齢者も参加するので、その見守りにもなる。
- 婦人会で年4回行っている資源回収に高齢者が協力してくれていて、お互いの交流の場にもなっている。
- 老人クラブで行っている花壇清掃は、子どもから高齢者まで誰でも参加でき、多世代交流の場になっている。
- 「杉田の歴史を愛する会」では、小学校への出前講座などを通して地域愛を育む活動をしている。
- 若い人は子ども中心の生活なので、子どもを通して親の地域愛を育めると良い。
- 消防団の活動は、団員の年代が幅広く、交流の場になるが、現在はコロナの影響等で十分活動できていないので、団員どうしがお互いの顔を覚えられない状況。また、新しい人が入団しないので、杉田地区では団員定数を10人減らした。
- 高齢者が遊びや趣味を個人個人で楽しむようになり、仲間と一緒に楽しむという意識を持たないため、老人クラブに入る必要性を感じなくなっている。そのため、老人クラブ活動ができなくなった区も3つある。

⑥石井地区

【地区の基礎情報と主な施設数】

- 総人口は2,537人と9地区中2番目に少なく、高齢化率は35.2%と4番目に高い
- 一人暮らし高齢者数は109人と、9地区の中で最も少ない
- 避難所数は3箇所、公民館数は1箇所、集会所数は21箇所

【地域福祉の評価】

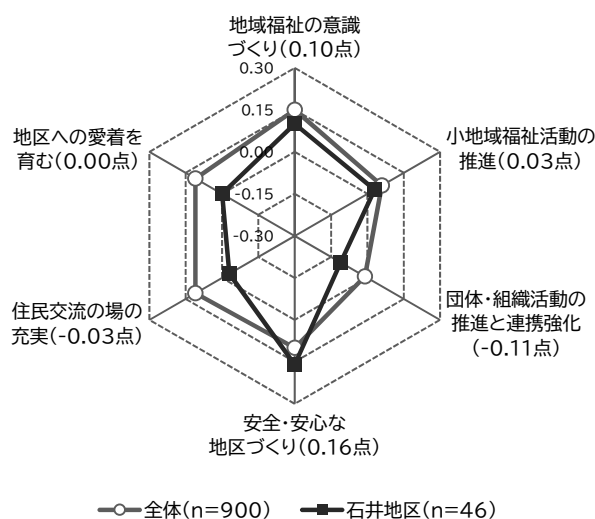
- 『安全・安心な地区づくり』は9地区中2位と高評価だが、『住民交流の場の充実』は最も低評価
- それ以外の項目は6～8位と低評価が多く、マイナス点の評価項目は『団体・組織活動の推進と連携強化』、『住民交流の場の充実』の2項目

■地区の基礎情報と主な施設数（令和3年度末）

基礎情報	単位	石井地区
行政区	地区	17
総人口	人	2,537
0～14歳（子どもの人数）	人	233
15～64歳	人	1,411
65歳以上（高齢者数）	人	893
男性	人	1,263
女性	人	1,274
総世帯数	世帯	845
高齢化率	%	35.2%
一人暮らし高齢者数	人	109
障害者手帳所持者数	人	150
身体障害者手帳所持者数	人	106
療育手帳所持者数	人	31
精神障害者保健福祉手帳所持者数	人	13
民生委員・児童委員数	人	9

主な施設数	単位	石井地区
避難所数	箇所	3
公民館数	箇所	1
集会所数	箇所	21

■地域福祉の評価



出典：二本松市地域福祉に関するアンケート調査（令和3年度）

【地区懇談会で挙げられた課題】

- 消防団員のなり手が少ない。そのため、機能別消防団のOB10名の協力を得て、有事の時のみ活動してもらうようにしている。
- 婦人会で役員の後継者となる人材がない。役員を各区から1名ずつ出してもらうなど、組織の形を変えていかないと会の継続が難しい。婦人会の会員数も、かつては170名ほどいたが、今は100名を切り大幅に減少している。
- コロナ禍のため、婦人会の行事が年4回の資源回収のみとなっている。通常の生活に戻ってからコロナ前の行事ができるか不安である。
- 敬老会などコロナ前に行っていた行事を再開する場合、以前と同じ内容で開催するのは難しい。外部からの協力者がほしい。
- 民生委員・児童委員は、コロナ禍で制限がある中でも見守り活動が必要だと感じている。
- 行政区の役員は順番で回している。対象者の年齢をある程度まで下げているが、引き受けてもらえない場合もある。
- 行政区の中の班単位で祭りなどを行っていたが、今は行っていない。何か再開のためのきっかけづくりができればと考えている。

第2章 二本松市を取り巻く現状等

⑦大平地区

【地区の基礎情報と主な施設数】

- 総人口は2,519人と9地区の中で最も少なく、高齢化率は38.3%と3番目に高い
- 一人暮らし高齢者数は194人と、9地区の中で3番目に少ない
- 避難所数は3箇所、公民館数は1箇所、集会所数は13箇所

【地域福祉の評価】

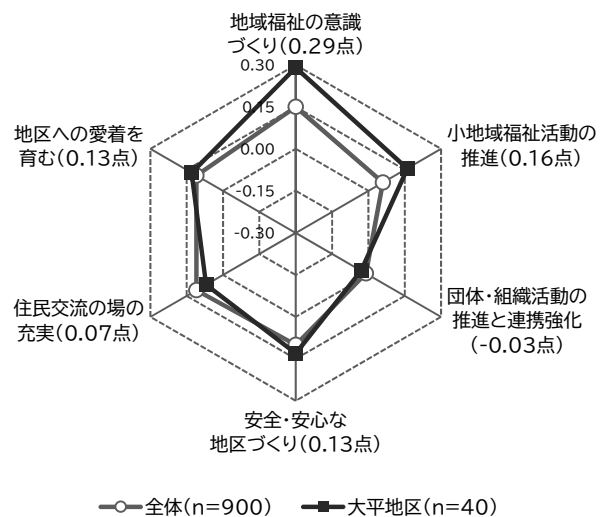
- 『地域福祉の意識づくり』は9地区の中で最も高評価で、0.29点と全体を大きく上回る
- 『小地域福祉活動の推進』は2位、『安全・安心な地区づくり』は3位と高評価が多く、マイナス点の評価項目は『団体・組織活動の推進と連携強化』の1項目

■地区の基礎情報と主な施設数（令和3年度末）

基礎情報	単位	大平地区
行政区	地区	13
総人口	人	2,519
0～14歳（子どもの人数）	人	249
15～64歳	人	1,305
65歳以上（高齢者数）	人	965
男性	人	1,237
女性	人	1,282
総世帯数	世帯	921
高齢化率	%	38.3%
一人暮らし高齢者数	人	194
障害者手帳所持者数	人	147
身体障害者手帳所持者数	人	106
療育手帳所持者数	人	25
精神障害者保健福祉手帳所持者数	人	16
民生委員・児童委員数	人	9

主な施設数	単位	大平地区
避難所数	箇所	3
公民館数	箇所	1
集会所数	箇所	13

■地域福祉の評価



出典：二本松市地域福祉に関するアンケート調査
(令和3年度)

【地区懇談会で挙げられた課題】

- 婦人会の会員について、減少してはいるが年齢は若干若返っている。お母さんからお嫁さんに引き継がれていることもある。若い会員が興味を持つことのできる活動内容を検討している。
- 婦人会では何の活動もしないと会が崩壊すると考え、物品販売や復興祭に絡めてバザーを開催している。「もったいない精神」やSDGsも踏まえた取り組みである。
- 行政区長を務める人は、年功序列で順番に回している状況である。
- 行政区長→地区社会福祉協議会会長→配食ボランティア会長と、役職者が迎えるルートが決まっているが、そのような考え方を変えれば視野が広がるのではないかと。
- 百歳体操が行われているが、80代の方を60代の方が迎えに行き一緒に活動している。地域のつながりで、「次はお願いね」と活動参加に関する申し送りがある。
- サロン活動の会員がなかなか増えない。現在5～6人で活動しており、軽い体操と外出を目的に細々と活動している。

⑧安達地区

【地区の基礎情報と主な施設数】

- 総人口は11,470人と9地区の中で最も多く、高齢化率は30.7%と2番目に低い
- 一人暮らし高齢者数は513人と、9地区の中で3番目に多い
- 避難所数は9箇所、公民館数は4箇所、集会所数は73箇所

【地域福祉の評価】

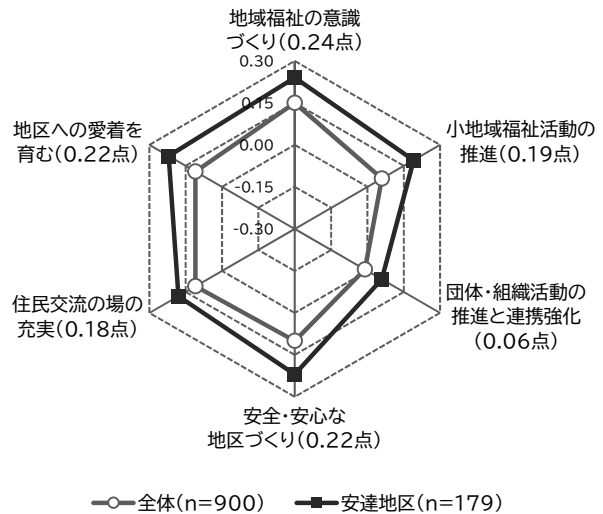
- 『小地域福祉活動の推進』、『安全・安心な地区づくり』、『地区への愛着を育む』の3項目が最も高評価、それ以外の項目も2～3位と高評価
- 特に『地域福祉の意識づくり』で0.24点、『安全・安心な地区づくり』、『地区への愛着を育む』でともに0.22点と評価が高く、マイナス点の評価項目はなし

■地区の基礎情報と主な施設数（令和3年度末）

基礎情報	単位	安達地区
行政区	地区	97
総人口	人	11,470
0～14歳（子どもの人数）	人	1,561
15～64歳	人	6,385
65歳以上（高齢者数）	人	3,524
男性	人	5,622
女性	人	5,848
総世帯数	世帯	4,065
高齢化率	%	30.7%
一人暮らし高齢者数	人	513
障害者手帳所持者数	人	538
身体障害者手帳所持者数	人	355
療育手帳所持者数	人	108
精神障害者保健福祉手帳所持者数	人	75
民生委員・児童委員数	人	26

主な施設数	単位	安達地区
避難所数	箇所	9
公民館数	箇所	4
集会所数	箇所	73

■地域福祉の評価



出典：二本松市地域福祉に関するアンケート調査（令和3年度）

【地区懇談会で挙げられた課題】

- 新築により転入してくる世帯が増えており、それらの世帯に対し、役員が地元の行事などを説明・案内する機会を設けた。
- 新たに住宅を建てて行政区に住んでも、行政区に入らない、関わりを持ちたくないという世帯が増えている。
- 転入した方はまだ地域の状況についてわからない状態なので、地域の方から声かけすれば話を聞いてくれる。
- 世帯数が増えてきている中で、行政区としてルールの取り決めをして運営している。新しい団地ができたならそこで班編成をしてもらい、班長、役員は順番で回すようにしている。
- 団体のリーダーをやると、ずっとリーダーを務めていかなければならないような状況がある。背景としてトップに立つ人に頼ってしまう組織事情があるが、リーダーがいなくなると団体の存続が難しくなるので、リーダーを支える仕組みづくりや、リーダーの育成が課題となる。
- 新たな転入者がおらず、限界集落になりつつある地区もある。
- 老人クラブ全体で会員が減っている。会員を募集するが70歳、75歳でもまだ入会には早いと言われる。

⑨岩代地区

【地区の基礎情報と主な施設数】

- 総人口は5,977人と9地区中4番目に多く、高齢化率は43.8%と2番目に高い
- 一人暮らし高齢者数は425人と、9地区中5番目と中間
- 避難所数は9箇所、公民館数は3箇所、集会所数は74箇所

【地域福祉の評価】

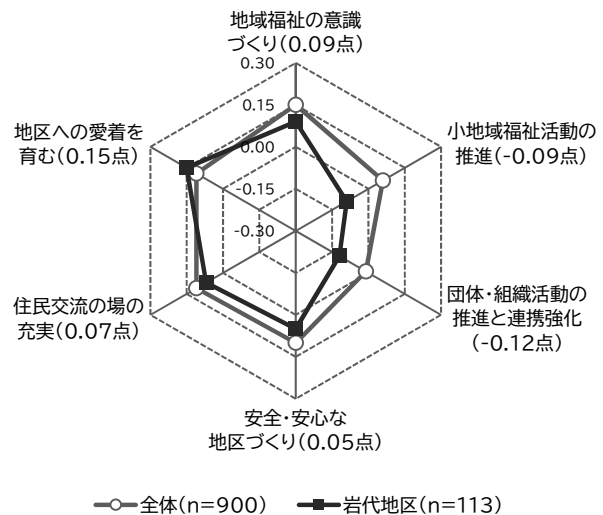
- 『地区への愛着を育む』は2位と高評価だが、『小地域福祉活動の推進』は最も低評価
- それ以外の項目は6～8位と低評価が多く、マイナス点の評価項目は『団体・組織活動の推進と連携強化』、『小地域福祉活動の推進』の2項目

■地区の基礎情報と主な施設数（令和3年度末）

基礎情報	単位	岩代地区
行政区	地区	84
総人口	人	5,977
0～14歳（子どもの人数）	人	403
15～64歳	人	2,954
65歳以上（高齢者数）	人	2,620
男性	人	2,984
女性	人	2,993
総世帯数	世帯	2,242
高齢化率	%	43.8%
一人暮らし高齢者数	人	425
障害者手帳所持者数	人	393
身体障害者手帳所持者数	人	275
療育手帳所持者数	人	64
精神障害者保健福祉手帳所持者数	人	54
民生委員・児童委員数	人	22

主な施設数	単位	岩代地区
避難所数	箇所	9
公民館数	箇所	3
集会所数	箇所	74

■地域福祉の評価



出典：二本松市地域福祉に関するアンケート調査（令和3年度）

【地区懇談会で挙げられた課題】

- 若い世代が減少しており、10年後、20年後には限界集落どころではなく、地区に誰もいなくなるのではという不安がある。
- 草刈りやお祭り等、地域の行事や活動に参加するのは高齢者が多く、若い世代が少ない。
- 今は70歳を過ぎても働いている人が多く、老人クラブには「忙しさ」と「自分は老人ではない」という抵抗感から入りたがらない。
- 一人暮らし高齢者へのお弁当の配達や百歳体操、地区の集まりを通じて地域のつながりが途切れないよう心がけている。
- 退職したばかりの人に個別に声かけすれば、老人クラブやサロン等の活動に参加してくれる。
- 集まれる人が2～3人でも、小さな組織をつくって地域活動をしていけばよい。
- 年に1～2回程度、各団体の代表者が集まって意見・情報交換をする機会が必要である。

⑩東和地区

【地区の基礎情報と主な施設数】

- 総人口は5,544人と9地区中5番目と中間で、高齢化率は44.3%と最も高い
- 一人暮らし高齢者数は431人で、9地区中4番目に多い
- 避難所数は8箇所、公民館数は4箇所、集会所数は58箇所

【地域福祉の評価】

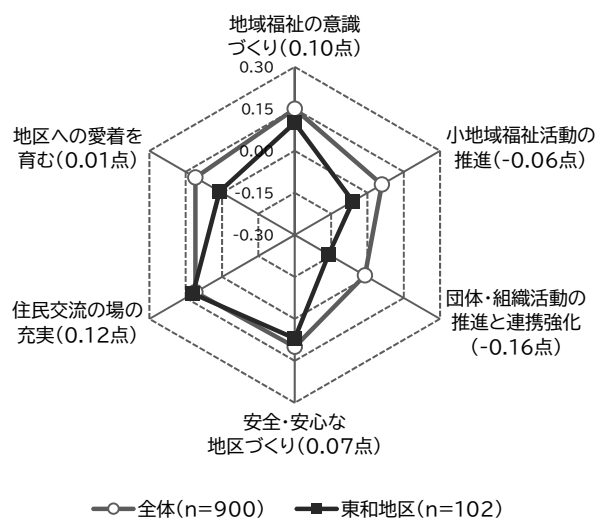
- 『団体・組織活動の推進と連携強化』が9地区の中で最も低評価
- それ以外の項目は5～8位と低評価が多く、マイナス点の評価項目は『団体・組織活動の推進と連携強化』、『小地域福祉活動の推進』の2項目

■地区の基礎情報と主な施設数（令和3年度末）

基礎情報	単位	東和地区
行政区	地区	65
総人口	人	5,544
0～14歳（子どもの人数）	人	444
15～64歳	人	2,644
65歳以上（高齢者数）	人	2,456
男性	人	2,743
女性	人	2,801
総世帯数	世帯	1,997
高齢化率	%	44.3%
一人暮らし高齢者数	人	431
障害者手帳所持者数	人	374
身体障害者手帳所持者数	人	293
療育手帳所持者数	人	51
精神障害者保健福祉手帳所持者数	人	30
民生委員・児童委員数	人	20

主な施設数	単位	東和地区
避難所数	箇所	8
公民館数	箇所	4
集会所数	箇所	58

■地域福祉の評価



出典：二本松市地域福祉に関するアンケート調査（令和3年度）

【地区懇談会で挙げられた課題】

- 友だちと楽しく過ごしているので、婦人会などに入るメリットが無い。また、最近だとコロナ禍で地域でのボランティア活動もできない状況にある。
- 食生活改善推進員の活動が、コロナ禍のため減っている。以前は学童保育などでおやつ作りを行っていたが、現在はできない状況である。
- 地域では、集まり（団体）を知らない人が多く、チラシ等での啓発が必要と思う。
- コロナ前は毎月学校を訪問していた手話サークルが、今は学校を訪問しないと言われていた。
- 奉仕団の活動について、弁当作りやふるさと祭りのバザーなど、今年からようやく事業が再開できている。
- 老人会、婦人会、マルシェ等で連携して町おこしができるのではと思う。何の団体でも、声を掛け合っていけば連携はできると考える。
- どの団体も課題が山積みになっていると思われる。その解決のためにも、団体同士が声を掛け合うことが大事だと思う。

(6) 関係団体ヒアリングで挙げられた課題

①高齢者関係

- Web 会議は便利な反面、コミュニケーションの取りづらさが課題である。
- 高齢者にはスマートフォンの操作や Web 会議等の活用は難しい面もあり、直接対面することが重要である。
- コロナ禍で地区の行事や外出などの機会が減り、人との関わりの減少や体力の低下が見られることから、「百歳体操」等の介護予防の取り組みに力を入れるべきである。
- 高齢者は地区の集まりや体操等の後のお茶飲み・雑談の時間を楽しみにしている。
- 地区の交流行事に誘うために訪問しても、対象者に会うことが難しく、交流が持ちにくい。
- 事業や支援を行うにしても、対象者の情報をつかむのが難しいため、市からの情報提供が必要である。
- 支援を必要とする高齢者が全員「避難行動要支援者名簿」に登録することが理想的であるため、登録推進の働きかけが必要である。

②障がい者関係

- 「二本松市手話言語条例」が制定されたことにより、手話に対する理解や認知度の高まりを感じている。
- ろうあ者との交流やサービスの利用手続きにあたっての認定調査について、オンラインの対面では微妙なニュアンスが読み取れないなど限界を感じることもあり、直接対面することの重要性を感じている。
- オンラインでの交流には物足りなさもあるが、相手との距離や場所を問わないメリットもあり、どちらも上手に活用していくことが重要である。
- コロナ禍で在宅時間が増えたことがストレスとなり、家族と障がいのある方との関係性で虐待が疑われるケースが出てきている。
- コロナ禍でひきこもりが市民権を得たことにより、外に出ることの働きかけが難しくなっている。
- コロナ禍で急激に生活に困窮する人が出てきており、その人たちの中には障がいを見過ごされてきた「障がい疑い」の人たちも多く、生きづらさを抱えて社会的に孤立している。
- さまざまな人と関わりを持つことは重要であるが、障がいのある方に関しては、障がいを理解できない人と交流することが難しいため、いろいろな集まりの中から参加できる場を選ぶことができるようになれば良い。

③子ども・子育て関係

- 地域の人たちや学校など、情報を持つ者同士が密に連携し、情報を共有することが大切である。
- 子育て支援センターではコロナ禍のため、予約制や人数制限などの体制をとっているが、イベントへの申し込みなども少なく、来所しづらい状況となっている。一方で、ホームスタートのボランティア等、家に直接支援者が来訪する事業については、利用の減少は見られなかった。
- 学童保育は支援を必要としている児童を受け入れて定員を満たすことが重要視されてきたが、今は子どものための取り組みといった質的な役割が求められている。
- コロナを理由に多くの行事が中止となっており、逆にそれを喜んでいる人もいるが、交流や子どもの健全育成のための場として、また、子どもの成長を実感する機会として大切なものであることから、感染予防対策に十分に配慮した上で開催するようにすべきである。
- コロナの影響で支援の対象者を直接訪問できず、電話での対応になっているが、正確な状態の把握が難しい。また、コロナを理由に訪問を断られるケースもあり、これまでの関係性が途切れてしまうのではないかという懸念がある。
- オンラインでの研修は出張等の費用がかからずありがたい側面もある。また、学童保育の支援員の研修のように、市役所内で研修ができると、多くの費用をかけず、質の高い支援者を育成できるメリットがある。
- 母子家庭などでは、祖父母が子育てをフォローすることで子どもとの関わりがうまくいくケースがあることから、祖父母や学校の先生、主任児童委員等でチームを組み、子どもの成長を見守る取り組みも考えられる。

④その他

- 安全で安心な地域づくりをするには、犯罪を減らすことが重要である。保護司の仕事は罪を犯した人を更生させ、再犯を防ぐことであるが、罪を犯した人をなぜ優遇するのかという捉え方をする人もいるため、犯罪防止の取り組みについて啓発が必要である。

9 地域福祉計画および第2次地域福祉活動計画（前計画）の評価等

前計画で推進した事業について評価を行い、本計画策定にあたっての基礎資料としました。

（1）地域福祉計画の評価

① 第1期計画での取り組みの評価と進捗状況

第1期地域福祉計画（平成30年度～令和4年度）は、社会福祉法に基づき、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等に関し共通して取り組む事項、福祉サービスの適切な利用の推進、福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉活動への住民の参加促進に関する事項を一体的に定め、地域の誰もが役割を持ち、公的福祉サービスと協働して、支え合いながら暮らすことができる地域づくりを推進するため、平成30年3月に策定しました。少子高齢化の進行や核家族化、高齢者世帯の増加など、社会環境の変化により地域力の低下が懸念される中、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる地域共生社会の実現を目指し「一人一人ができること みんなで作る 住みよい二本松」を基本理念とし、市社会福祉協議会や民生委員・児童委員、関係団体、事業者等との連携を図り、ともに支え合い、安心して暮らせるまちづくりを進めてきました。

《中間評価について》

第1期計画での取り組みの評価については、令和2年度において、同計画の策定委員である二本松市社会福祉審議会の各委員に対し、昨今の社会情勢の大きな変化に伴い今後必要となる計画の見直しや事業の検討等を行うためのアンケート調査を実施し、同計画に掲げる4つの基本目標を実現するため、「市民が取り組むもの」および「地域が取り組むもの」の進捗状況等について、A「順調に推移している」、B「推進しているが改善見直しが必要」、C「実践・推進できていない」のいずれかの評価をお願いしました。

その結果、全33項目中、27項目について、委員の過半数から「概ね順調に推移している」との評価を受けましたが、その他の6項目については「推進しているが改善見直しが必要」または「実践・推進できていない」との評価を受けました。具体的な項目は以下のとおりです。

基本目標1	お互い様の精神でともに支え合う地域福祉を推進	
基本施策1	地域福祉への住民理解	取組事項（1）市民の福祉意識の醸成
基本施策1	地域福祉への住民理解	取組事項（2）生涯を通じた福祉教育の推進
基本施策2	地域福祉の担い手の育成	取組事項（1）活動主体の発掘・育成
基本施策2	地域福祉の担い手の育成	取組事項（2）各種団体の連携体制の強化
基本目標2	生きいきと自分らしい生活ができる仕組みづくり	
基本施策3	住民の交流の場の充実	取組事項（2）世代間交流の促進
基本目標4	地域共生社会の実現に向けたまちづくり	
基本施策1	制度の狭間問題への対応	取組事項（3）就労に困難を抱える地域住民への横断的な支援

② 前計画策定後に取り組んだ具体的な事業等

【高齢者福祉関係】

高齢者の公共交通運賃無料化事業	高齢者の積極的な社会参加と公共交通の利用促進を図るとともに、運転免許証を自主返納した高齢者支援のため、運賃無料化事業を実施している。（市民75歳以上。）
ごみ出し支援戸別収集事業	住み慣れた地域での在宅生活を維持するため、日常生活の負担を軽減するごみの戸別収集を実施している。（一般家庭ごみをごみ集積所へ排出することが困難な高齢者等で構成されている世帯。）
老人福祉施設等整備事業（令和元年整備）	公募により選定した事業者が新設する認知症高齢者グループホームに対する開設準備経費補助。
共生型地域密着型通所介護（令和3年開始） ※第8期介護保険事業計画	障がい福祉のデイサービスを利用している障がいのある方が65歳以上になっても通い慣れた事業所のサービスを利用できる制度として事業を開始。
老人福祉施設等整備事業（令和4年整備予定） ※第8期介護保険事業計画	公募により選定した事業者が新設する認知症高齢者グループホーム・小規模多機能居宅介護事業所に対する施設整備補助。
生活支援体制整備事業	高齢者の生活支援・介護予防サービスを担う事業主体と連携し、多様な日常生活上の支援体制を充実し、地域で支え合う体制づくりを推進。
自立支援型地域ケア会議	要支援者等の生活行為課題や自立を阻害する要因を明らかにし、自立支援の方法を検討しながら高齢者のQOL（生活の質）の向上を目指す。 自立支援型地域ケア会議の参加者が事例に対する多職種の専門的視点に基づく助言を通じて、自立支援に資するケアマネジメントの視点等を習得し、高齢者の自立支援・重症化予防を促進する。
認知症高齢者等見守りQRコード	見守りQRコードを活用した連絡体制を整備することで認知症高齢者等の緊急時に身元を早期に特定し、認知症高齢者等の安全の確保と家族介護の支援および負担軽減を図る。

【障がい者福祉関係】

手話言語条例の 制定	手話が言語であるとの認識に基づき、手話を安心して使える環境を整えることにより、ろう者を含む全ての市民が、支え合いながら安心して暮らせる共生社会の実現を目的として、二本松市手話言語条例を制定した。
登録手話通訳者 選考試験	登録手話通訳者を確保することによりコミュニケーション等に困難があるろう者の日常生活を支援するため、奉仕員養成講座基礎課程までを修了した者を対象に、登録手話通訳者選考試験を実施している。試験官には、ろう者、手話通訳士、市専任手話通訳者があたり、ろう者と日常的な意思疎通が可能かどうかの判断をしている。
ヘルプカードの 作成	ヘルプカードは「ちょっと手助けが必要な人」と「ちょっと手助けしたい人」を結ぶカード。障がいのある方には、自分から「困った」となかなか伝えられない人がいる。支援が必要なのに「コミュニケーションに障がいがあってそのことを伝えられない人」、「困っていることそのものを自覚していない人」もいる。一方、地域の人からは、何かあったとき「どう支援したらよいかわからない」、「障がいのことがわからない」、「困ってるのでは？と気になるけど、誰にその人のことを聞いたらよいかわからない」という声がある。何かきっかけさえあれば、両者がつながることができる。そのきっかけをつくるカードとして作成した。
障害福祉サービ ス事業所の充実	地域社会で障がいのある方もない方も分け隔てなく生活できるよう、障がいのある方に必要となる各種サービスを提供することで日常生活や社会生活を営むことができることを目標としている。 5年前に比べ就労継続支援事業所や児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所が増加し、さらには、一般相談事業の委託など、社会資源の充実が図られている。
新型コロナワク チン接種に関す る配慮	接種時等における障がい特性を踏まえた合理的配慮の提供として、聴覚障がいのある方に対しては手話通訳者の派遣、視覚障がいのある方に対しては福祉サービスによる支援を受けられるよう居宅介護事業所へ協力を依頼した。知的障がいや発達障がいのある方に対しては、障がい特性に応じワクチン接種に対する理解を深めるため、相談支援事業所や通所事業所においてわかりやすい言葉や写真等を用いた丁寧な説明をしていただくよう依頼した。

【児童福祉関係】

時間外（延長）保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日・利用時間以外に、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業。 利用希望に応じ、保育時間の延長を行った。
病児・病後児保育事業	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。 ファミリー・サポート・センターの追加事業として病後児保育を実施している。 令和元年12月から民間事業者による病後児対応の施設が設置された。 なお、令和3年度から、こおりやま広域圏都市圏事業として、郡山市内にある病児・病後児対応の施設利用に係る協定を締結した。
幼児教育・保育の無償化	令和元年10月から幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの施設利用料の無償化を行い、さらに、0歳から2歳までの子どもたちについても、住民税非課税世帯を対象として施設利用料を無償化した。

【生活支援関係】

居場所づくり事業	さまざまな事情により孤立状態に陥り、地域社会や人とのつながりを失ってしまった方々のための「社会的な居場所」を構築することで、自己肯定感やつながりの回復のきっかけとなり、自立へ向かおうとする意欲が持てるようになることを期待し、市、市社会福祉協議会、市内NPO法人との協働で、平成31年3月から居場所づくり事業を実施している。
就労準備支援事業	市社会福祉協議会に委託し、「社会に出ることに不安がある」、「他人とうまくコミュニケーションできない」といった理由ですぐに職に就くことが難しい方に対し、6カ月から1年を上限として一般就労に向けたサポートや就労機会の提供を行っている。
生活保護被保護者の見守り事例	完全なひきこもりではないが、人との関わりを拒絶している事例については、配食サービスによる見守り、担当ケースワーカー・包括支援センターによる見守り（定期訪問・見掛けたら声かけ）、地域住民の見守り（近隣住民・民生委員・児童委員：随時）を行っている。警察もある程度状況を把握している。
生活保護被保護者の就労支援	就労可能な生活保護被保護者について、国の被保護者就労支援事業を活用して、就労支援員による就労指導を行い、被保護者の自立の促進を図っている。 あわせて、ハローワークの生活保護受給者等就労自立促進事業と連携し、被保護者の希望や適性を考慮した求人を提案することにより、就職率の向上に努めている。

(2) 第2次地域福祉活動計画の評価

① 第2次計画での取り組みの評価と進捗状況

第2次二本松市地域福祉活動計画（平成30年度～令和4年度）においては、「ふれ愛、たすけ愛、ささえ愛のまち 二本松」を基本理念とし、4つの基本目標に沿って各種施策・事業に取り組みました。

進行管理においては、令和2年に二本松市地域福祉推進委員会の各委員に対するアンケートにより中間評価（外部・内部）を実施し、令和4年には最終評価となる市民アンケート調査と地区懇談会、関係団体ヒアリングを実施しました。

《中間評価について》

第2次計画での取り組みの評価については、令和2年に実施した中間評価において同計画に掲げる4つの基本目標を実現するための取り組みの進捗状況等について、A「順調に推移している」、B「推進しているが改善・見直しが必要」、C「実践・推進できていない」のいずれかの評価をお願いしました。

その結果、全17項目中、10項目については、委員の過半数から「順調に推移している」との評価を受けましたが、その他の7項目については「推進しているが改善・見直しが必要」または「実践・推進できていない」との評価を受けました。具体的な項目は以下のとおりです。

基本目標1 地域を支える人づくり	
基本施策①地域福祉の意識づくり	取組事項①市民の福祉意識の醸成
基本施策①地域福祉の意識づくり	取組事項②生涯を通じた福祉教育の推進
基本施策②地域福祉の担い手の育成	取組事項①ボランティア活動者の育成
基本施策②地域福祉の担い手の育成	取組事項②活動主体の発掘・育成
基本目標2 ふれあいの仕組みづくり	
基本施策③団体・組織活動の推進と連携強化	取組事項①団体・組織の活動推進
基本施策③団体・組織活動の推進と連携強化	取組事項②団体同士の情報共有・連携強化
基本目標3 誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり	
基本施策①安全・安心な環境づくり	取組事項③生活困窮世帯等への支援

② 基本目標ごとの評価と進捗状況の詳細

基本目標1 「地域を支える人づくり」

地区社会福祉協議会や生活支援体制整備事業との協働により、住民主体の福祉活動に努め、社会資源の活用や協議の場づくりを推進してきました。アンケート調査結果においても、地域福祉に対する意識醸成が進んだとの評価も多く、概ね順調な計画進行と考えられます。

一方で、担い手や後継者の育成については、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響もあり、各種活動が滞り、低調な評価結果となりました。ボランティアや福祉活動団体等においては、今後の活動を大きく左右する深刻な課題であることから、継続した人材育成への取り組みが求められます。

【中間評価】

基本施策	取組事項	評価結果		
		A	B	C
①地域福祉の意識づくり	①市民の福祉意識の醸成	48%	48%	4%
	②生涯を通じた福祉教育の推進	46%	43%	11%
②地域福祉の担い手の育成	①ボランティア活動者の育成	33%	48%	19%
	②活動主体の発掘・育成	49%	43%	8%

A: 順調に推移している。 B: 推進しているが改善・見直しが必要。 C: 実践・推進できていない。

基本目標2 「ふれあいの仕組みづくり」

本市においても人口減少や少子高齢化が進み、住民同士の交流や関係性の希薄化が課題との意見が多く聞かれます。また、ごみ出しや買い物、通院などの生活課題を抱える市民の増加もあり、そのような課題解決に向けた支援体制づくりが求められています。

現在までに、地区社会福祉協議会が市内9地区、いきいきサロンが84カ所で整備され、小地域活動における基盤整備が進んだことから、各種団体と協働し身近な地域における課題解決に向けた「話し合いの場づくり」や「支援体制づくり」が重要となります。

【中間評価】

基本施策	取組事項	評価結果		
		A	B	C
①小地域活動の推進	①地区社協活動の推進	57%	37%	6%
	②住民交流の場の充実	50%	46%	4%
②ボランティア活動の活性化	①ボランティアセンターの機能充実	53%	43%	4%
③団体・組織活動の推進と連携強化	①団体・組織の活動推進	49%	42%	9%
	②団体同士の情報共有・連携強化	39%	53%	8%

A: 順調に推移している。 B: 推進しているが改善・見直しが必要。 C: 実践・推進できていない。

基本目標3 「誰もが安全・安心に暮らせる環境づくり」

民生委員・児童委員、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援センター、生活相談センター、地区社会福祉協議会等による見守り活動や生活困窮者への支援における公的制度（生活相談・資金貸付制度）による支援とあわせて、フードバンク事業や子ども食堂などのインフォーマルな支援の拡充が図られました。

一方、関係者からは、個人情報保護に関する法令や、単身・核家族化によるつながりの希薄化が見守りや支援を難しくしているとの意見が多く聞かれ、包括的な支援体制づくりに向けて大きな課題となっています。

【中間評価】

基本施策	取組事項	評価結果		
		A	B	C
①安全・安心な環境づくり	①見守り活動の推進	53%	43%	4%
	②権利擁護事業の推進	54%	39%	7%
	③生活困窮世帯等への支援	49%	45%	7%
②災害時におけるボランティア活動の強化	①災害ボランティアセンターの体制づくり	58%	33%	10%

A: 順調に推移している。 B: 推進しているが改善・見直しが必要。 C: 実践・推進できていない。

基本目標4 「サービスが適切に受けられる体制づくり」

生活課題の複雑・多様化で「地域包括支援センター」や「相談支援事業所」、「地域子育て支援センター」、「生活相談センター」などの相談窓口が整備され、適切なサービスにつながりやすい環境となりました。アンケート調査などにおいても、一定の評価結果が得られています。その一方で、相談先の多様化により「どこに相談していいのかわからない」、「窓口がわかりづらい」などの意見もあることから、相談機関の連携による情報提供機能の改善が求められます。

幅広い年齢層へ必要な情報を伝えることが、適切なサービスの利用につながるため、広報啓発活動に関する検討と工夫が必要となります。

【中間評価】

基本施策	取組事項	評価結果		
		A	B	C
①相談・支援体制の整備	①相談・支援体制の整備	63%	32%	4%
②情報提供機能の充実	①情報提供機能の充実	68%	27%	5%
③福祉サービス体制の整備・強化	①福祉サービス提供体制づくりの強化	62%	32%	6%
	②福祉活動の財源確保の充実	63%	31%	6%

A: 順調に推移している。 B: 推進しているが改善・見直しが必要。 C: 実践・推進できていない。

10 地域福祉をめぐる主な課題

本市の統計資料やアンケート調査の結果等からみえる課題は、以下のとおりです。

課題Ⅰ 地域のつながりの希薄化

- 近所付き合いは「あいさつをする程度」が約半数を占めており、特に若い年代に多いことから、子どもの頃からともに助け合い・支え合いながら暮らしていくことの大切さを伝えていく取り組みが求められています。
- 市民が気軽に立ち寄れる自由な交流の場が求められています。

課題Ⅱ 福祉への関心の低下

- 約3割が「福祉に対する関心を持っていない」と回答しており、関心を深める取り組みが必要となっています。

課題Ⅲ 地域への参画意識の希薄化

- 地域の生活課題や問題の解決は住民自ら、というよりは行政の関与を求める人が多くなっています。住民自ら積極的な活動を行うための意識づくり、環境づくりが必要となっています。
- 地域活動やボランティア活動への参加は男性に比べて女性が少なく、また、若い世代を取り込むことが必要となっています。
- 地域活動・ボランティア活動の輪を広げていくためには、気軽に相談できる窓口、活動拠点や場所の整備、若い世代への呼びかけ、情報の積極的な発信などが求められています。

課題Ⅳ 若いうちからの健康づくりの強化

- 高齢化率は増加し、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯も微増しています。
- 要介護（要支援）認定者数は増加しており、今後も増加が予測されるため、介護予防や重症化予防の取り組みが求められています。
- 自身や家族の健康、家族の介護に関する悩みを抱えている人が多いことから、若いうちからの健康づくりが必要となっています。

課題Ⅴ 地域力の強化

- 地域の担い手として高齢者を頼りとしている状況があり、今後も引き続き高齢者の活躍が必要となっています。
- 新型コロナウイルス感染症による影響として、行事の中止や外出自粛による運動不足、地域との交流不足が挙げられています。活動の中止を余儀なくされている団体や組織もあり、今後も感染対策を行いながら地域における活動方法を検討し、実施していくことが求められています。

- 地区の課題として、住民の付き合い方、異なる世代間の交流、公園など遊び場の充実、高齢者の生きがいつくりの充実、健康づくりの機会の充実などが挙げられています。
- 地域福祉の推進にあたり各地区の核となるのは地区社会福祉協議会ですが、体制や取り組みの状況には地域差があることから、役割の明確化および全ての地区において「自ら考え、自ら実践する」という共通の意識の醸成が必要です。

課題Ⅵ 助け合いのマッチング

- 地区の人に手助けしてほしいことがある人・自身が地区の人に対してできることやしたいことがある人はそれぞれに多くおり、手助けしてほしいこと・できることやしたいことの具体的な内容は共通しています。双方をうまくマッチングさせる仕組みづくりが必要となっています。

課題Ⅶ 日頃からの防災意識の向上

- 災害など緊急時のスムーズな助け合いのためにも、日頃から交流機会を持つことが重要です。
- 最寄りの避難所について5分の1が知らないことから、認知度の向上が必要です。
- 災害時の情報の入手方法や避難所の環境、医療や介護サービス等の支援に対して不安を感じています。
- 災害時に自力で避難できない人のほとんどは「家族や親戚」による支援を頼りとしており、一方で「近所の人」を頼りにしている人も約3割見られます。災害時の支援を予めお願いしておくことや普段からの付き合いの中でスムーズに支援できる関係性を築いておくことも大切です。
- 支援を必要とする高齢者や障がいのある方に対する「避難行動要支援者避難支援制度」への登録への働きかけが必要です。

課題Ⅷ 多様な悩みや不安を受け止める体制づくり

- 心配ごと相談の件数が近年大幅に増加している状況にあり、安心して暮らし続けるための各種サービスの充実に加え、福祉全般の相談先としてわかりやすく利用しやすい相談窓口の充実が必要となっています。
- コロナや物価高騰の影響により、生活困窮者が増加している状況もあり、生活困窮者自立支援制度に関する認知度の向上と、関係機関が連携して各種支援に取り組むことが必要となっています。
- 困っている人が声を上げやすく、困っている人を見逃さずに関係機関につなぎ、適切に支援する仕組みづくりが求められています。
- 本市においても高齢者や障がいのある方、子どもへの虐待が見られます。虐待を未然に防ぐことや早期発見の重要性について意識の啓発が必要となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画の上位計画となる「二本松市総合計画」は、令和3年度から令和12年度の10年間を計画の期間とし、目指す将来像「笑顔あふれる しあわせのまち 二本松」の実現に向け、4つの重点事項「健康寿命の延伸、地域のちから、人口減少対策、こどもの未来」と4つのまちづくりの基本目標「①健康で暮らし続けられるまち、②地域の誇りに満ちた活力あるまち、③世代をつないで人を育むまち、④安全で快適な暮らしのあるまち」、方策の柱「みんなで創る持続可能なまち」を掲げています。

いずれも、地域共生社会の実現を目指すにあたって欠かせない方向性となっています。

◆基本理念◆

ふれ愛、たすけ愛、ささえ愛のまち
みんなでつくる二本松

これまで、市では「二本松市地域福祉計画」、市社会福祉協議会では「第2次二本松市地域福祉活動計画」をそれぞれ策定し、地域福祉を推進してきましたが、地域福祉をより一層推進するためには、市と市社会福祉協議会の更なる連携が必要であることから、今回、2つの計画を一体的に策定することといたしました。

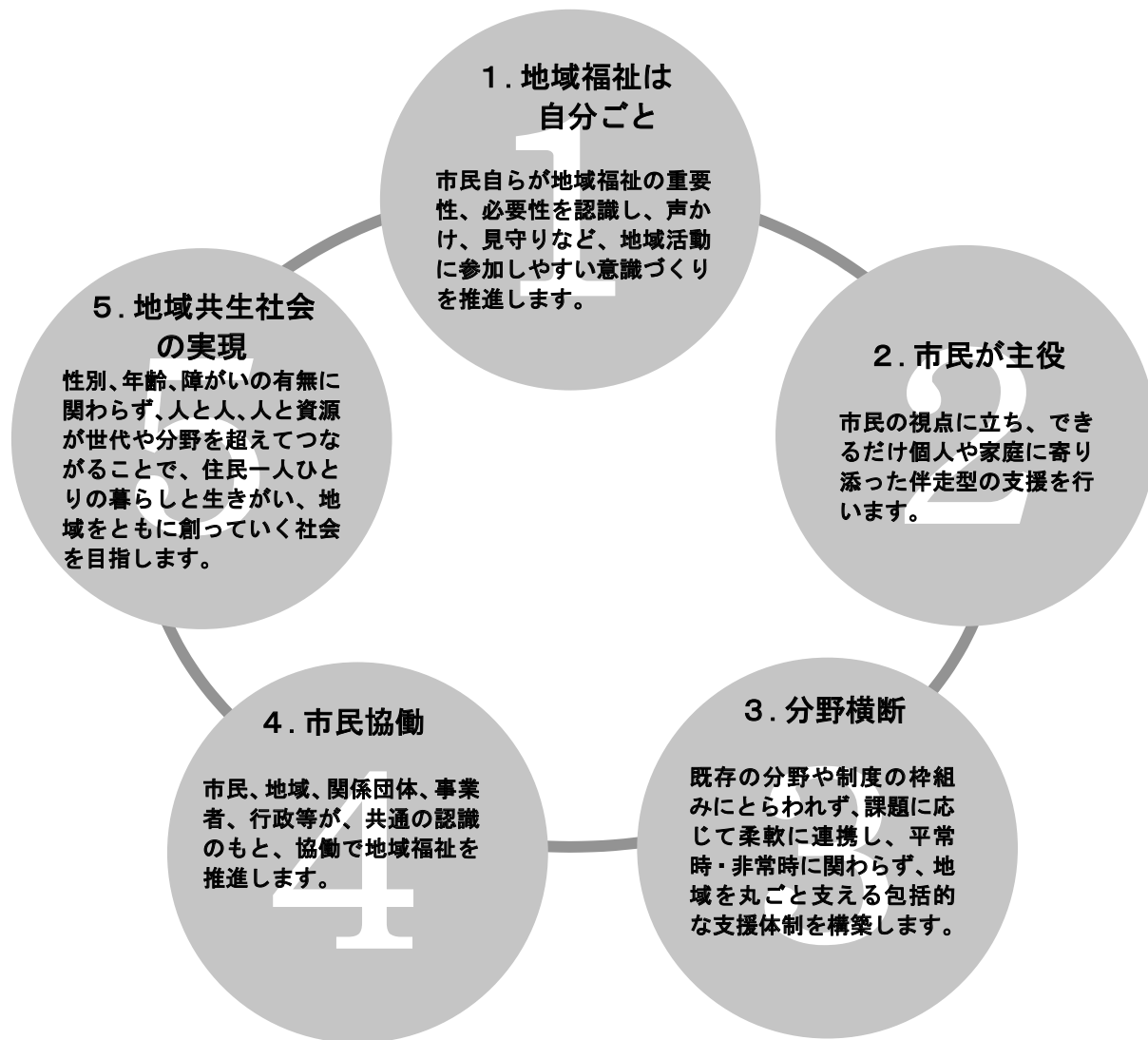
少子高齢化や核家族化、高齢者単身世帯の増加、価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域への参画意識の希薄化が進み、身近な地域の力が弱まっていることが懸念されています。また、新型コロナウイルス感染症の影響も加わり、相談窓口に寄せられる相談件数が増加するとともに、生活困窮者や虐待が疑われるケースなど、支援が必要な人も増えている状況です。

こうした中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりのためには、市民の理解と協力のもと、地域ぐるみの課題解決に向けた見守りや支え合いの取り組みが重要となっています。

本計画は、地域福祉の推進にあたって欠かすことのできない「ふれあい」、「助け合い」、「支え合い」の3つのテーマを軸とし、前期2計画の基本理念を一体化させた「ふれ愛、たすけ愛、ささえ愛のまち みんなでつくる二本松」を基本理念とし、市と市社会福祉協議会が連携の強化を図りながら、相互に協力して地域共生社会の実現を目指し、地域福祉を推進していきます。

2 基本的な視点

基本理念の実現に向け、次の5つの基本的な視点のもと地域福祉を推進します。



3 基本目標

基本理念である「ふれ愛、たすけ愛、ささえ愛のまち みんなでつくる二本松」の実現に向け、4つの基本目標と市再犯防止推進計画、市成年後見制度利用促進計画を定め、地域全体で積極的に助け合い、支え合いながら福祉の推進に取り組みます。

基本目標Ⅰ 地域のつながりづくり

地域におけるさまざまな課題に対し、団体や事業者、行政だけではなく、市民一人ひとりが「我が事」として向き合えるよう、地域福祉への関心の向上と理解の促進に取り組みます。

また、地域とのつながりが希薄になりやすい若い世代も参画できるよう、ボランティア活動等の推進に取り組みます。

基本目標Ⅱ 一人ひとりの生きる力と地域のかづくり

地域におけるさまざまな課題に協力して取り組んでいくためには、地域のかを高めることが重要です。一人ひとりが地域を支える一員としてそれぞれの役割を担っていくことができるよう、福祉にふれあう機会を充実し、担い手の育成に取り組みます。

また、市民がいきいきと活躍できるよう自身の健康意識を高めていくとともに地域活動等を通じて地区の垣根を超えた交流の輪を広げ、助け合い・支え合いながら誰もが安心して暮らしていけるまちづくりを目指します。

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしを支える環境づくり

地域に住む誰もが安全・安心な暮らしを送れるようにするには、平常時から緊急時まで、あらゆる場面で地域を支える環境づくりが重要です。普段からの防犯・防災対策への取り組みや、誰もが必要なときに必要とする情報が入手できるよう、情報発信体制の強化を図り、より安全・安心な地域づくりを推進します。

基本目標Ⅳ 一人ひとりの生活課題に寄り添う体制づくり

誰もが地域の中で自分らしく自立して暮らしていくためには、それぞれが抱える悩みや困りごとに対応する総合的な支援体制が必要です。一人ひとりの権利が尊重され、それぞれが抱える多種多様で複合的な生活課題を受け止める相談窓口の充実や、多分野・多機関が連携し、協働で生活課題の解決に向けて支援する体制の整備を推進します。

市再犯防止推進計画（再犯防止の取り組みの推進）

「誰一人取り残さない社会」の実現に向け、罪を犯した人や非行をした人に切れ目のない支援を行い、円滑な社会復帰を支えるとともに、再犯防止の取り組みについて周知啓発を図り、罪を犯した人や非行をした人を孤立させない地域づくりを推進します。

市成年後見制度利用促進計画（成年後見制度の周知と利用促進）

市民の約3分の1は高齢者であり、今後、認知症等により、判断が必要な場面において支援が必要な人が増えることも想定されます。そうした人の権利を守るため、保健・医療・福祉・司法といった関係機関が密に連携し、支援を必要とする人の意思や希望を尊重した相談体制の整備を図るとともに、障がいや認知症等によって支援を必要とする人が安心して制度を利用できるよう周知に努めます。

4 施策の体系

基本理念

「ふれ愛、たすけ愛、ささえ愛のまち みんなでつくる二本松」

基本目標1 地域のつながりづくり

- 1 福祉意識の啓発
- 2 地域のつながりの活性化
- 3 ボランティア活動の活性化

基本目標2 一人ひとりの生きる力と地域のかづくり

- 1 地域活動への参加の促進
- 2 健康づくりと生きがいづくりの推進

基本目標3 安全・安心な暮らしを支える環境づくり

- 1 安全・安心な暮らしを支える環境の整備
- 2 防犯・防災体制の強化
- 3 情報提供体制の充実

基本目標4 一人ひとりの生活課題に寄り添う体制づくり

- 1 重層的・包括的支援体制の構築
- 2 生活課題を受け止める相談体制の充実
- 3 福祉ニーズへの対応
- 4 一人ひとりに寄り添った支援体制の強化
- 5 一人ひとりの権利を守る取り組みの推進

市再犯防止推進計画（再犯防止の取り組みの推進）

市成年後見制度利用促進計画（成年後見制度の周知と利用促進）

第3章 計画の基本的な考え方

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標

1 地域のつながりづくり

地域におけるさまざまな課題に対し、団体や事業者、行政だけではなく、市民一人ひとりが「我が事」として向き合えるよう、地域福祉への関心の向上と理解の促進に取り組みます。

また、地域とのつながりが希薄になりやすい若い世代も参画できるよう、ボランティア活動等の推進に取り組みます。

1 福祉意識の啓発

● 現状と課題 ●

地域課題の解決に向け、市民相互の支え合いを含め、地域の多様な主体が連携して取り組むことが必要とされている中、市民アンケートでは「地区の生活課題や問題は、住民と行政が一体となって解決をする方が良いと思う」と考えている人が3割いる一方で、福祉への関心を持っていない人も3割となっています。

地域福祉への関心や助け合いの機運を高めるため、市の広報紙やウェブサイト、各種講座などを通じ、認知症や障がい特性、日常できるサポート等に関する情報発信を行い、福祉への理解と関心を深めていくことが必要です。

● 今後の方向性 ●

市民が互いに尊重し支え合う意識を持って、地域とのつながりを深めていけるよう、福祉に関する教育や学習の機会を充実し、福祉意識の醸成を図ります。

世代や性別、障がいの有無、国籍や文化が異なる等、さまざまな属性の人々に対する交流の機会を提供するなど、地域共生社会の実現に向けて相互理解を深めるよう努めます。

第4章 施策の展開

基本目標1 地域のつながりづくり

<p>市民の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 隣近所や地域において、お互いに助け合う気持ちを持つよう心がけましょう。 ○ 地域の出来事に日頃から関心を持つよう心がけましょう。 ○ 隣近所と誘い合いながら地域交流の場や活動へ積極的に参加しましょう。 ○ 積極的に各種講座などに参加し、家族や身近な人に学んだことを伝えましょう。 ○ 認知症や障がいのある方への理解に努めましょう。 ○ 隣近所の様子に気を配り、困りごとや虐待の疑い等の異変に気づいたら、民生委員・児童委員や相談窓口等に連絡しましょう。
<p>地域の取組 (事業者・団体等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政区、コミュニティ、地区社会福祉協議会などの活動に関する情報を広く提供し、市民の理解の浸透を図ります。 ○ 地域活動および地域福祉活動への参加や、各種団体への入会を広く呼びかけます。 ○ 未来の担い手である児童・生徒や若年層および福祉への関心が低い人等に対して、学校や地域における福祉教育を推進するとともに、さまざまな交流を通じて、地域での助け合い・支え合いの意識を育みます。 ○ 認知症や障がいのある方への理解や関心を深めるため、関係団体と連携して啓発活動に努めます。
<p>市社会福祉協議会の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区社会福祉協議会活動支援や生活支援体制整備事業による協議体の開催、地域ケア会議等の機会を拡充させることで、地域課題の共有や情報提供を図り、協働による地域力向上に努めます。 ○ 行政区などの小地域において実施する、生活支援や見守りなどの活動に対し、人的・財政的な支援で、地域づくりコーディネートに積極的に取り組みます。 ○ 地域福祉に関する研修会の企画や市社会福祉協議会ウェブサイト・SNSによる情報発信で、福祉のまちづくりへの意識を育みます。 ○ 学校や企業・団体等からの希望に応じ、地域資源を活用しながら、福祉に関する学習の機会を提供します。
<p>行政の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校や生涯学習の場を活用するなど、あらゆる機会を通じて、ライフステージに沿った福祉教育・福祉学習を展開します。 ○ 子どもから大人まで幅広い世代が地域ぐるみで活動に関わることにより、多世代における福祉意識の醸成を図ります。 ○ 認知症の高齢者や障がいのある方への理解を促進するため、講演会や講座を開催するなど啓発活動を行います。 ○ 地域福祉活動や地域で行われている福祉意識の醸成に関わる各種行事の支援に努めます。

主な事業

取組内容	担当課
市広報紙やウェブサイト等を通じた地域福祉の重要性に関する啓発	福祉課
多世代の福祉意識の醸成に向けた、地域福祉活動や各行事における社会福祉団体の活動支援	福祉課
障害者週間における広報等の啓発活動を通じた障がいのある方に対する理解促進	福祉課
認知症について正しい知識を広めるための認知症サポーター養成講座の開催	高齢福祉課
各種講座における地域住民への福祉教育の推進	生涯学習課
各学校における総合的な学習の時間を活用した福祉学習の実施	学校教育課
男女共同参画推進事業、国際交流推進事業 等	秘書政策課
地区社会福祉協議会活動への支援	市社会福祉協議会
小地域における話し合いの場（協議体）づくりの推進	市社会福祉協議会
地域福祉活動研修会の開催	市社会福祉協議会
福祉教育出前講座による学習機会の提供	市社会福祉協議会

2 地域のつながりの活性化

● 現状と課題 ●

隣近所との付き合いをしていない人はごく少数ですが、あいさつをする程度の方が若い世代で多く、新型コロナウイルス感染症の影響による行事の中止等もあり、交流の減少や、地域のつながりの希薄化が課題となっています。

また、地区に愛着を持って積極的に関わっていきたい人は少なくなっています。あわせて地域の中核をなしてきた世代の高齢化が進んでおり、次世代を担う人々の活動への参画が求められています。

住んでいる地区への愛着を深め、地域活動への参画の機運を高めるため、日頃のあいさつや声かけ等、普段から意識して交流の機会を持つことが重要です。

● 今後の方向性 ●

家庭、学校、会社、ご近所等、広くあいさつ運動が展開できるよう啓発に努めます。

日頃から交流することができるよう、地域の集いの場や活動、イベント等の機会および情報を提供するなど、市民の交流や地域への参加を促進します。

<p>市民の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 積極的にあいさつをし、日頃から隣近所との付き合いを大切にしましょう。 ○ 子育て中の親同士が知り合える場所、交流できる場所に積極的に参加しましょう。 ○ 隣近所の一人暮らし高齢者世帯や認知症高齢者がいる世帯、障がいのある方がいる世帯、子どものいる世帯を気にかけて、声かけや見守り、必要に応じて手助け等を行いましょう。
<p>地域の取組 (事業者・団体等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域内で積極的にあいさつができる環境づくりに努めます。 ○ 住民の地域福祉活動に協力し、行政や関係機関と連携して地域福祉推進体制の構築に努めます。 ○ 老人クラブの活性化や、地域活動団体との連携を通して、地域における「つながりづくり」の促進を図ります。 ○ 地域における声かけ・見守り活動を推進します。
<p>市社会福祉協議会の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の方が気軽に参加できる集いの場である「いきいきサロン」の継続に向け、人的支援や財政支援を推進します。 ○ コミュニティの構築（再構築）を進め、互いに気にかけて合う地域づくりをコーディネートします。 ○ 地域交流の場の把握に努めるとともに、広報紙やウェブサイト等を活用し、市民への情報提供を行います。

行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭、学校、会社、ご近所等、広くあいさつ運動が展開できるように啓発に努めます。 ○ 多様な主体による見守り活動を支援します。 ○ 地域での見守り、支え合うためのネットワークづくりを支援します。 ○ 研修会やサロン等、それぞれの情報交換や相談を可能とする仲間づくりの場を設け、介護者・養育者の孤立防止に努めます。 ○ 誰もが参加しやすいサロンの運営の在り方について、情報提供や人材の確保、新たなサロンの立ち上げ等、各種地域資源を活用しながら支援に努めます。
-------	---

主な事業

取組内容	担当課
地域での見守りなどネットワークづくりを支援する生活支援体制整備事業	高齢福祉課
地域包括支援センター運営事業（家族介護教室、オレンジカフェ）	高齢福祉課
介護予防普及啓発事業（通いの場の普及啓発・立ち上げ支援・介護予防教室）	高齢福祉課
あいさつ運動の展開を通じて市民の社会的ルールやマナーを守る気風を育てる公德心高揚運動の推進	生涯学習課
生活支援コーディネーターの設置	市社会福祉協議会
いきいきサロン設置・運営支援	市社会福祉協議会
各種行事・イベント等の広報啓発活動	市社会福祉協議会

3 ボランティア活動の活性化

● 現状と課題 ●

普段の暮らしにおける手助けから緊急時の支援まで、さまざまな支援が必要とされている中、全てに行政だけで対応していくことは困難であり、地域やNPO法人等との協働による取り組みが必要となっています。市民アンケートでは、現在地域活動やボランティア活動に参加している人は2割にとどまるなど、参加人数の少なさが課題となっており、特に若い世代の参加者を増やすことが必要です。

助け合いや支え合いの気持ちはあるものの、「忙しくて時間がない」、「何をすべきかわからない」など、実際に地域活動やボランティア活動に参加するととなると難しさを感じる人も少なくないことから、少しの時間でも参加を可能とすることや、活動について気軽に相談できる相談窓口を設けるなど、参加に向けた後押しをする取り組みが必要です。

● 今後の方向性 ●

地域活動やボランティア、NPO法人等の活動に対する関心を高め、さらには理解を深められるよう広報啓発に努めます。市民がボランティア活動に気軽に参加できるよう、市、市社会福祉協議会、関連団体等による各種講座や研修会を通じてボランティア活動に関する情報提供を行い、活動への参加を促進します。

<p>市民の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア活動についての知識を深めましょう。 ○ 趣味や特技、経験を生かして、できる範囲で、積極的にボランティア活動に参加しましょう。 ○ 地域におけるボランティア活動への参加を心がけ、高齢者や障がいのある方とふれあうことにより、思いやりの気持ちを醸成しましょう。
<p>地域の取組 (事業者・団体等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育との連携により、子どもたちのボランティア活動の活性化を支援します。 ○ 地域行事等を通じて、ボランティア活動へ参加しやすいきっかけづくりを進めます。 ○ ボランティア活動に関する情報の周知に努めます。
<p>市社会福祉協議会の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種関係機関との協働で、市民のボランティア意識の向上につながるボランティアセンター運営を行います。 ○ ボランティアコーディネーターの配置で、相談対応やニーズのマッチングなど適切なコーディネート業務に努めます。 ○ ボランティア活動の担い手を養成するための講座を開催します。 ○ ボランティアニーズを適切に把握し、市民に必要な情報を広報紙やウェブサイト、SNSなどを活用して提供に努めます。

行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア、NPO法人等の継続的、かつ安定した活動を促すため、運営に関する相談に応じ、その活動を支援します。 ○ ボランティア、NPO法人等に関する情報提供を行い、市民が活動に参加する機会の確保に努めます。 ○ ボランティアセンター運営委員会や福祉救援ボランティア連絡会議への参画等、市社会福祉協議会ボランティアセンターおよびボランティアへの支援に努めます。 ○ 市社会福祉協議会との連携を強化し、ボランティア情報の共有化に努めます。
-------	---

主な事業

取組内容	担当課
ボランティアセンター運営委員会への参画	福祉課
福祉救援ボランティア連絡会議への参加	生活環境課 関係各課
市民とのパートナーシップによる施設等の管理（道路・河川・除雪ボランティア）	土木課
市民とのパートナーシップによる施設等の管理（公園ボランティア）	都市計画課
地域活動やボランティア、NPO法人等民間との連携推進	秘書政策課 関係各課
ボランティアセンターの運営（ボランティアセンター運営委員会の運営）	市社会福祉協議会
ボランティアコーディネーターの設置（相談・マッチング）	市社会福祉協議会
ボランティア養成講座の開催（入門編、スキルアップ編、地域課題解決編）	市社会福祉協議会
ボランティアスクールの開催	市社会福祉協議会

基本目標

2 一人ひとりの生きる力と地域のかづくり

地域におけるさまざまな課題に協力して取り組んでいくためには、地域の力を高めることが重要です。一人ひとりが地域を支える一員としてそれぞれの役割を担っていくことができるよう、福祉にふれあう機会を充実し、担い手の育成に取り組めます。

また、市民がいいきと活躍できるよう自身の健康意識を高めていくとともに地域活動等を通じて地区の垣根を超えた交流の輪を広げ、助け合い・支え合いながら誰もが安心して暮らしていけるまちづくりを目指します。

1 地域活動への参加の促進

● 現状と課題 ●

今後「持続可能な二本松市」を実現していくためには、行政だけではなく市民がそれぞれの役割を認識した上で、市民協働によるまちづくりに取り組んでいく必要があります。

これまでも、市民講座、市民大学セミナー、高齢者講座、女性講座等、さまざまな講座を通じて高齢者や障がいのある方への理解促進、地域の担い手の育成を図っているところですが、講座内容のマンネリ化や参加者の固定化といった課題があります。

また、住民主体の福祉活動を推進する目的で、市内9地区に地区社会福祉協議会が設置され、地区ごとの実情や課題に応じて活動に取り組むこととしていますが、協議や研究、分析が不足していることから、目標設定まで至っていないのが現状です。

本市においては、今後、「生活支援体制整備事業」における協議体（支え合い会議）を日常生活圏域（6地区）で定期的を開催する予定ですが、その他にも各種団体による意見・情報交換会など、市民がまちづくりに参画しやすい環境づくりを進めるとともに、要支援者と支援者のマッチングの仕組みづくりなど、ボランティアをはじめとする市民の社会貢献を後押しするような取り組みが必要です。

● 今後の方向性 ●

子どもから大人まであらゆる世代に対し、地域活動への参加促進に向けた活動内容等の周知啓発を図ります。

地域の各種団体が円滑な活動を継続できるよう、地区社会福祉協議会の活動の充実を図り、地区単位の懇談会を定期的で開催し、地区別計画の策定に向けた検討や地域課題の共有、解決方法の相談などを通じて交流を深める機会を充実します。さらに、情報提供や人材育成等の支援を行います。

<p>市民の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の一員として地域で行われる祭りやスポーツ大会、清掃活動等の地域活動や世代間交流事業に積極的に参加し、地域との関わりを深めましょう。 ○ 周りの人と互いに誘い合って、地域活動や交流行事に参加しましょう。 ○ 自分の持つ知識や経験を地域の中で生かすよう心がけましょう。
<p>地域の取組 (事業者・団体等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 伝統行事や祭りにおける交流を活発化し、郷土愛を育みます。 ○ 定年退職した人や子育てが一段落した人などが、今まで培った経験を生かせるよう福祉活動への参加促進を図ります。 ○ 地区や団体同士の交流の機会を持ち、情報交換や連携を図ります。 ○ 活動参加へのきっかけづくりに向け、多様な取り組みを実施するとともに、その内容について市民に発信し、積極的な参加を促します。 ○ 地域住民の活動拠点である集会所などを活用し、高齢者や障がいのある方、子育て中の方など、誰でも気軽に集まれる場を提供します。 ○ 世代間交流が可能な行事の開催に努めます。
<p>市社会福祉協議会の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地区社会福祉協議会への人的派遣（生活支援コーディネーターの設置）や財政支援（助成事業）等において、住民主体の福祉活動を支援します。 ○ 生活支援コーディネーターを設置し、地域資源や課題の把握、協議体（支え合い会議）の定期的な開催で、地区ごとの活動目標の設定と課題解決への取り組みについて十分な検討を行っていきます。 ○ 住民が主体的に福祉活動に取り組めるよう相談や情報提供、人材育成等の支援を行います。 ○ 地域の課題解決に取り組む団体への支援として、活動に対する相談、情報提供、財源支援等を行うことにより福祉活動の活性化を図ります。 ○ 共同募金委員会と連携して募金運動の活性化を図るとともに、地域福祉活動の財源の確保に努めます。

第4章 施策の展開

基本目標2 一人ひとりの生きる力と地域のかづくり

行政の取組	<ul style="list-style-type: none">○ 本市の職員はもとより、幅広い世代に地域福祉への理解を促進し、地域活動の魅力の発信、活動する各種団体の交流や情報交換等により、定年退職者も含め、地域で活躍する人を増やす取り組みを推進します。○ 地域の担い手を育成する講座や研修の充実に努めます。○ 市民をはじめ、NPO法人や市民団体等、多様な担い手に向けてわかりやすく多様な手段を活用しながら、活動のための情報提供に努めます。○ 市社会福祉協議会の活動や地区社会福祉協議会の活動に対する支援および活動内容の周知に加え、市民の参加協力の必要性について啓発に努めます。○ 地域とさまざまな主体が連携するきっかけをつくるため、意見交換の場や交流機会の創出に努めます。○ 「市民との協働による地域づくり支援事業」により、活力ある地域社会の発展を促進します。○ 市社会福祉協議会に委託している生きがいデイサービスやいきいきサロン、シルバー人材センター等の取り組みを通じて、高齢者が社会活動に参加できる環境づくりの推進と啓発を図ります。○ 介護予防サポーターの育成や「いきいき百歳体操」の普及啓発および「通いの場の立ち上げ」を支援します。○ 生活支援体制整備事業を市社会福祉協議会に委託して生活支援コーディネーターを設置し、地区での協議体（支え合い会議）の場づくり、社会資源の把握や関係機関等のネットワーク構築に努めます。○ ボランティアセンター運営委員会や福祉救援ボランティア連絡会議への参画等、市社会福祉協議会ボランティアセンターおよびボランティアへの支援に努めます。（再掲）○ 社会福祉法人による公益的な取り組みや寄付・共同基金等について、市社会福祉協議会と連携し、周知、啓発を図ります。
-------	---

主な事業

取組内容	担当課
ボランティアセンター運営委員会への参画（再掲）	福祉課
福祉救援ボランティア連絡会議への参加（再掲）	生活環境課 関係各課
福祉活動専門員の設置などに係る人件費の補助（市社会福祉協議会活動推進事業）	福祉課
通いの場の普及啓発や立ち上げ支援等、誰もが参加しやすい介護予防普及啓発事業の運営・支援	高齢福祉課
介護に関する正しい知識の普及に向けた介護予防サポーター養成講座の開催	高齢福祉課
地域とさまざまな主体が連携するきっかけづくりに向けた生活支援体制整備事業	高齢福祉課
活動の担い手の育成に向けた市民講座、市民大学セミナー、高齢者講座、女性講座の開催	生涯学習課
NPO法人や市民団体に向けた広報・広聴事業の充実	秘書政策課 関係各課
市民との協働による地域づくり支援事業	秘書政策課 関係各課
生活支援コーディネーターの設置（再掲）	市社会福祉協議会
協議体（支え合い会議）の設置・開催	市社会福祉協議会
地区社会福祉協議会活動への支援（再掲）	市社会福祉協議会
ボランティア・市民活動助成金交付事業	市社会福祉協議会
共同募金運動の推進	市社会福祉協議会

2 健康づくりと生きがいづくりの推進

● 現状と課題 ●

住み慣れた地域で自立した生活を続け、地域での助け合いや支え合いを継続していくためには、市民一人ひとりが心身ともに健康であることが重要です。

市民アンケートでは、自分や家族の健康に不安を感じる人が半数以上となっており、家族の介護に不安を感じる人も2割を超え、特に40～60歳代で多くなっています。

かかりつけ医を持ち、若い頃から健康づくりに取り組むとともに、高齢になっても体を動かす習慣を持ち、百歳体操等地域の介護予防事業に参加するなど、健康への意識向上に向けた普及啓発や、生きがいを持って生きるための生涯学習の推進、市民一人ひとりが自身の経験や特技を生かして地域で活躍できるよう社会参加の促進に向けた取り組みが必要です。

● 今後の方向性 ●

市民一人ひとりが心身の健康を維持・増進することが、社会参加や地域活動への参加、ひいては地域福祉の推進につながります。健康づくりは子どもから高齢者まで、市民のライフステージごとに進めていくことが大切であり、行政区や市民の活動、市や市社会福祉協議会、関係団体、事業所等が連携し、地域ぐるみで健康づくりや生きがいづくりを推進します。

さらに、個人がライフステージにあわせた生きがいを持つことは精神的な充実を生み出します。全ての市民が生きがいを持って社会参加できるような仕組みづくりを推進することが大切であり、高齢者が今までの人生における経験・知識・技能を地域福祉の充実のために生かし、生きがいを見出せるよう支援します。

市民の取組

- 自身の体調に気を配り、バランスのよい食事や適度な運動、睡眠・休養の確保を心がけましょう。
- 健康維持の一環として、日常的な外出、人との交流に努めましょう。
- かかりつけ医を持ち、早期の受診を心がけましょう。
- 困ったときにすぐ相談できるよう、自分の住む地域の診療所や病院、福祉サービス事業者など、関係機関の連絡先を調べておきましょう。
- 在宅医療や介護保険制度、在宅ターミナルケアや緩和ケアについて知識を深めましょう。
- 趣味や生きがいを持ち、活動の場へ積極的に参加しましょう。

基本目標2 一人ひとりの生きる力と地域のかづくり

<p>地域の取組 (事業者・ 団体等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域や職場で健康づくりに取り組みます。 ○ 趣味や生きがいづくりにつながるような活動の場を設けます。 ○ 保健・医療・福祉のサービス事業者がお互いに情報を共有し、一貫性のある支援体制の構築に努めます。
<p>市社会福祉 協議会の 取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市より受託している生きがいデイサービスやボランティアの派遣を通じて、趣味の活動やレクリエーションに取り組み、高齢者の健康づくりや孤独感の解消に努めます。 ○ 介護予防事業所（訪問介護や通所介護等）の適正な運営で、高齢者の自立支援に取り組みます。 ○ いきいきサロンの設置や活性化につながる講座の実施、資材や情報の提供により活動者を支援します。
<p>行政の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ かかりつけ医を持つことや健康診断の受診について、市民に対する啓発活動を推進します。 ○ 休日診療や夜間救急の実施により、救急医療の確保に努めます。 ○ 介護保険事業や高齢者の健康・疾病対策の充実に向け、退院調整ルールを効果的に活用すること等により、医療機関との連携強化を図ります。 ○ いきいき百歳体操の普及啓発を図ります。 ○ 市社会福祉協議会に委託している生きがいデイサービスやいきいきサロン、シルバー人材センター等の取り組みを通じて、高齢者が社会活動に参加できる環境づくりの推進と啓発を図ります。（再掲） ○ 趣味や特技を生かした仲間づくり、高齢者の経験を子どもたちに伝える多世代交流など、幅広い社会参加を支援します。 ○ 障がいのある方の健康づくりと生きがいづくりに向けた、生涯学習・芸術文化活動参加の支援やスポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。 ○ 市民の自主的な生涯学習活動の促進に向け、誰もがいつでも学ぶ機会を得られるよう、多様なニーズに応じた学習プログラムを充実させた学級および講座等を開催します。 ○ マスクの着用や手指消毒、ソーシャルディスタンス（社会的距離）の確保など、新型コロナウイルス感染症等の感染予防対策について周知・啓発し、予防の徹底に努めます。 ○ 感染症の発生時には迅速かつ的確に拡大防止対策に取り組みます。

第4章 施策の展開

基本目標2 一人ひとりの生きる力と地域のかづくり

主な事業

取組内容	担当課
障がい者スポーツ等の交流事業の推進	福祉課
障がいのある方の芸術文化活動への支援	福祉課
老人クラブ活動等社会活動促進事業	高齢福祉課
介護予防普及啓発事業（通いの場の普及啓発・立ち上げ支援・介護予防教室）（再掲）	高齢福祉課
シルバー人材センターの事業活動支援	高齢福祉課
高齢者の健康と長寿を祝福し敬老の意を表する敬老記念品の贈呈や敬老会の開催を行う敬老事業	高齢福祉課
医療マップ作製を通じたかかりつけ医を持つための啓発活動	健康増進課
在宅医療・介護連携推進事業等、医療機関との連携の強化	高齢福祉課
いきいき百歳体操の普及啓発	高齢福祉課
家庭教育学級・女性学級・高齢者学級事業、市民講座、市民大学セミナー等の生涯学習プログラムの充実	生涯学習課
生きがいデイサービスセンター事業	高齢福祉課 市社会福祉協議会
いきいきサロン設置・運営支援（再掲）	市社会福祉協議会
いきいきサロン連絡会の開催	市社会福祉協議会
レクリエーション用具の貸与	市社会福祉協議会

基本目標

3 安全・安心な暮らしを支える環境づくり

地域に住む誰もが安全・安心な暮らしを送れるようにするには、平常時から緊急時まで、あらゆる場面で地域を支える環境づくりが重要です。普段からの防犯・防災対策への取り組みや、誰もが必要なときに必要とする情報が入手できるよう、情報発信体制の強化を図り、より安全・安心な地域づくりを推進します。

1 安全・安心な暮らしを支える環境の整備

● 現状と課題 ●

安全・安心な暮らしの実現に向けては、周囲による見守りと互いの暮らしを尊重する気遣いがあり、歩道や道路、公共施設や福祉施設が利用しやすく整備され、公共交通機関など外出手段が確保されているなど、日常生活を支えるさまざまな条件が整っている必要があります。

気軽に声をかけ合い、助け合うことのできる地域づくりや、ユニバーサルデザインやバリアフリーの理念に基づいた道路や施設の整備、高齢者や障がいのある方に対する移動支援など、ソフトとハードの両面からの取り組みが必要です。

● 今後の方向性 ●

市民が思いやりを持って行動することに加え、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考えを取り入れることで、誰もが利用しやすく、やさしさにあふれたまちづくりを推進します。

また、災害が発生した際に避難行動要支援者を円滑に支援できるよう、行政区や自主防災組織、民生委員・児童委員等と情報を共有するなど、市民、団体、事業者と協力して支援体制の構築を推進します。

第4章 施策の展開

基本目標3 安全・安心な暮らしを支える環境づくり

市民の取組	<ul style="list-style-type: none">○ お互いの暮らしを尊重し、常に相手の立場を考えながら行動しましょう。○ ユニバーサルデザインやバリアフリーの理念、点字ブロックの役割等を理解し、おもいやり駐車場を適正に利用する等、福祉に関するマナーを守りましょう。○ 「乗合い」などの工夫により、高齢者や障がいのある方の移動に協力しましょう。○ 気軽に移動の手助けを頼めるような関係性を築きましょう。○ コミュニティバスやデマンドタクシーなど、公共交通を積極的に利用しましょう。○ 道路の危険な箇所を見つけたら、市に情報を提供しましょう。
地域の取組 (事業者・ 団体等)	<ul style="list-style-type: none">○ 支援が必要な方を手助けできる仕組みづくりを推進します。○ 移動の妨げとなる障害物の撤去や道路の清掃・除草などを行い、通行障害の解消を図ります。○ 地域の高齢者や障がいのある方の移送ニーズを把握し、NPO法人・ボランティア団体・福祉サービス事業者等による移送サービス事業の推進を図ります。○ 周辺の道路にある段差や危険な箇所を点検し、バリアフリーの考え方に基づいて、施設等の改善や整備に努めます。
市社会福祉 協議会の 取組	<ul style="list-style-type: none">○ 災害時に備えて災害ボランティアの育成を進めるとともに、地域防災組織等との日頃からの情報共有・連携強化を図ります。○ 民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会等とネットワークを構築し、日頃から災害時に備えた見守り活動を推進します。○ 避難行動要支援者避難支援制度の効果を高められるよう、生活支援体制整備事業と連携し効果的な支援活動に努めます。○ 災害発生時には、市社会福祉協議会と市災害対策本部が連携し、災害ボランティアセンターの設置、運営に努めます。○ 災害ボランティアセンターの役割について市民の理解を得られるよう周知に努めます。

基本目標3 安全・安心な暮らしを支える環境づくり

行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路や公共施設など、ユニバーサルデザインやバリアフリーの理念に基づいた整備に努めます。 ○ 昭和56年以前の旧耐震基準で建てられた戸建て木造住宅の耐震化を図るため、希望する市民に耐震診断者を派遣し、診断の結果耐震改修が必要と判断された住宅の耐震改修費用の一部を補助します。 ○ 既存の市営住宅の適正な維持管理により長寿命化を図ります。 ○ コミュニティバスやデマンドタクシーなど公共交通の利用方法の周知に努め、誰もが移動しやすい移動手段の確保について検討します。 ○ 市民のニーズを反映した公共交通の整備に努めます。 ○ 市内の商工業者と連携し、新たな買い物支援や配食サービス等の方策の検討に努めます。 ○ 市社会福祉協議会との連携を強化し、ボランティア情報の共有化に努めます（再掲）。 ○ ボランティアセンター運営委員会や福祉救援ボランティア連絡会議への参画等、市社会福祉協議会ボランティアセンターおよびボランティアへの支援に努めます。（再掲） ○ 避難行動要支援者避難支援制度の効果を高められるよう、市社会福祉協議会に委託している生活支援体制整備事業と連携し効果的な支援活動に努めます。 ○ 大規模な災害発生を想定した職員行動マニュアルや災害時職員配備計画の整備・更新などを行います。
-------	---

主な事業

取組内容	担当課
市民が利用しやすく持続可能な公共交通サービスを提供するための公共交通維持対策事業	秘書政策課
中小企業者等が新たなビジネスの展開に取り組むための費用補助を行う新ビジネス展開促進事業	商工課
歩行者等の安全を図るための交通安全施設整備事業(カラー舗装・区画線・歩道整備・防護柵)	土木課
市道(主要幹線道路)の車線数確保・狭あい箇所解消・歩道設置等の改良や舗装、都市基盤の整備を図るための補助事業および社会資本整備総合交付金事業	土木課
民間木造住宅の耐震化促進事業	建築住宅課
公営住宅等長寿命化計画に基づく公営住宅の適正な維持管理	建築住宅課
ユニバーサルデザインやバリアフリーに基づく公園や公共施設の整備・改修	都市計画課
避難行動要支援者避難支援制度における支援体制づくり	市社会福祉協議会
福祉救援ボランティア連絡会議の開催	市社会福祉協議会
福祉救援ボランティア講座の開催	市社会福祉協議会

2 防犯・防災体制の強化

● 現状と課題 ●

電話等による詐欺被害や窃盗等が発生すると、市民の安心な生活が脅かされ、また、交通事故の場合には、当事者だけでなくその家族の生活まで一変させてしまうことも少なくありません。

地域住民が安心して暮らし続けるためには、市民一人ひとりが防犯意識を高めるとともに、交通ルールやマナーの遵守により事故防止へ日々取り組むことが大切です。

また、近年は全国各地で災害による甚大な被害が多く発生しています。

災害初期の対応力を強化するため、日頃から、地域における顔の見える関係づくりや災害に対する正しい知識の普及、市民一人ひとりの防災意識の醸成、地域と関係機関との連携強化が必要です。

● 今後の方向性 ●

防犯については、市民と警察、行政が一体となって防犯意識を高めるとともに、交通安全意識の啓発や交通安全教育の充実を図り、交通死亡事故のないまちづくりを推進します。

また、防災については、支援が必要な人を適切に把握し、有事の際に適切に行動できる地域づくりの推進や、災害に関する正しい知識を伝えることによる市民一人ひとりの防災意識の醸成、各家庭での防災対策をはじめ防災組織の結成や活動の推進等により、災害に強い地域づくりを目指します。

市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日頃から防犯や防災に対する意識を高め、自分にできることから取り組みましょう。 ○ 日頃から子どもや子育て家庭、高齢者や障がいのある方への声かけや見守りを行いましょ。 ○ 子どもを犯罪や事故から守るため、小・中学校の登下校にあわせた見守りを行いましょ。 ○ 隣近所の異変に気づいたら、直ちに民生委員・児童委員や行政に連絡しましょ。 ○ 交通ルールやマナーを守りましょ。 ○ 交通安全に関する知識を深めるため、交通安全教室に参加しましょ。 ○ 緊急の際の連絡先を整理しておきましょ。 ○ 最寄りの避難所などを把握し、災害時の対応方法について家族で話し合いましょ。 ○ 地域の防災訓練に参加しましょ。 ○ 自主防災組織の活動などに積極的に参加しましょ。
地域の取組 (事業者・団体等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防犯や防災に対する情報の周知を行います。 ○ 民生委員・児童委員、行政区、ボランティア等と連携し、地域住民が犯罪に巻き込まれないよう情報提供や相談等の支援を行います。 ○ 地域の見回りや登下校時のパトロールなど、犯罪の未然防止に取り組みます。 ○ 「二本松市通学路交通安全プログラム」に基づき、市と連携して通学路の安全確保を図ります。 ○ 地域の避難訓練や救急救命講習等の開催を促進します。 ○ 自主防災組織の結成を促進します。 ○ 民生委員・児童委員、行政区と連携し、避難行動要支援者の把握に努め、地域の実情に応じた支援を行います。
市社会福祉協議会の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症高齢者等SOS見守りネットワークの普及啓発や関係機関等との協働による体制づくりを推進します。 ○ 避難行動要支援者避難支援制度の効果を高められるよう、生活支援体制整備事業と連携し効果的な支援活動に努めます。(再掲) ○ 自治会単位の避難訓練や防災マップづくりなど、市民が中心となる活動に対し人的支援・財政支援を行います。 ○ 災害発生時には、市社会福祉協議会と市災害対策本部が連携し、災害ボランティアセンターの設置、運営に努めます。(再掲)

第4章 施策の展開

基本目標3 安全・安心な暮らしを支える環境づくり

行政の取組	<ul style="list-style-type: none">○ 青色防犯パトロール車による巡回や、さまざまな媒体を活用した安全啓発を行うことにより、地域での見守り活動を支援します。○ 子どもの見守り活動に対し、地域の協力を得ながら犯罪の抑止を図るとともに、「地域の子どもは地域で守る」という意識づくりに努めます。○ 消費生活に関するさまざまなトラブルに対して、消費生活センターに専門の相談員を配置し、解決に向けたサポートを行います。○ 警察と連携し、市民に向けて悪質商法や振り込み詐欺等の情報提供を行い、消費者被害の未然防止・拡大防止に努めます。○ 年4回程度実施される交通安全運動等に際して、関係機関との連携を図り、合同推進会議の開催や街頭啓発活動等を実施します。○ 市民の交通安全に関する知識の普及および交通安全思想の高揚を図るため、交通教育専門員による交通安全教育活動等を行います。○ 「二本松市通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関と連携して通学路の安全確保を図ります。○ 防災対策の啓発や、自主防災組織の設立および活動の支援を行います。○ 市民、ボランティア、市社会福祉協議会、行政が一体となった地域防災訓練を行います。○ 避難行動要支援者の把握や、日常生活から災害時までの支援関係が築けるような仕組みづくりを推進します。○ 避難行動要支援者避難支援制度の効果を高められるよう、市社会福祉協議会に委託している生活支援体制整備事業と連携し効果的な支援活動に努めます。(再掲)○ ボランティアセンター運営委員会や福祉救援ボランティア連絡会議への参画等、市社会福祉協議会ボランティアセンターおよびボランティアへの支援に努めます。(再掲)○ 大規模な災害発生を想定した職員行動マニュアルや災害時職員配備計画の整備・更新などを行います。(再掲)○ 災害発生時には、市災害対策本部と市社会福祉協議会が連携し、災害ボランティアセンターの設置、運営に努めます。○ 緊急情報メールを活用し、災害発生状況等を市ウェブサイトおよびSNSと連動して、プッシュ式で迅速に発信します。○ 緊急時において、聴覚・視覚・言語機能障がいのある方などに必要な情報を伝達できるよう情報伝達の方法に配慮します。○ 一般避難所および福祉避難所における、人的支援・物的支援の拡充に努めます。
-------	---

主な事業

取組内容	担当課
地域安全パトロール隊の設置	生活環境課
消費生活センターにおける相談対応	生活環境課
交通安全運動等の推進	生活環境課
交通教育専門員の設置	生活環境課
二本松市通学路交通安全プログラムに基づく通学路の安全確保	学校教育課
歩行者等の安全を図るための交通安全施設整備事業(カラー舗装・区画線・歩道整備・防護柵)(再掲)	土木課
障がい者福祉対策事業(障がいのある方に向けた文字表示機能付き防災ラジオの利用促進)	福祉課 生活環境課
災害時の避難にあたり支援を必要とする方のための避難行動要支援者避難支援制度	生活環境課 福祉課 高齢福祉課
緊急情報メールなどによる災害情報の発信	秘書政策課 関係各課
防災アプリの普及	生活環境課
地域防災訓練の実施	生活環境課
一般避難所の開設・運営	生活環境課 関係各課
拠点的福祉避難所の運営	福祉課 健康増進課
二次的福祉避難所の運営	高齢福祉課
自主防災組織設立の支援(防災講座)	生活環境課
認知症高齢者等SOS見守りネットワークの普及啓発	高齢福祉課 市社会福祉協議会
各種団体等との協働による見守り活動の実施	市社会福祉協議会
生活支援体制整備事業と連携した防災体制整備への支援	市社会福祉協議会

3 情報提供体制の充実

● 現状と課題 ●

福祉に関する情報については、広報紙や市ウェブサイト、市SNS、各種パンフレットやリーフレット等、さまざまな媒体を活用して市民への周知を図っていますが、必要な情報を入手できている人は3割弱にとどまっています。

各種福祉サービスの充実に加えて、福祉に関する情報提供や案内の充実が求められています。

高齢者や障がいのある方、子ども、子育て家庭等に情報が伝わるよう、対象者に合わせた発信方法や表現の工夫、配慮を行うなど、わかりやすい資料の作成に努めることが必要です。

● 今後の方向性 ●

誰もが必要なときに必要とする情報を入手できるよう、令和4年5月に施行された「障害者による情報の取得および利用ならびに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」に基づき、各種広報紙やウェブサイト、SNSなどICTの活用も含め多様な媒体による情報の発信を行い、障がいの有無に関わらず、誰もがそれぞれに適した手段で情報を得ることができるよう、情報提供手段の充実とわかりやすい資料の作成に努めます。

市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙や市ウェブサイト等を確認し、相談先などの大切な情報について調べておきましょう。 ○ 情報を収集しやすい媒体やツールを活用しましょう。
地域の取組 (事業者・団体等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 団体の活動状況やサービスの内容、イベントの情報について、SNSなどを利用して積極的に発信します。 ○ 必要とする人に情報が伝わるよう、伝えたい相手の年齢や障がい特性にあわせた媒体や表現を用いるなど、わかりやすい情報発信に努めます。
市社会福祉協議会の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広報誌「にほんまつ社協だより」により、地域に必要な福祉サービスや地域資源情報の発信に継続して取り組んでいきます。 ○ 幅広い年齢層にタイムリーに情報が提供できるよう、市社会福祉協議会ウェブサイト、SNSの効果的運用に努めます。

基本目標3 安全・安心な暮らしを支える環境づくり

行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種事業について、広報紙や民間情報誌、市ウェブサイト等を活用し、受け手の立場に立った情報発信の強化を図ります。 ○ SNSを活用し、市政情報をはじめ、本市の魅力、地域資源などについて幅広く発信します。 ○ 緊急情報メールを活用し、災害発生状況等を市ウェブサイトおよびSNSと連動して、プッシュ式で迅速に発信します。(再掲) ○ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の周知・啓発に努めます。 ○ 必要とする情報がわかりやすく伝わるよう、表現に配慮します。 ○ 講座やサロン活動等の機会を活用し、情報の提供に努めます。
-------	--

主な事業

取組内容	担当課
点字・声の広報等発行事業	福祉課
専任手話通訳者設置事業	福祉課
手話通訳者派遣事業	福祉課
地域包括支援センターによる高齢者福祉サービスや相談窓口等の案内（地域包括支援センター運営事業）	高齢福祉課
保育所や医療機関、遊び場や子育てサークル等の出産・子育てに関する地域情報の提供	子育て支援課 健康増進課
防災ラジオの貸与や防災行政無線機器の維持管理	生活環境課
広報にほんまつの発行	秘書政策課 関係各課
SNS（ソーシャルメディア）の積極的な活用による情報発信	秘書政策課 関係各課
市ウェブサイト・SNSの効果的な運用	秘書政策課 関係各課
子育て支援アプリを活用した情報発信とICT技術を活用したりリアルタイムでの相談体制の整備	子育て支援課
子どもたちの情報活用能力育成に向けた小・中学校におけるICT環境整備の推進	学校教育課
緊急情報メールなどによる災害情報の発信（再掲）	秘書政策課 関係各課
市社会福祉協議会ウェブサイト・SNSの効果的な運用	市社会福祉協議会
広報紙「にほんまつ社協だより」の発行	市社会福祉協議会

基本目標

4 一人ひとりの生活課題に寄り添う体制づくり

誰もが地域の中で自分らしく自立して暮らしていくためには、それぞれが抱える悩みや困りごとに対応する総合的な支援体制が必要です。一人ひとりの権利が尊重され、それぞれが抱える多種多様で複合的な生活課題を受け止める相談窓口の充実や、多分野・多機関が連携し、協働で生活課題の解決に向けて支援する体制の整備を推進します。

1 重層的・包括的支援体制の構築

● 現状と課題 ●

地域コミュニティの希薄化に加え、いじめ・不登校、ひきこもりや閉じこもり、8050問題、ダブルケア、生活困窮、子どもの貧困、ヤングケアラー、生理の貧困、配偶者や恋人からの暴力（DV）や虐待、性的マイノリティ、ごみ屋敷、近隣住民とのトラブル等、個人が抱える課題は複雑化、複合化しています。各制度の狭間にある課題も多く、高齢者、障がいのある方、子どもといった従来の福祉サービスによる対象者ごとの支援体制だけでは対応が難しくなっています。

また、こうした地域課題を受け止めて支援する側である地域活動団体もさまざまな課題や悩みを抱えている状況であり、それを受け止めるための相談先やサポート体制の強化が必要です。

● 今後の方向性 ●

地域や関係機関、市社会福祉協議会等との協働によるネットワークを構築し、地域課題を自らの地域で受け止め、解決に向けて取り組む体制づくりを推進します。

民生委員・児童委員の円滑な活動に向けて、情報の共有や相談体制の充実等、サポート体制の強化を図ります。

生活支援コーディネーターや関係機関との連携強化および地域課題の解決に向けた支援に努めます。

基本目標4 一人ひとりの生活課題に寄り添う体制づくり

市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 困っている人がいたら声をかけ、必要に応じて民生委員・児童委員や地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援センター、生活相談センターなどの相談窓口へ連絡しましょう。 ○ 地域の団体や活動内容に関心を持ちましょう。
地域の取組 (事業者・団体等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の各種団体との連携を図り、地域内の情報収集に努めます。 ○ 市や市社会福祉協議会との連携を強化します。 ○ 地域での話し合いの場を通じて、多職種間の連携を強化します。
市社会福祉協議会の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域や関係機関と協働で取り組むことのできる包括的な支援体制づくりを推進します。 ○ 地域福祉活動計画の進行管理や団体等の相互理解の場、現状把握の機会づくりを目的とした懇談会を開催します。 ○ 生活支援コーディネーターを設置し、地域資源や課題の把握、協議体（支え合い会議）の定期的な開催で、地区ごとの活動目標の設定と課題解決への取り組みについて十分な検討を行っていきます。（再掲） ○ 市社会福祉協議会が提供するサービスや事業を通じて把握した生活課題を、地域住民や関係団体、ボランティア等と共有し、住民主体の福祉活動や地域づくりへ生かせるよう取り組みを支援していきます。
行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活支援体制整備事業を市社会福祉協議会に委託して生活支援コーディネーターを設置し、地区での協議体（支え合い会議）の場づくり、社会資源の把握や関係機関等のネットワーク構築に努めます。（再掲） ○ 既存の各種相談窓口を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した課題や狭間のニーズに対応する包括的な相談体制の整備を推進します。 ○ 各種サービスを複合的に組み合わせ、福祉、保健、医療も含めた総合的・横断的な支援が行えるような仕組みを検討します。 ○ 「高齢者等の支援に関する協定」を締結している民間事業者など、多様な職種や機関との連携強化を図ります。 ○ 高齢者、障がいのある方、子ども・子育て家庭、生活困窮者など、対象者に特化した各種相談窓口では、課題の解決に向けて十分な機能が発揮できるよう、機能強化や情報共有、さまざまな機関との連携を図ります。

第4章 施策の展開

基本目標4 一人ひとりの生活課題に寄り添う体制づくり

主な事業

取組内容	担当課
市社会福祉協議会・行政区・NPO法人・民間事業所・ボランティア等、地域社会におけるさまざまな制度、機関・団体の連携、つながりの構築に向けた地域福祉推進事務	福祉課
地域住民の課題やニーズに対応するための重層的支援体制整備事業の検討	福祉課
地域包括支援センターの機能強化支援	高齢福祉課
地域ケア会議の充実	高齢福祉課
教育支援センター	学校教育課
子育て世代包括支援センターMum	健康増進課
家庭児童相談室：親と子の電話相談	子育て支援課
協議体（支え合い会議）の設置・開催（再掲）	市社会福祉協議会
各種ケース会議や地域ケア会議の開催・参画	市社会福祉協議会

2 生活課題を受け止める相談体制の充実

● 現状と課題 ●

市民が抱える困りごとや悩みごとは複雑化・複合化しています。

市民アンケートでは、市が優先して取り組むべき施策として「身近なところでの相談窓口の充実」、市社会福祉協議会に期待することとして「福祉全般の相談先としてわかりやすく、利用しやすい相談窓口」が挙げられています。

複雑化・複合化した生活課題の相談を、本人や世帯の属性を問わずワンストップで受け止め、適切な支援・サービスにつなぐ「断らない相談支援体制」の構築が必要です。

● 今後の方向性 ●

市民の抱える悩みや不安について気軽に相談できるよう、地域の身近な相談窓口の周知に加え、各種相談員の質の向上を図り、さまざまな相談を受け止めて適切な支援につなぐ「断らない相談支援体制」の構築を推進します。

担当部署のみで対応できない場合は、専門機関などと分野を超えた連携を図ります。

市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不安や悩みを一人で抱え込まず、身近な人に相談しましょう。 ○ 不安や悩みを相談できる窓口を知っておきましょう。 ○ 困っている人がいたら声をかけ、必要に応じて民生委員・児童委員や地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援センター、生活相談センターなどの相談窓口へ連絡しましょう。(再掲)
地域の取組 (事業者・団体等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民にさまざまな福祉情報を提供し、解決が難しい相談には専門機関を紹介するなど、各種相談窓口の周知と利用を呼びかけます。 ○ 地域活動団体や福祉施設などで相談機能の向上に努めます。 ○ 身近な住民同士の支え合い活動に加え、民生委員・児童委員や行政区、地域の福祉施設、行政・市社会福祉協議会と連携し、多様化する地域の相談ごとへの対応に努めます。
市社会福祉協議会の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 心配ごと相談所を常設し、悩みごとを丸ごと受け止め、問題解決の一助となるよう関係機関と連携し支援に努めます。また、地域住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員との連携強化に努め、住民が気軽に相談できる体制の構築を行います。 ○ 相談者のニーズに即し、弁護士や司法書士等の専門相談と連携を強化し、スムーズな相談体制を構築します。

第4章 施策の展開

基本目標4 一人ひとりの生活課題に寄り添う体制づくり

行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に受け止めます。 ○ 多種多様な相談に対応するため、各種相談員に向けた研修等を行い、知識や技能の向上に努めます。 ○ 福祉サービスや相談窓口の広報・周知に努め、利用促進を図ります。 ○ 認知症地域支援推進員を設置し、認知症高齢者等への支援を行います。 ○ 身近な地域で相談できる体制の整備を推進します。 ○ 地域課題の解決に向け、多様な主体が参加する会議において、地域ごとの状況を把握し共有します。 ○ 多職種間の相互理解や課題の解決に向け、各分野の関係機関が集まり、情報共有や困難事例の対応を検討する機会を提供します。
-------	---

主な事業

取組内容	担当課
福祉サービスや相談窓口の広報・周知、相談支援体制の充実のための地域福祉推進事務	福祉課
基幹相談支援センターの運営	福祉課
障がいのある方やその家族からの相談に対応する相談支援事業	福祉課
地域包括支援センター運営事業（総合相談・支援）	高齢福祉課
リハ職や栄養士、歯科衛生士、薬剤師等を交えた多角的視点による検討を行う自立支援型地域ケア会議の開催	高齢福祉課
日常生活圏域ごとの話し合いの場や市全体の話し合いの場の設置のための生活支援体制整備事業	高齢福祉課
教育支援センター（再掲）	学校教育課
子育て世代包括支援センターMum（再掲）	健康増進課
家庭児童相談室：親と子の電話相談（再掲）	子育て支援課
保育所や医療機関、遊び場や子育てサークル等の出産・子育てに関する地域の情報提供・子育ての相談	子育て支援課 健康増進課
消費生活センターにおける相談対応（再掲）	生活環境課
心配ごと相談所事業	市社会福祉協議会
専門相談との連携	市社会福祉協議会
地域包括ケアシステムとの連携	市社会福祉協議会

3 福祉ニーズへの対応

● 現状と課題 ●

本市では住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者、障がいのある方、子ども・子育て家庭等に対し各種福祉サービスの提供や介護保険サービスを通じた支援を行っていますが、高齢になったり障がいを持つようになって在宅生活が続けられるサービスや、老人ホーム、障がい者施設、グループホームといった入所施設等、各種福祉サービスをより充実させることが求められています。

関係団体からは、支援対象者の情報を得ることが困難であることから、支援対象者に関する情報の提供や、情報を持つ者同士が連携し情報を共有することの重要性が挙げられています。

● 今後の方向性 ●

支援を必要とする人が、適切なサービスを利用できるよう、情報の提供や質の向上など、福祉サービスの充実を図ります。

断らない相談支援体制の構築に向けて、本人や家族を包括的に受け止めるための面接方法、課題分析の視点、市全体がチームとなって支援を行うための総合調整等に関する手法等について検討し、知識を兼ね備えた人材の育成に努めます。

市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分に合った福祉サービスや制度を選択できるよう、広報紙や市ウェブサイト等を活用して制度や福祉サービスの情報を入手しましょう。 ○ サービスを利用する際には、福祉サービス事業者に自分の意思や希望を伝え、不明な点は確認しましょう。
地域の取組 (事業者・団体等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者が自分に合ったサービスを選択できるよう、広報紙やウェブサイト、出前講座等を通じて情報を共有します。 ○ 専門的な支援を行う人材や窓口対応にあたる職員等の資質の向上および新たな人材の発掘・育成を行います。
市社会福祉協議会の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な福祉サービス利用につなげるための相談援助に努めます。 ○ 介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者の適正な運営に努めます。 ○ 放課後児童健全育成事業や生きがいデイサービス等の市受託事業の適正な運営に努めます。 ○ 災害時などの非常時においても、安全・安心な生活を維持できるよう、事業の持続可能性を高めていきます。

第4章 施策の展開

基本目標4 一人ひとりの生活課題に寄り添う体制づくり

行政の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の視点に立ったわかりやすい福祉サービスの情報提供に努めます。 ○ 各種福祉サービスの質の向上に向け、福祉サービス事業者等への指導や研修機会の提供を通じた福祉サービス事業者の知識の向上、各関係機関の連携を推進します。 ○ 各種福祉サービスを安心して利用できるよう、福祉サービス事業者等への助言・監督等を行い、適切なサービスの確保に努めます。 ○ 後期高齢者の保健事業について、きめ細かな支援を実施するため、データ分析、アウトリーチ支援、通いの場への参加、支援メニューの改善等、後期高齢者医療広域連合との連携を図り、地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施します。 ○ 介護保険事業や高齢者の健康・疾病対策の充実に向け、退院調整ルールを効果的に活用すること等により、医療機関との連携強化を図ります。(再掲) ○ 障がいのある方が65歳以上になっても、通い慣れたデイサービスを引き続き利用できる、共生型地域密着型通所介護を推進します。 ○ 子育て家庭の不安感・負担感を軽減するためさまざまな取り組みを推進します。 ○ 放課後児童や障がい児等の居場所づくりを推進します。 ○ 放課後児童健全育成事業や生きがいデイサービス等を市社会福祉協議会に委託し、子どもや高齢者の居場所づくりを推進します。
-------	--

主な事業

取組内容	担当課
二本松市障がい者福祉計画に基づく、障がい者福祉対策事業の展開	福祉課
放課後等デイサービス・児童発達支援等の提供、日常生活の指導・集団生活への適応訓練等の障がい児給付事業	福祉課
医療機関との連携の強化（在宅医療・介護連携推進事業）	高齢福祉課
介護予防・日常生活支援総合事業	高齢福祉課
放課後児童健全育成事業	子育て支援課 市社会福祉協議会
介護保険サービス事業所の運営	市社会福祉協議会
障害福祉サービス事業所の運営	市社会福祉協議会
二本松市受託事業の適正な実施	市社会福祉協議会

4 一人ひとりに寄り添った支援体制の強化

● 現状と課題 ●

少子化や核家族化の進行などによる家庭環境や社会環境の変化により、ライフスタイルや価値観が多様化しており、人と人とのつながりや地域コミュニティの希薄化が懸念されています。

このような状況の中、各制度の狭間にある課題を抱えて社会的孤立に陥る人も出ています。

こうした人とのつながりを持ち続けて、本人の意思を尊重しながら適切な支援につなぎ、継続して見守りを行うなど、一人ひとりに寄り添った伴走型支援が必要です。

● 今後の方向性 ●

悩みや困りごとを抱えていても自ら声を上げられない人や、どこに相談してよいかわからず社会的孤立に陥っている人等を見逃さないよう、対象者の把握と適切な支援の提供に努めます。

悩みや困りごとを抱えた人が地域のさまざまな相談機関に的確につながっていけるよう情報の提供に努めます。

SDGsに掲げる「誰一人取り残さない社会」の実現に向け、多種多様な課題を抱える人を見逃さず、一人ひとりに寄り添い、つながり続ける支援体制の強化に努めます。

<p>市民の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人で悩まず、相談窓口にご相談しましょう。 ○ 隣近所で困っている人がいたら、相談窓口等の情報を提供し、地区の民生委員・児童委員等に相談しましょう。 ○ 生活困窮者自立支援制度等の各種制度について理解を深め、適切に活用しましょう。 ○ 睡眠・休養の確保を心がけ、こころの健康づくりに関する知識を深めましょう。
<p>地域の取組 (事業者・団体等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域でのさり気ない見守りや声かけを心がけます。 ○ 行政サービスや福祉サービスでは対応できない部分で、地域生活の支援に努めます。 ○ 行政に情報提供を行い、相談窓口につなげます。 ○ 各種支援制度について、理解を広げる場の確保に努めます。 ○ 支援を必要とする人を早期に発見し支援するため、地域ネットワークの強化を図ります。

第4章 施策の展開

基本目標4 一人ひとりの生活課題に寄り添う体制づくり

市社会福祉協議会の取組	<ul style="list-style-type: none">○ 地域や関係機関と協働で取り組むことのできる包括的な支援体制づくりを推進します。(再掲)○ 生活困窮者自立相談支援事業および任意事業を受託し二本松市生活相談センターを運営し、就労や暮らしの困りごとの相談を受け付け、課題解決に向けた伴走型の支援を行います。○ 低所得世帯等を対象に、生活の維持と安定を図るため、必要な相談と資金貸付等の支援を行うとともに、緊急を要する場合に人道的観点から食料等の確保と支援を行います。○ 地域や関係機関、ボランティア等と協働し、社会的孤立・孤独を抱える人の居場所づくりや就労支援に取り組み、社会参加の増進に努めます。○ 生活困窮者を支える地域づくりや、支援を行う協働先の拡充を推進します。
-------------	--

<p>行政の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関と連携し、現行の制度にはあてはまらない課題を持つ人を早期に把握し、本人の意思を尊重しながら適切な支援につなぐよう努めます。 ○ 生活保護受給に至る前の生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、就労やその他の自立に関する相談体制を推進します。 ○ 生活困窮者自立支援制度に係る相談窓口である二本松市生活相談センターの運営を市社会福祉協議会に委託し、生活困窮者が抱える問題を把握し、関係機関と協力して自立の援助に努めます。 ○ 高齢者や障がいのある方など、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の支援と、空家を活用した地域コミュニティの形成などの支援を検討します。 ○ 就労能力および就労意欲のある離職者のうち、住宅を喪失している方または喪失する恐れのある方を対象として住居確保給付金を支給するとともに、二本松市生活相談センター（自立相談支援事業）による就労支援等を実施し、住宅および就労機会の確保に向けた支援を行います。 ○ 相談や啓発活動、雇用機会の創出、多様な働き方の実現に向け、既存事業の活用・充実等各種支援を図ります。 ○ 悩みや困りごとを抱えていても自ら声を上げられない人や、どこに相談してよいかわからず社会的孤立に陥っている人等を見逃さないよう、対象者の把握と適切な支援に努めます。 ○ 既存の各種相談窓口を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した課題や狭間のニーズに対応する包括的な相談体制の整備を推進します。 （再掲） ○ 家庭や地域との連携を意識した、いのちを大切にすることを育む道徳教育を推進します。 ○ 身近な地域で相談支援が受けられるよう、こころの健康づくり講座、ゲートキーパー養成講座等を開催し、地域における気づき、つながり、見守りの推進および普及啓発を図ります。 ○ 障がいのある方を対象とした日常生活の相談・支援・交流活動等の支援を行うことにより、要援護者の自立と社会参加の促進を図ります。 ○ 保護司会、更生保護女性会等と連携し、社会復帰に向けた取り組みと再犯防止に向けた取り組みの支援を行います。 ○ 社会福祉以外の各種地域活性化の活動の中で、地域課題を共有する取り組みを促進します。
--------------	--

第4章 施策の展開

基本目標4 一人ひとりの生活課題に寄り添う体制づくり

主な事業

取組内容	担当課
再犯防止推進計画策定事業	福祉課
生活困窮者自立相談支援事業	福祉課
就労能力・就労意欲のある離職者で、住宅を喪失しているまたは喪失する恐れのある方を対象とした住居確保給付金	福祉課
障がいのある方の自立と社会参加促進に向けた相談支援事業	福祉課
周囲の人のこころの異変に気づくことのできるゲートキーパー養成講座の開催	健康増進課
こころの健康相談	健康増進課
こころの健康づくり講座	健康増進課
家庭児童相談室：親と子の電話相談（再掲）	子育て支援課
各学校における道徳教育の推進	学校教育課
心配ごと相談所事業（再掲）	市社会福祉協議会
二本松市生活相談センター（自立相談支援事業）の受託運営	市社会福祉協議会
就労準備支援事業等（自立相談支援事業の任意事業）の受託運営	市社会福祉協議会
緊急時食料品等給付事業	市社会福祉協議会
居場所づくり事業の運営支援	市社会福祉協議会
生活福祉資金および生活援助資金貸付事業	市社会福祉協議会

5 一人ひとりの権利を守る取り組みの推進

● 現状と課題 ●

高齢者・障がいのある方・子ども等への虐待やいじめ、家庭内暴力（DV）などが全国的に多発しており、深刻な社会問題となっています。

コロナ禍で在宅時間が増えたことがストレスとなり、障がいのある方に対する家族による虐待が疑われる状況もあります。市民アンケートでは高齢者・障がいのある方・子ども等への虐待や暴力を見聞きしたことがある人が約1割見られるなど、これらの問題を未然に防止し、早期発見および早期対応を図るため、関係機関が密に連携した相談・支援体制が必要となっています。

また、成年後見制度や日常生活自立支援事業（あんしんサポート）等、権利を守るための支援に関する認知度はまだ十分とはいえない状況にあることから、市民に対して広く周知を行うとともに、より活用しやすい制度となるよう検討していくことが必要です。

● 今後の方向性 ●

虐待防止センターと連携し、虐待問題への相談対応や、通報窓口の周知、機能充実に努めます。

地域からの虐待に関する通報に対し、迅速に対応できる体制づくりとともに、きめ細かいケアや支援の充実を図ります。

市民一人ひとりの権利が守られるよう、学校や地域、企業、関係機関と連携・協力し、権利擁護に関する各種制度の周知や制度の適正な利用の促進、権利擁護支援に係るネットワークの構築等、権利擁護体制の充実を図ります。

障がいのある方の地域移行に向けて関係機関が連携し、本人の状態に応じた包括的な支援体制を構築し、地域へのスムーズな移行と定着を推進します。

市民の取組

- 権利擁護制度について理解を深め、人権尊重の意識と思いやりを持って人と接するようにしましょう。
- 虐待やDVなどが疑われるケースに気づいたら、関係機関へ速やかに相談・通報しましょう。
- 自身の生活の自立に向けて必要な情報を得たり、一人で悩まずに積極的に相談するよう心がけましょう。

第4章 施策の展開

基本目標4 一人ひとりの生活課題に寄り添う体制づくり

<p>地域の取組 (事業者・ 団体等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 虐待やDVを防止するため、民生委員・児童委員をはじめとする相談活動に携わる人たちと近隣者が協力しながら、声かけや見守り、情報共有を進めます。 ○ 地域で人権を侵害するような状況を発見した際は、関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応します。 ○ 高齢者や障がいのある方への見守りや、地域でできる支え合いに取り組み、自立した生活を支援します。 ○ 法人後見人制度について検討します。
<p>市社会福祉協議会の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身近な相談窓口として個別アプローチを行い、行政をはじめ関係機関・団体等とのつなぎ役となるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）による相談支援体制の充実を図ります。 ○ 認知症や障がいなどにより日常生活上の判断に不安のある方が、自立した生活が営めるよう、日常生活自立支援事業（あんしんサポート）の適切な利用推進に取り組みます。 ○ 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）を支える生活支援員の人員の確保・育成に努めます。
<p>行政の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 虐待問題や虐待防止に関する情報の提供、虐待の通報義務等の啓発に努め、予防と早期発見に取り組みます。 ○ 関係者によるネットワークを生かした見守りや支援体制の構築に努めます。 ○ 虐待への対応と権利擁護、認知症や虐待に関する市民への啓発、虐待防止に関する民生委員・児童委員との情報交換、研修事業の推進に努めます。 ○ 市社会福祉協議会と一体となって成年後見制度の利用を促進します。 ○ 認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方に対する権利擁護支援のため、地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の設置を検討します。 ○ 障がいのある方の地域移行を推進するとともに、地域での自立生活に必要な障害福祉サービスの提供基盤について、福祉サービス事業所等と連携して整備します。

主な事業

取組内容	担当課
認知症や虐待に関する市民への啓発や、虐待防止推進と対応のための地域福祉推進事務	福祉課
認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方に対する成年後見制度利用促進事業の推進	福祉課 高齢福祉課
障がいのある方の地域移行と虐待問題への対応に向けた相談支援事業の充実	福祉課
地域包括支援センター運営事業（虐待防止の啓発、虐待に関する相談）	高齢福祉課
二本松市高齢者虐待ネットワーク連絡会議	高齢福祉課
高齢者虐待対応（コアメンバー会議）	高齢福祉課
家庭児童相談室：親と子の電話相談（再掲）	子育て支援課
要保護児童対策地域協議会	子育て支援課
要保護児童対策地域協議会を中心とした見守りや支援体制を構築するための児童虐待防止ネットワークの整備	子育て支援課
日常生活自立支援事業（あんしんサポート）の適切な利用支援と生活支援員の人材確保	市社会福祉協議会

第4章 施策の展開

基本目標4 一人ひとりの生活課題に寄り添う体制づくり

第5章 二本松市再犯防止推進計画

第5章 二本松市再犯防止推進計画

1 計画策定の背景と目的

罪を犯した人や非行をした人たちの中には、安定した仕事や住まいがない、薬物やアルコール等の依存症、高齢で身寄りがないなど、さまざまな課題を抱える人が多く存在しています。いくら犯罪や非行から立ち直ろうとしても、安定した仕事や住まいを確保できずに不安定な生活に陥ってしまう、地域社会から孤立してしまう、情報が得られず社会復帰支援を受けられずにいるなど、さまざまな理由から再び罪を犯してしまう人も少なくありません。

安全・安心に暮らせる地域社会の実現に向けては再犯防止対策が必要不可欠であり、刑事司法関係機関だけではなく、国・地方公共団体・民間が一丸となって取り組む必要があることから、国は、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行、平成29年12月に「再犯防止推進計画」を策定し、都道府県および市町村における地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされました。

また、令和4年6月に成立した更生保護法などの一部改正法により、「地域援助」が更生保護法に位置付けられたことから、令和4年10月には保護観察所から委託された地域の福祉団体にコーディネーターを設置し、満期釈放者の孤立を防ぐための支援機関のネットワークを構築する「更生保護地域連携拠点事業」の取り組みが始まりました。

県では、令和3年3月に、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指して、令和3年度～令和12年度を計画期間とする「福島県再犯防止推進計画」を策定し、罪を犯した人等が社会復帰するための仕組みづくりの推進と、罪を犯した人等を社会の構成員として受け入れることへの県民の理解促進に取り組んでいます。

本市においても「二本松市再犯防止推進計画」を策定し、罪を犯した人等の円滑な社会復帰を支援することで再犯を防止し、ひいては誰もが安全に安心して暮らすことのできる社会の実現を目指します。

2 計画の法的根拠と位置付け

(1) 法的根拠

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき策定しています。

【再犯の防止等の推進に関する法律】

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(2) 関連計画との関係

本計画は、上位計画である「二本松市総合計画」や、市の保健福祉関連計画等との整合と連携を図り策定しています。

3 計画の期間

計画期間は、「第2期二本松市地域福祉計画・第3次二本松市地域福祉活動計画」に準じて令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等によっては、計画期間内であっても必要に応じて見直しを検討するものとします。

4 再犯防止に関する制度の動向と主な内容

(1) 再犯防止に関する制度の概要

- 検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇し、「再犯防止」が大きな課題となっていることから、安全・安心に暮らせる社会を構築していくため、「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成28年12月に公布・施行されました。
- この法律では、国および地方公共団体の責務を明示するとともに、対策の基本的事項を掲げ、再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進することが定められており、平成29年12月に国の再犯防止推進計画が閣議決定されました。
- 令和4年6月に成立した更生保護法などの一部改正法により、更生や犯罪予防に向けて保護観察所が住民や関係機関に必要な援助を行う「地域援助」が更生保護法に位置付けられました。

(2) 国の再犯防止推進計画の5つの基本方針

国の再犯防止推進計画における5つの基本方針は以下のとおりです。

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

(3) 国の再犯防止推進計画の7つの重点課題

国の再犯防止推進計画における7つの重点課題は以下のとおりです。

- ① 就労・住居の確保
 - ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
 - ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
 - ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
 - ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
 - ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
 - ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等
- ③ 学校等と連携した修学支援
 - ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
 - ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等
- ④ 特性に応じた効果的な指導
 - ・ アセスメント機能の強化
 - ・ 特性に応じた効果的指導の充実
 - ・ 効果検証・調査研究の実施 等
- ⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進
 - ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
 - ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化
 - ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
 - ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

5 再犯防止を取り巻く状況

(1) 全国の再犯者の状況

全国では、刑法犯検挙者数が減少している一方で、検挙者に占める再犯者の割合である「再犯者率」が増加しています。

■刑法犯検挙者数、再犯者数、再犯者率の推移（全国）

単位：人

	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
刑法犯検挙者数	226,376	215,003	206,094	192,607	182,582
再犯者数	110,306	104,774	100,601	93,967	89,667
再犯者率	48.7%	48.7%	48.8%	48.8%	49.1%

資料：法務省「令和3年版再犯防止推進白書」

(2) 全国・福島県の再犯者の状況

令和元年の県内の再犯者率は51.4%と、全国の48.8%を上回っており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が課題となっています。

■令和元年の検挙者数、再犯者数、再犯者率（全国、福島県）

単位：人

	検挙者数	再犯者数	再犯者率
全国	192,607	93,967	48.8%
福島県	2,231	1,147	51.4%

資料：法務省「令和3年版再犯防止推進白書」、福島県「福島県再犯防止推進計画」

(3) 福島県の刑事施設入所者と再入者の状況

令和元年の刑事施設入所者（犯行時に居住地が福島県であった者）180人の状況を見ると、覚醒剤や窃盗の入所者、65歳以上の入所者における再入者数・再入者率が高くなっています。

なお、全国的な統計をみると、仕事有りの者よりも無職の者の再入者率が高くなっていますが、令和元年中の福島県は、例外的に仕事有りの者の再入者率が高くなっています。

■令和元年の刑事施設入所者数、再入者数、再入者率（福島県）

単位：人

	入所者数	再入者数	再入者率
全体	180	107	59.4%
罪名別			
覚醒剤	42	32	76.2%
性犯罪	3	3	100.0%
傷害・暴行	13	7	53.8%
窃盗	63	42	66.7%
年齢別			
65歳以上	31	21	67.7%
65歳未満	149	86	57.7%
性別			
男性	164	99	60.4%
女性	16	8	50.0%
犯行時の就業状況			
仕事有り	67	41	61.2%
無職	113	66	58.4%
【参考】平成30年中			
仕事有り	83	39	47.0%
無職	110	64	58.2%

資料：福島県「福島県再犯防止推進計画」

(4) 福島県の子どもの非行の状況

令和元年に少年院に入院した非行少年のうち、非行時の居住地が福島県である者は8人（男性8人、女性0人）となっており、原因となった非行は窃盗と詐欺が各2人（25.0%）、横領・背任、無免許過失致傷、道路交通法違反、その他が各1人（12.5%）となっています。

また、非行時の身上については、保護観察中の者が8人中4人（50.0%）となっています。

(5) 主な課題

- 罪を犯した人の中には、地域の理解がないことや必要な支援が得られないことなどによって社会から孤立したり、就労・住居の確保が難しいことから生活困窮に陥るなどにより、再び犯罪に手を染める人も少なくありません。
- 全国の出所受刑者のうち、65歳以上の高齢者の出所後2年以内再入率は全世代の中で最も高く、高齢者や知的障がいがある人等の再犯者は、再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっており、円滑な社会復帰や再犯の防止に向けて、支援が必要と思われる人を適切な支援につなげることが必要です。
- 全国の覚醒剤取締法違反による検挙者数は高い水準で推移しており、新たに刑務所に入所する者のうちの約3割が覚醒剤取締法違反者であることに加え、大麻取締法違反による検挙者数は若者層を中心に急増していることから、薬物事犯者の再犯防止対策は大きな課題となっています。

6 基本目標

基本目標 再犯防止の取り組みの推進

「誰一人取り残さない社会」の実現に向け、罪を犯した人や非行をした人に切れ目のない支援を行い、円滑な社会復帰を支えるとともに、再犯防止の取り組みについて周知啓発を図り、罪を犯した人や非行をした人を孤立させない地域づくりを推進します。

7 施策の展開

基本施策1 就労・住居の確保

- 公共職業安定所等と連携し、企業等に対し、「協力雇用主」登録への働きかけ等を行います。二本松地区保護司会が事務局を務め、登録先は福島保護観察所となります。
- 福島県地域生活定着支援センターと連携し、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障がいのある方に対し、介護保険施設や障害者支援施設等の社会福祉施設への入所調整や、市営住宅等の入居に関する情報提供等の定住先の確保に向けた支援を行います。

基本施策2 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- 高齢者や障がいのある方等、自立した社会生活を送るために支援を必要とする人に対し、市、市社会福祉協議会、地域包括支援センター、相談支援事業所、ふくしま若者サポートステーション、県社会福祉協議会等による相談事業および権利擁護の制度等の情報提供を行い、適切な支援につなげます。

基本施策3 学校等と連携した修学支援および非行の未然防止

- 小中学校等において薬物乱用防止の学習等を開催し、薬物乱用による影響と未然防止の重要性について教育指導を行います。
- 小中学校に配置したスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、児童生徒の状況に応じた修学支援や非行の未然防止に努めます。
- 罪を犯した人や非行をした人等の再犯の防止と社会復帰を支えるため、学校等と連携した進学・復学支援を行います。

基本施策4 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- 罪を犯した人や非行をした人等の更生について市民の関心や理解を得るため、「社会を明るくする運動」や毎年7月の「再犯防止啓発月間」等の取り組みを通じて広報・啓発を行います。
- 保護司会、更生保護女性会、人格擁護委員等の民間協力者の活動に資する情報を積極的に提供します。
- 協力雇用主に登録している事業主に対し、入札参加資格総合等級の格付けの際に加点をを行います。

基本施策5 関係機関の人的・物的体制の整備

- 罪を犯した人や非行をした人等の再犯の防止と社会復帰を支えるため、関係機関の協働により一人ひとりの状況に応じた相談支援体制を構築します。
- 罪を犯した人や非行をした人等を迅速に適切な支援につなぐため、保護司会、更生保護女性会等の更生保護関係の支援者・団体や福祉関係機関等とのネットワークの構築を推進します。
- 保護司会、更生保護女性会等と連携し、社会復帰に向けた取り組みと再犯防止に向けた取り組みの支援を行います。
- 地域における更生保護活動の拠点となる二本松地区保護司会の充実に向けた支援を行います。
- 再犯防止に関する会議・研修を開催するにあたっては、必要に応じて県職員の派遣を要請します。
- 県が「福島県再犯防止推進計画」を推進する中で得られた各種の情報について、積極的に活用します。

第6章 二本松市成年後見制度利用促進計画

第6章 二本松市成年後見制度利用促進計画

1 計画策定の背景と目的

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいによって財産の管理や日常生活に支障がある人の法律行為を支える重要な制度ですが、対象者数に比べ、実際の利用者数は少ない状況にあります。

平成28年5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、国では、これまでの取り組みを充実させるほか、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視など、成年後見制度の基本理念の尊重を図ることとされました。

さらに、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第12条第1項の規定に基づき、平成29年3月に、平成29年度から令和3年度までを計画期間とする「成年後見制度利用促進基本計画」を定め、利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、安心して成年後見制度を利用できる環境の整備などを推進してきました。これにより、本人の意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用や、各地域における相談窓口の整備、判断能力が不十分な人と適切な支援をつなげる地域連携の仕組みの整備が進みつつあります。

その一方で、後見人等が本人の意思を尊重しないケースや、成年後見制度そのものについて相談先の周知が不十分といった課題がある状況となっています。

令和7年には団塊の世代が後期高齢者となり、認知症高齢者が増加することが見込まれている中、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援のニーズもあわせて増加すると見込まれており、適切に対応できる体制の整備が急務となっています。

そうした状況を受け、国では、令和4年3月に、令和4年度から令和8年度を計画期間とする「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。同計画では、市町村の主な役割として、協議会および中核機関の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりに加え、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切な実施、担い手の育成・活躍支援等が明記されています。

県では令和3年3月に策定した「ふくしま高齢者いきいきプラン2021～第9次福島県高齢者福祉計画・第8次福島県介護保険事業支援計画～」の中に「成年後見制度の利用促進」を位置付け、市町村計画の策定と地域連携ネットワークの整備および中核機関の設置に向けた支援を行うとしています。

また、平成30年3月に成年後見制度の市町村長申立てを円滑に行うための「成年後見制度市町村長申立マニュアル」を作成し、令和3年6月に第3版が公開されました。

市町村計画の策定にあたっては、地域包括ケアや虐待防止など、権利擁護に関するさまざまな既存の仕組みのほか、地域共生社会の実現のための支援体制や地域福祉の推進などと有機的な結びつきを持って地域における多様な分野・主体が連携する「包括的なネットワーク」を構築する取り組みを進めていく必要があるとされており、地域福祉計画の目指す地域共生社会の実現とも共通することから、「第2期二本松市地域福祉計画・第3次二本松市地域福祉活動計画」と一体的に策定することといたしました。

2 計画の法的根拠と位置付け

(1) 法的根拠

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき策定しています。

【成年後見制度の利用の促進に関する法律】

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 関連計画との関係

本計画は、上位計画である「二本松市総合計画」や、市の保健福祉関連計画等との整合と連携を図り策定しています。

3 計画の期間

計画期間は、「第2期二本松市地域福祉計画・第3次二本松市地域福祉活動計画」に準じて令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等によっては、計画期間内であっても必要に応じて見直しを検討するものとします。

4 成年後見制度の概要

(1) 成年後見制度の概要

- 「成年後見制度」は、認知症、知的障がいその他精神上の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支える有効な手段であり、「法定後見制度」および「任意後見制度」の2種類に分かれます。

	法定後見制度	任意後見制度
制度の概要	本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が本人を法律的に支援する制度 本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度がある。	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる者や将来その者に委任する事務（本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務）の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度
申立て手続	家庭裁判所に後見等の開始の申立てを行う必要がある。	① 本人と任意後見人との間で、本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務について任意後見人に代理権を与える旨の契約（任意後見契約）を締結 → この契約は、公証人が作成する公正証書により締結する必要がある。 ② 本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の申立てを行う。
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる者
成年後見人等、任意後見人の権限	制度に応じて、一定の範囲内で代理したり、本人が締結した契約を取り消すことができる。	任意後見契約で定めた範囲内で代理することができるが、本人が締結した契約を取り消すことはできない。
後見監督人等※の選任	必要に応じて家庭裁判所の判断で選任される。	全件で選任される。

資料：厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況（令和4年8月）」

※後見監督人等：法定後見制度における後見監督人、保佐監督人、補助監督人 任意後見制度における任意後見監督人

(2) 法定後見制度の概要

○ 法定後見制度の概要は以下のとおりです。

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など（注1）		
成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の同意が必要な行為		民法13条1項所定の行為（注2）（注3）（注4）	申立ての範囲内での家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法13条1項所定の行為の一部）
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上（注2）（注3）（注4）	同上（注2）（注4）
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関する全ての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（注1）	同左（注1）
制度を利用した場合の資格などの制限	株式会社の取締役等（注5）（注6）		

資料：厚生労働省「成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況（令和4年8月）」

（注1）本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

（注2）民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

（注3）家庭裁判所の審判により、民法13条1項の所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

（注4）日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

（注5）これまで、各種の法律において、本制度を利用することにより、医師、税理士等の資格や公務員等の地位を失うなど、本人の権利を制限する規定が定められていましたが、令和元年に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、上記権利を制限する規定は削除されました。

（注6）令和元年に「会社法の一部を改正する法律」等が成立し、成年被後見人及び被保佐人も株式会社の取締役に就任できることとなりました。もっとも、取締役等は、その資質や能力等も踏まえて株主総会で選任されるため、取締役等への就任後に判断能力が低下して後見開始の審判を受けた場合には、一旦はその地位を失うこととされており、再び取締役等に就任するためには、改めて株主総会の決議等の所定の手続を経る必要があります。

5 成年後見制度の動向と国の第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要

(1) 成年後見制度の動向

- これまで成年後見制度が十分に利用されていない状況にあったことから、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年5月に施行されました。
- この法律では、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められています。
- この法律に基づき、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」、令和4年3月には「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。

(2) 国の第二期成年後見制度利用促進基本計画の基本的な考え方

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画の基本的な考え方は以下のとおりです。

- (1) 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進
- (2) 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等
 - ① 後見人等による財産管理のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の特性を理解した上で、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
 - ② 法定後見制度の後見類型は、終了原因が限定されていること等により、実際のニーズにかかわらず、一時的な法的課題や身上保護上の重要な課題等が解決した後も、成年後見制度が継続することが問題であるとの指摘や、一時的な利用を可能として、より利用しやすい制度とすべきとの指摘などがある。これを踏まえ、成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
 - ③ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。
 - ④ 本人の人生設計についての意思を反映・尊重できるという観点から任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進めるとともに、本人の意思、能力や生活状況に応じたきめ細かな対応を可能とする補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること。
 - ⑤ 安心かつ安全に成年後見制度を利用できるようにするため、不正防止等の方策を推進すること。
- (3) 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

(3) 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策は以下のとおりです。

- 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
 - (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
- 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
 - (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
 - ① 成年後見制度の利用促進における意思決定支援の浸透
 - ② 様々な分野における意思決定支援の浸透
 - (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
 - ① 家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進
 - ② 後見人等に関する苦情等への適切な対応
 - ③ 適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等
 - ④ 適切な後見人等の選任・交代の推進等に関するその他の取組
 - (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等
 - ① 後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の普及等
 - ② 家庭裁判所の適切な監督に向けた取組
 - ③ 専門職団体や市民後見人を支援する団体の取組
 - ④ 地域連携ネットワークによる不正行為の防止効果
 - ⑤ 成年後見制度を安心して利用できるようにするための更なる検討
 - (4) 各種手続における後見事務の円滑化等
- 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

(4) 国の第二期成年後見制度利用促進基本計画において優先して取り組む事項

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画において優先して取り組む事項は以下のとおりです。

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

6 本市の成年後見制度を取り巻く状況

(1) 成年後見利用者数の推移（市長申立て分）

本市の成年後見利用者数（市長申立て分）は以下のとおりです。

■成年後見利用者数の推移（市長申立て分）

単位：人

	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)
成年後見制度利用者	1	0	0	2	2
うち高齢者分	0	0	0	0	1
うち障がい者分	1	0	0	2	1

資料：高齢福祉課、福祉課（各年度末現在）

(2) 市民アンケート結果にみる地域課題

- 成年後見制度について「名前も内容も知っている」は 26.8%にとどまり、成年後見制度を実際利用するにあたり気になることについても、制度そのものや費用など、とにかくわからないということが上位に挙げられています。まずは成年後見制度について知ってもらう取り組みが必要です。

① 成年後見制度の認知度	⇒ 名前も内容も知っている	26.8%
	⇒ 名前は聞いたことがあるが、内容は知らない	41.6%
	⇒ 名前も内容も知らない	27.8%
② 成年後見制度の利用にあたり気になること	⇒ 制度がよくわからない	48.1%
	⇒ 費用がいくらかかるかわからない	38.0%
	⇒ 手続き方法がわからない	34.3%
	⇒ 相談先がわからない	32.8%

(3) 主な課題

- 本市の高齢化率は令和4年4月1日現在で 34.9%であり、今後も増加すると見込まれています。
- 成年後見制度の認知度もまだ十分とはいえない状況にあることから、認知度の向上を図るための周知が必要となっています。
- 成年後見制度利用時の不安を解消するため、制度そのものに加え、利用方法や費用について知ってもらうための取り組みが必要となっています。

7 基本目標

基本目標 成年後見制度の周知と利用促進

市民の約3分の1は高齢者であり、今後、認知症等により、判断が必要な場面において支援を必要とする人が増えることも想定されます。そうした人の権利を守るため、保健・医療・福祉・司法といった関係機関が密に連携し、支援を必要とする人の意思や希望を尊重した相談体制の整備を図るとともに、障がいや認知症等によって支援を必要とする人が安心して制度を利用できるよう周知に努めます。

8 施策の展開

基本施策1 成年後見制度の理解促進

- 制度の適切な利用を促進するためには、権利擁護とその方法のひとつである成年後見制度についての理解の浸透が必要であることから、市民に対する広報・啓発活動を行うとともに、市や関係団体の職員といった支援関係者に向けた研修を行うなど、成年後見制度の理解促進を図ります。

基本施策2 任意後見制度の利用促進

- 将来、判断能力が不十分になった場合に備え、予め後見事務の内容と後見人について契約しておく任意後見制度についての理解の浸透が必要であることから、市民に対する周知と助言を行うなど、任意後見制度の利用促進を図ります。

基本施策3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりと中核機関の整備

(1) 地域連携ネットワークの強化

- 権利擁護支援を必要としている人も含め、地域に暮らす全ての人が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参画できるようにするため、地域連携ネットワークの役割である「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した貢献活動を支援する体制の整備」の3つを念頭に置きながら、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体による連携の強化を図ります。

(2) 権利擁護が適切に図られる仕組みづくりの検討

- 既存の福祉や医療等のサービス調整や支援を行う場合には、必要に応じて法律・福祉の専門職や後見人等、本人の意思決定に寄り添う人を加えるなど、本人の権利擁護が適切に図られるような仕組みづくりを推進します。
- 権利擁護支援が必要な人を中心として、本人に身近な親族等や、関わりの深い地域、保健・福祉・医療の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う組織の形成を検討します。

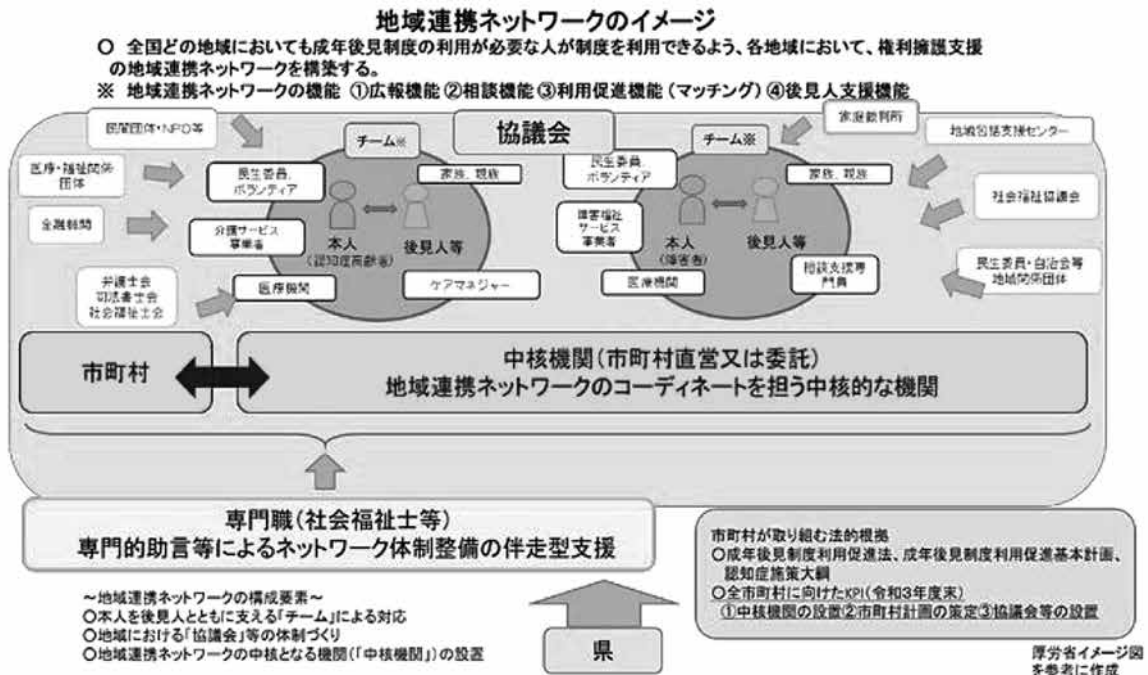
(3) 協議会の整備・検討

- 本人の権利擁護が適切に図られる支援体制の整備や、成年後見制度の利用に関わらず困難なケースにも適切に対応できる体制の整備、多職種間での更なる連携強化を目的として、専門職団体や関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める協議の場となる協議会の設置を検討します。

(4) 中核機関の設置・検討

- 地域連携ネットワークの中核機関の設置を検討します。
- 中核機関では、福祉関係者や各専門職団体と連携を図り、権利擁護に関する多種多様な相談対応、本人を中心としたチーム支援、成年後見人等候補者の調整・推薦など、多岐にわたって事業を実施するものです。

■権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ



資料:福島県「ふくしま高齢者いきいきプラン～第9次福島県高齢者福祉計画・第8次福島県介護保険事業支援計画～」

基本施策4 市長申立ての適切な実施

- 市長申立てに関する事務を迅速に処理できる体制を整備します。
- 身寄りのない人への支援において、適切に市長申立てを実施します。
- 虐待等の迅速な対応が必要な事案については、積極的に市長申立てを活用します。

基本施策5 成年後見制度利用支援事業（助成制度）の推進

- 市町村の負担を軽減することで適切な成年後見制度の利用を推進することを目的として、国や県が市町村に対して一定割合を補助する、成年後見制度利用支援事業の対象として広く低所得者を含めることや、市長申立て以外の本人や親族による申立て費用および報酬ならびに後見監督人等が選任される場合の報酬も含めることなど、適切な実施内容について検討します。

基本施策6 後見人等の担い手の確保・育成

- 適切な後見人が選任されたり、事情に応じて交代できるようにするためには、後見業務の担い手として多様な人材が必要であることから、後見人等の担い手の育成を推進します。
- 市社会福祉協議会やNPO法人等における法人後見受任に向けた協議を行います。
- 市民後見人の役割や必要性を周知するとともに、新たな市民後見人の育成を推進します。
- 専門職団体による専門職後見人の確保・育成を推進します。
- 親族後見人や市民後見人、法人後見等の後見業務の担い手の育成を推進します。
- 研修会の開催を検討し、後見人の役割の理解促進と資質の向上を図ります。
- 成年後見人等候補者になり得る各関係団体に対し、制度の重要性の啓発を図り、各関係団体における人材育成につなげます。

第7章 計画の推進にあたって

第7章 計画の推進にあたって

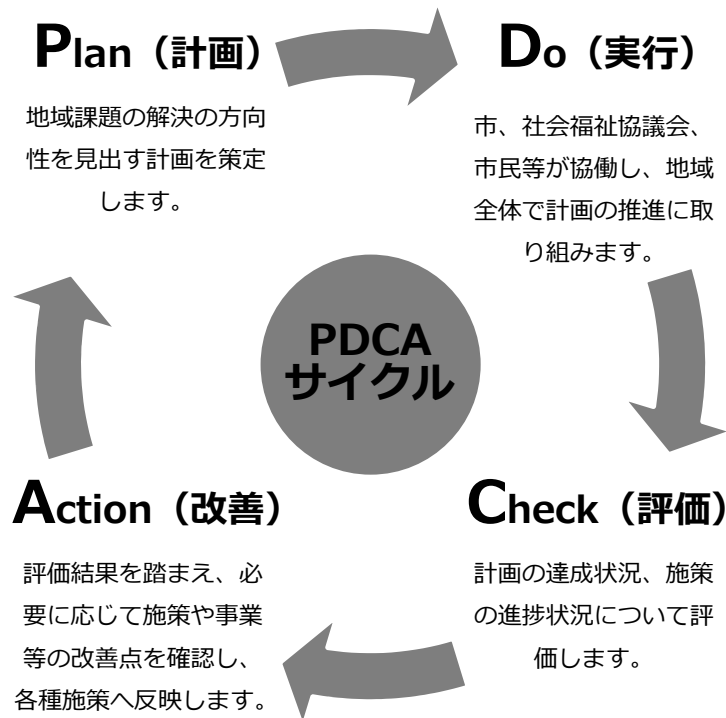
1 計画の推進

(1) 計画の周知・啓発

本計画について、「広報にほんまつ」や「社協だより」、市ウェブサイトなどによる広報を通じて内容の周知を図るとともに、現在の地域福祉の取り組み事例などを紹介していきます。また、市や市社会福祉協議会による出前講座などを開催し、市民に直接説明する機会を設け、広く市民への周知に努めます。

(2) 計画の進捗管理

本計画を実行性のある計画として推進していくために、市、市社会福祉協議会、社会福祉審議会、地域福祉推進委員会において各施策の進捗状況について評価・検証を行います。また、各種調査活動を通して福祉サービス利用者が抱える課題を把握し、新たな課題や社会情勢の変化に応じた計画の見直しを行います。



2 計画の推進体制

(1) 市民の役割

地域を構成する主役は市民であり、一人ひとりが福祉についての意識や理解を深め、地域の支え手であるという自覚を持つことが大切です。

そのため、自分が住む地域の現状を知り、地域課題の解決に向けて地域で話し合い、一人ひとりが地域の担い手として、地域活動やボランティア活動に積極的に参加することが期待されています。

(2) 地域の役割

地域福祉を推進するにあたっては、市民一人ひとりが連帯感を持って地域に参画し、地域が一体となって取り組むことが大切です。

そのため、民生委員・児童委員等をはじめ、地域で活躍する人やさまざまな団体と連携・協働して地域福祉活動を推進する地域の担い手が必要とされています。

(3) サービス事業者の役割

サービス事業者は、専門的な福祉や介護のサービスの提供者として、利用者の視点に立った質の高いサービスの提供に取り組んでいくことが必要です。

今後、更なる多様化が見込まれる福祉ニーズに対応していくためにも、既存事業の充実に加えて新たなサービスへの対応や、市民が地域福祉に参画できるようにするための支援などに取り組むことが期待されます。

(4) 市社会福祉協議会の役割

市社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉の推進にあたり中心的な役割を担う団体として位置付けられています。

法に基づき制度化された福祉サービスだけでなく、市民の視点に立ったサービスの提供、福祉に関する情報の発信、各種助成など、地域に密着し組織的に地域福祉を推進する役割を担います。

(5) 市の役割

行政には、地域福祉の向上を目指し、各福祉施策を総合的に推進していく責務があります。その責務を果たすため、行政区等の住民組織や各種サービス事業者、市社会福祉協議会等と連携・協働を図るとともに、多様な主体のニーズの把握に努め、地域の特性を踏まえた施策を推進します。

生活課題を抱える方や世帯を包括的に支援していくためには、福祉分野に限らず、保健・医療も含めた全庁的・部局横断的な連携体制を構築することが必要となることから、関係部局の連携が図られる推進体制の整備を目指します。

資料編

資料編

1 二本松市社会福祉審議会条例

(設置)

第1条 社会福祉に関する施策の推進について必要な事項を審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、二本松市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、福祉、保健、医療又は介護保険に関係ある者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、新たに組織された審議会の最初開催される会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬等)

第6条 委員の報酬及び費用弁償については、二本松市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年二本松市条例第38号）の定めるところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第8号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月25日条例第39号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 二本松市社会福祉審議会委員名簿

区分	推薦依頼先機関・団体名	役職等	氏名	備考
福祉関係	二本松市社会福祉協議会	会長	サクマ マサル 佐久間 勝	会長
	二本松市民生児童委員協議会	安達方部 会長	アンサイ マサノリ 安齋 正典	副会長
	二本松市身体障がい者福祉会	評議員 (東和方部)	タカノ ヒロイチロウ 高野 弘一郎	
	二本松市手をつなぐ親の会	会長	ナナミヤ ヒロシ 七宮 弘	
	二本松市あだたらクラブ	副会長 (安達方部)	アンサイ ツネキチ 安齋 常吉	
	二本松市ボランティア連絡会	児童図書研究 グループ トトロ	サイトウ チエコ 齋藤 千江子	
保健関係	福島県看護協会県北支部	入退院支援室 室長 (柘記念病院)	タカハシ サトミ 高橋 里美	
	二本松市健康推進委員会	岩代支部長	サクマ テツ子 佐久間 テツ子	
医療関係	安達医師会	理事 (柘記念病院)	ツブラヤ ヒロシ 圓谷 博	
	安達歯科医師会	専務	イトウ シュウイチ 伊藤 修一	
介護保険 関係	独立行政法人 地域医療機能推 進機構 二本松病院附属介護 老人保健施設	施設長	ロッカク ユウイチ 六角 裕一	
学識 経験者	二本松市区長会	行政委員	オオウチ カズナガ 大内 和長	
	二本松市婦人団体連合会	会長	イシカワ ミチ 石川 美知	
公募			タカハシ チヨコ 高橋 千代子	
			サトウ トモミ 佐藤 朋美	

3 二本松市地域福祉推進委員会設置要綱

(設置)

第1条二本松市地域福祉活動計画（以下「地域福祉活動計画」という。）の円滑な推進を図るため、二本松市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条委員会は、次に掲げる事項を審議し、結果を二本松市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に報告するものとする。

- (1) 地域福祉活動計画の進捗状況の把握に関すること。
- (2) 地域福祉活動計画の評価及び見直しに関すること。
- (3) その他地域福祉活動計画の推進に必要と認められる事項に関すること。

(委員の構成)

第3条委員会は、次の各号に属する策定委員15名以内で構成し、会長が委嘱する。

- (1) 民生委員・児童委員
- (2) 住民自治会関係者
- (3) 社会福祉団体関係者
- (4) ボランティア関係者
- (5) 関係行政機関関係者
- (6) 社会福祉協議会関係者
- (7) その他会長が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第4条委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。委員長及び副委員長は委員の互選によって選出する。

2 委員長は委員を代表し、会務を統括する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があったときは、その会務を代行する。

(任期)

第5条委員会の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員によって就任した推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条会議は委員長が召集し、会議の議長となる。

(意見の聴取)

第7条委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見もしくは説明を聞き、資料の提出を求めることができる。

(費用弁償)

第8条委員には、費用弁償することができる。費用弁償の額は、会長が定める。

(事務局)

第9条委員会の事務局は、二本松市社会福祉協議会に置く。

(その他)

第10条この要綱に定めない事項については、委員長が委員会に諮って決定する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

二本松市地域福祉推進委員会委員選出区分一覧

No.	選出団体	選出区分	委員数
1	二本松市民生児童委員協議会	民生委員・児童委員	1
2	二本松市区長会	住民自治会関係者	1
3	二本松市婦人団体連合会	住民自治会関係者	1
4	二本松市あだたらクラブ	社会福祉団体関係者	1
5	二本松市身体障がい者福祉会	社会福祉団体関係者	1
6	社会福祉施設等	社会福祉施設関係者	3
7	二本松市社会福祉協議会	ボランティア関係者	1
8	二本松市保健福祉部	関係行政機関関係者	1
9	社会福祉協議会理事（地区社協含む）	社会福祉協議会関係者	1

4 二本松市地域福祉推進委員会委員名簿

No	氏名	選出団体	役職	備考
1	ヤブキ 矢吹	コウザン 孝三	二本松市民生児童委員協議会	会長 委員長
2	ハットリ 服部	トシアキ 敏明	二本松市区長会	副会長
3	イシカワ 石川	ミチ 美知	二本松市婦人団体連合会	会長 副委員長
4	ムトウ 武藤	ツネイチ 英一	二本松市あだたらクラブ	会長
5	ムラマツ 村松	イチオ 市夫	二本松市身体障がい者福祉会	会長
6	イトウ 伊東	ヤスヒロ 靖裕	社会福祉法人あだち福祉会	本部事務局 総務管理課長
7	ナナミヤ 七宮	ヒロシ 弘	社会福祉法人あおぞら福祉会	施設長
8	ナカノ 中野	マリコ 真理子	NPO法人子育て支援グループ ころろ	理事長
9	サイトウ 齋藤	チエコ 千江子	児童図書研究グループ「トトロ」	ボランティア 団体
10	アベ 阿部	キヨヒサ 清久	二本松市保健福祉部	参事兼 福祉課長
11	マツタ 松田	トモコ 知子	二本松市社会福祉協議会理事	理事

5 二本松市地域福祉計画策定庁内幹事会要領

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく二本松市地域福祉計画及び二本松市社会福祉協議会が策定する二本松市地域福祉活動計画（以下「地域福祉計画等」という。）を一体的に策定（改定）するにあたり、各種施策との連携を図りつつ包括的に検討するため、二本松市地域福祉計画等策定庁内幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、地域福祉計画等の策定について必要な事項を協議する。

(組織)

第3条 幹事会は、別表に掲げる職員をもって組織する。

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長に福祉課長を、副幹事長に子育て支援課長を充てる。

2 幹事長は、会務を総理する。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(庶務)

第6条 幹事会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事会において協議し、幹事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年6月17日から施行し、地域福祉計画等の策定が終了したときに廃止するものとする。

別表（第3条関係）

秘書政策課長
生活環境課長
福祉課長
子育て支援課長
高齢福祉課長
健康増進課長
土木課長
都市計画課長
安達支所地域振興課長
岩代支所地域振興課長
東和支所地域振興課長
学校教育課長
生涯学習課長

6 二本松市地域福祉計画策定庁内幹事会名簿

No.	所 属	職 名	氏名	備 考
1	総 務 部	秘書政策課長	ヤスタ ケンイチ 安田 憲一	
2	市 民 部	生活環境課長	イトウ マサヒロ 伊藤 雅弘	
3	保 健 福 祉 部	福祉課長	アベ キヨヒサ 阿部 清久	幹事長
4		子育て支援課長	サトウ ヒデアキ 佐藤 英明	副幹事長
5		高齢福祉課長	キサイ トウゴ 騎西 東五	
6		健康増進課長	フクダ ナオミ 福田 なおみ	
7	建 設 部	土木課長	スズキ キョイチ 鈴木 喜代一	
8		都市計画課長	キクチ サトシ 菊地 智	
9	安達支所	安達支所 地域振興課長	スズキ タツヤ 鈴木 達也	
10	岩代支所	岩代支所 地域振興課長	シモムラ サトル 下村 覚	
11	東和支所	東和支所 地域振興課長	ハシモト ヒロユキ 橋本 浩幸	
12	教 育 委 員 会	学校教育課長	オオタ タカシ 太田 孝志	
13		生涯学習課長	セキ ヒロシ 関 博	

7 計画策定の経過

年	月日	開催・実施内容
2022（令和4）年	1月31日 ～2月14日	地域福祉に関するアンケート調査 （市民：18歳以上の男女） 2,000人配付→900人回収（回収率45.0%）
	6月17日	地域福祉計画等策定庁内幹事会要領の制定
	7月22日	第1回地域福祉計画等策定庁内幹事会
	7月29日	第1回 二本松市社会福祉審議会（二本松市地域福祉計画策定委員会）及び二本松市地域福祉推進委員会（二本松市地域福祉活動計画策定委員会）
	第2期二本松市地域福祉計画・第3次二本松市地域福祉活動計画策定のための地区懇談会開催 （課題の抽出、取り組みの実態・意見を把握） （主な参加者：行政区長、町内会長、民生児童委員、婦人会、消防団等）	
	9月12日	岩代地区（岩代保健センター）
	9月13日	安達地区（安達公民館）
	9月20日	東和地区（東和支所）
	9月21日	杉田地区（杉田住民センター）
	9月28日	石井地区（石井住民センター）
	9月29日	塩沢地区（塩沢住民センター）
	10月11日	大平地区（大平住民センター）
	10月12日	岳下地区（岳下住民センター）
	10月13日	二本松地区（二本松福祉センター）
	関係団体ヒアリング開催 （活動の現状や課題、福祉施策等についての意見等）	
	9月14日	高齢者（市役所6階 正庁）
	9月14日	障がい者（市役所6階 正庁）
	9月16日	子ども・子育て（市役所6階 正庁）
	12月22日	第2回地域福祉計画等策定庁内幹事会（計画素案）
	12月27日	第2回 二本松市社会福祉審議会（二本松市地域福祉計画策定委員会）及び二本松市地域福祉推進委員会（二本松市地域福祉活動計画策定委員会）

年	月日	開催・実施内容
2023（令和5）年	1月16日	庁議（計画素案）
	1月20日	議員協議会への素案説明
	1月20日～ 2月8日	パブリックコメント実施
	2月15日	第3回地域福祉計画等策定庁内幹事会（最終案）
	2月24日	第3回 二本松市社会福祉審議会（二本松市地域福祉計画策定委員会）及び二本松市地域福祉推進委員会（二本松市地域福祉活動計画策定委員会）（最終案協議）
	2月27日	市長への建議
	3月6日	庁議（最終案）

第2期二本松市地域福祉計画・第3次二本松市地域福祉活動計画

(再犯防止推進計画・成年後見制度利用促進計画)

令和5年3月

二本松市 保健福祉部 福祉課
〒964-8601 福島県二本松市金色 403 番地 1
TEL 0243-24-5063 FAX 0243-22-1547
<https://www.city.nihonmatsu.lg.jp/>

社会福祉法人 二本松市社会福祉協議会
〒969-1404 福島県二本松市油井字濡石1番地2
TEL 0243-23-7867 FAX 0243-23-9046
<https://nihonmatsushisyakyo.or.jp/>

